

第五章 第一二期の市議会（昭和五八年度～六一年度）

——議会の活性化と野党攻勢——

第一節 四年間の概観

昭和五八年四月二四日の市議会議員選挙で選出された四四人の任期は、同年五月一日から六二年四月三〇日までの四年間であった。市議会では多数野党による活発な攻勢が繰り広げられた。五九年二月の市長選挙では、当初の予想を超えて保守・中道政党が擁立した新人候補が善戦し、わずか二〇〇〇票余の僅少差という接戦となった。これに勢いを得た野党は、助役や教育長などの主要人事で抵抗し、また職員定数問題では、安易な増員に発して関連予算の凍結、条例の再提出という事態を生じさせ、地方での「行政改革」の実行を迫り、葉山市政をたびたび窮地に追い込んだ。いわば、議会による市政のチェックが最も厳しく行われた時代であったといえよう。それだけ、市議会が活性化化したということにもなる。

なお、文化・社会面でもこの時代を期すことになる様々な事件が生じた。五八年に放映されたNHKテレビの連続ドラマ「おしん」は、六五パーセント（九月二四日）という空前の視聴率を記録し、「おしん」ブームが起った。この年、東京ディズニーランドが開園した（四月一五日）。翌五九年にはエリマキトカゲがもてはやされた。六〇年三月には「つくば万博」が開催された。また同年夏には航空史上最悪の、五二〇人が死亡するとい

う日航機墜落事故が発生した（八月一二日）。六一年にはパンダのホアンホアンが赤ちゃんを出産した（六月一日）。秋には伊豆大島の三原山が噴火し、全島民が避難する事態となった。翌六二年二月には民営化されたNTT株が上場され、財テクブームに火がついた。これはのちに「バブル（泡）経済」と評されることになる。

中曽根内閣の発足と田中支配

国政レベルでは、前期のような目まぐるしい政権交替は生じなかった。五七年一月二七日に誕生した中曽根内閣は、六二年一月までの五年間、佐藤、吉田内閣に次ぐ、長期にわたる政権を担当したためである。しかし、中曽根政権の党内での政治基盤は脆弱であった。脆弱な政治基盤のもとで、いかに政権の維持を図るか、またそのためにいかに政治の争点を作り出すか。これらの政治手法を見せたのが、中曽根内閣であった。

昭和五七年一〇月の自民党総裁選挙の直前に突然辞意を表明した鈴木首相の後継総裁を選ぶ自民党の総裁選挙の予備選挙が一月に行われた。立候補した中曽根康弘、河本敏夫、安部晋太郎、中川一郎の各氏のうち中曽根候補が過半数の得票を獲得して第一位となった。他の三候補が本選挙への出馬を辞退したため、中曽根氏が自民党総裁となり、国会での首相に指名された。

第一次中曽根内閣が誕生すると、マスコミは「田中曽根内閣」と揶揄した。政権の基盤を党内最大派閥の田中派に依拠したためである。田中元首相はロッキード事件の被告となったものの、党内勢力を拡大させ続けて田中派は自民党所属国会議員のほぼ三分の一を占めるまでになり、元首相自身の影響力を維持させていたのである。しかし、国会では田中元首相の議員辞職勧告決議案を野党が提出するなど、田中問題が与野党間の政局運営の一つの「とげ」になっていた。五八年六月二六日には第一三回の参議院議員選挙が行われた。この選挙はそれまで

とは異なつて、全国区選挙が「拘束名簿式・比例代表制」に改められたはじめての選挙であつた。自民党は選挙区（旧地方区）では前回並の四九議席を獲得、比例区の一九と合わせて六八議席を得て、非改選議員と合わせる。と改選前を上回る成績であつた。また比例区では、サラリーマン新党、福祉党などからの当選者があつた。

五八年一〇月一二日、東京地裁はロッキード事件裁判で田中元首相に懲役四年の実刑判決を言い渡した。元首相はその直後には「自重、自戒」するとの談話を出したが、野党は田中問題で攻勢を強め、衆議院の解散を要求した。五八年一月一八日に行われた第三七回衆議院議員総選挙では、自民党は二五〇議席に激減する敗北を喫し、保守系無所属九人の追加公認によって、かろうじて過半数（二五六議席）を確保した。しかし、無所属として立候補した田中元首相は二二万票を獲得して当選した。この選挙では社会党が一一二、公明党が五八、民社党が三八議席でいずれも議席を増やしたが、共産党は二六、新自由クラブは八議席で、いずれも議席を減らす結果となつた。

総選挙の結果、中曽根総裁に対する自民党内の批判は強まつたので、中曽根首相は「田中影響排除」をうたつた。自民党総裁声明を出した。この頃、藤沢市議会は「田中角栄元首相の議員辞職勧告及び政治倫理の確立等を要求する決議」（五八年一月二二日）を行つてゐる。さらに、中曽根首相は新自由クラブとの連立工作を進め、一月二六日の特別議会召集日に、中曽根首相と田川誠一新自由クラブ代表とが会談し、国会内統一会派「自由民主党・新自由国民連合」を結成することで合意した。その結果、同会派の議席は二六七となり衆議院の安定過半数を確保し、田川代表は第二次中曽根内閣に自治大臣・国家公安委員長として入閣したのである。

総選挙のあとも田中元首相の影響力は衰えることなく、五九年秋の自民党総裁選挙が近づくと派内の世代交代ムードにも歯止めをかけようとした。新たなリーダーが台頭すれば、その影響力が足元から脅かされかねないた

めである。中曽根首相は田中派依存を強め、田中元首相も中曽根再選支持を打ち出した。一方、関係者の思惑はさまざまだったが、鈴木、福田氏などの党内実力者と公明、民社の両党首脳によって二階堂副総裁（田中派）擁立工作が進められた。しかし、この構想は挫折し、中曽根総裁が再選されたのである。

こうして自派から総裁候補を出さず、他派閥の候補を支持してキングメーカーになることで田中元首相の党内支配力は維持されたが、それは意外な展開で幕を閉じた。六〇年二月七日には、田中派のなかに竹下政権を目指す創政会が発足し、その二〇日後の二月二十七日、田中元首相が脳梗塞で倒れ、政界復帰はきわめて困難との見方が政界に次第に定着することになったからである。

このような状況の変化で、政権維持を目指す中曽根戦略は大幅に転換した。そのなかで大きな位置を占めたのが衆議院の定数は正問題であった。五八年の衆議院総選挙に対する違憲訴訟も出されており、六〇年七月に最高裁判所がこれを違憲とする判決を出したため、これに対する措置を講じないと首相の解散権も制約されることになるからであった。与野党の間で現行の定数を維持しつつ定数は正を行う様々な案が提出されたが、自民党では中曽根総裁による解散は中曽根三選につながるとして警戒するものも少なくなかった。六一年五月、坂田衆議院議長らの定数の八増七減案を内容とする調停案が国会で成立すると、それまで「死んだふり」をしていた中曽根首相はこの年に予定されていた参議院選挙との同日選挙に一挙になだれこんだ。臨時国会を召集するとともに解散に打って出たのである。

そして七月六日に行われた衆参同日選挙では、自民党が圧勝したのである。衆議院では前回を大きく上回る三〇六議席を獲得した。中曽根首相は「八六年体制ともいえる自民党の新しいスタートだと思う。自民党はウイングをこれまでよりもさらに左の方に伸ばし、新自由クラブ、民社党、社会党右派を含む中道右派までカバーし

た。……野党も必然的に中道右派に手を伸ばさなければならぬ時代になっている」と語った。自民党は党則で総裁の三選を禁止しており、この年の秋に予定されていた総選挙では安部、宮沢、竹下氏らのニューリーダーが出馬を予定していたが、この選挙結果で党則の改正を行い中曽根総裁の任期を一年延長することとしたのである。

一方、この選挙で社会党は左右統一後以来の議席をはじめめて割り込んだ八五議席に転落した。石橋執行部は総辞職し、土井たか子氏が委員長に就任し、憲政史上初の女性党首が誕生した。民社党も大きく敗退した。自民党と連立を組んできた新自由クラブは、二議席減の六議席に止まり、この年の八月一五日に解党し、田川誠一氏を除いては自民党に復党することとなったのである。

行政改革と大型間接税

政権基盤の弱さが、中曽根首相の政策とその手法を規定した。政権派閥の経験を持たない中曽根首相は、「軽軍備、経済優先」というそれまでの保守本流路線とは異なった路線を打ち出した。「日本列島不沈空母化」、「三海峡封鎖」という発言に象徴される日米軍事同盟の強化、靖国神社公式参拜、それに行財政改革など「戦後政治の総決算」を掲げ「タブーへの挑戦」と称した。政治手法もまた転換させた。審議会政治であり、ブレインの登用である。中曽根首相の経済政策に関する懇談会、臨時教育審議会、閣僚の靖国神社参拜問題に関する懇談会など、私的、公的な審議会、懇談会を設け、諮問、答申を通じて政策展開への地ならしを行う。審議会等のメンバーには首相好みのブレインを入れ、論議を引っ張るケースが目立った。これは、官僚の素案をたたき台に、党内の根回しを経て政策形成を進めるといふ、それまでの自民党の手法とは異なったものであり、党内からの反発を

招いた。

中曽根内閣は、行政改革、教育改革、財政改革という三つの基本的改革の推進を強調していたが、当面の内政面の最重要課題に据えられたのが行政改革であった。五八年三月に「増税なき財政再建」を基調とした臨時行政調査会の最終答申が行われたのを受けて、五月には行革大綱が閣議決定された。そして臨調答申の実現を促すために、臨時行政改革推進審議会が七月に発足した。行政改革の手始めとして、五九年の国会では専売公社と電電公社の民営化の法案を成立させ、六〇年四月一日から専売公社と電電公社が民営化されてそれぞれ日本たばこ産業株式会社と日本電信電話株式会社（N T T）になった。行政改革の次の焦点は国鉄再建問題であった。五八年六月に発足していた国鉄再建監理委員会が六〇年七月に国鉄を分割して公社から民間会社に変える意見を提出し、政府はこれに基づいて関連法案を提出したのである。国鉄分割・民営化関連法案は六一年一月に成立し、六二年四月一日から新会社が発足した。国鉄・国電という言葉はなくなり、J R O O 駅と改称された。これらの行政改革の一連と動きのなかで「民間活力」、「規制緩和」がスローガンとなった。そしてこの「民活」のもと、六二年には首都圏中心に、地価が一年間に三倍にも高騰するという事態を招くことになる。

財政改革については、中曽根首相は「増税なき財政再建」を掲げる一方で、六〇年一月の施政方針演説で「税制全般の改革」を打ち出した。政府税制調査会に対して中曽根首相は六〇年夏、シャープ勧告以来三五年間に生じた現行税制のゆがみや不公平を正す全面見直しを要請した。九月の政府税調の発足をにらんでか、一〇月には自民党の村山調査会がE C 型付加価値税方式を有力とする大型間接税導入を柱とする中間報告をまとめた。中曽根三選後の六一年一二月に自民党税制調査会は、中堅サラリーマンを中心とした所得税・住民税減税と法人税の引き下げ、その見返り財源として新型間接税の「売上税」を導入するとともに、郵便貯金やマル優制度などの利

子非課税制度を廃止し、「増減税同額」の改革を行うという基本方針を決定した。しかし、この売上税は「中曽根政治」の総仕上げを阻むものとなった。

政府は六二年二月四日に売上税法案を国会に提出した。しかし、与党自民党内からも、六一年の同日選挙で導入しないとした大型間接税にあたり公約違反である、との批判が出された。防衛費の一パーセント枠撤廃を批判する野党は審議を全面的に拒否した。内閣支持率は二四パーセントに急落し、売上税反対は八二パーセント（朝日新聞世論調査）にのぼった。地方議会では反対決議が相次いだ。藤沢市議会は「売上税導入及びマル優制度等廃止に反対する意見書」を議決し、内閣総理大臣をはじめ、大蔵、自治、郵政の各大臣に提出した。

四月に行われる統一地方選挙では、首相への選挙応援の要請はなく、地方遊説に出ないという前代未聞の事態となった。三月八日の参議院岩手選挙区の補欠選挙では社会党候補が当選し、与野党攻防の力関係を変える「岩手ショック」が起きた。四月二三日、原衆議院議長のあっせんで、売上税関連法案を廃案とし与野党の協議機関を発足することが合意された。

藤沢市議会の動き・会派の動向と市長選挙

昭和五八年四月二四日に投票が行われた市議会議員選挙の結果を踏まえて、各会派の結成届けが出された。保守系では自由民主議員団（二人）、新政クラブ議員団（四人）、民主自由クラブ議員団（一人）、新自由クラブ議員団（一人）、緑風会（一人）の五会派、中道系では公明党議員団（六人）、民社クラブ議員団（四人）、革新系では日本社会党議員団（七人）、日本共産党議員団（四人）、市政市民会議（四人）の、計一〇会派が届け出た。前期に比べると、保守系の会派が二つ増えたことになる。このうち、公明党所属の広谷甲二議員は五八年六

第5章 第12期の市議会（昭和58年度～61年度）

56.9.1～58.4.30	58.5.1～11.20	58.11.21～60.7.31	60.8.1～62.4.30
民主自由 クラブ 15 ■■■■■■■■■■■■■■■■	自由民主 議員団 (12)13 ■■■■■■■■■■■■■■■■	自由同志会 議員団 19 ■■■■■■■■■■■■■■■■	自由同志会 議員団 18 ■■■■■■■■■■■■■■■■
昭和新政会 3 ■■■	新政クラブ 議員団 4 ■■■■		新政会 1 ■
新自由ク同志 会議員団 3 ■■■	自由民主ク 議員団 1 ■		
	新自由ク 議員団 1 ■		
	緑風会 1 ■	緑風会 1 ■	緑風会 1 ■
市政市民会議 4 ■■■■	市政市民会議 4 ■■■■	市政市民会議 4 ■■■■	市政市民会議 4 ■■■■
日本社会党 6 ■■■■■■■■	日本社会党 6 ■■■■■■■■	日本社会党 6 ■■■■■■■■	日本社会党 6 ■■■■■■■■
民社クラブ 3 ■■■	民社クラブ 議員団 4 ■■■■	民社クラブ 議員団 4 ■■■■	民社クラブ 議員団 4 ■■■■
日本共産党 4 ■■■■	日本共産党 4 ■■■■	日本共産党 4 ■■■■	日本共産党 4 ■■■■
公明党 6 ■■■■■■■■	公明党 (6)5 ■■■■■■■	公明党 5 ■■■■■■	公明党 5 ■■■■■■

市議会会派の変遷（昭和56年9月～62年4月）

月三日に逝去された。このため、同氏の死亡退職に伴い、四月の選挙で次点となった長田良彦氏（無所属）が繰り上げ当選となった。長田議員は自由民主議員団に所属した。なお、第一二期における会派の変遷は、図のとおりである。

このように、各会派ともに単独で議会の過半数を制する会派は誕生しなかった。したがって、会派間の連携による議会多数派の形成を目指す動きが出てきた。その目標は、翌春に予定された市長選挙に置かれ、与野党それぞれ多数派を目指す議会対策を展開した。とりわけ、市政奪還を目指す保守系会派にその動きが顕著となり、多数派形成の手段として、正副議長ポストが大きな役割を担うことになった。

改選後初の議会となった五八年五月臨時会では、保守・中道勢力が正副議長ポストを独占した。前期の四年間では、議長ポストは公明党が、副議長ポストは民主自由クラブが占めていたが、今回は、最大会派の自由民主議員団が議長ポストを、第三会派の公明党議員団が副議長ポストを獲得しており、いわば、両会派の間で、ポストの交換を行った形となった。また、それから二年後の正副議長の改選では、議長は民社クラブから、副議長は自由同志会議員団から選出された。第二会派の社会党はこれから排除され、監査委員のポストを獲得したにすぎなかった。

このように、新議会の発足に際して、保守・中道勢力が正副議長のポストを独占したことは、市議会における野党多数派、自民、公明、民社のいわゆる三派の提携を促進することを意味した。すでに、前議会のなかには、公明党は与党の立場を離れ、葉山市政に対しては中立の立場を明らかにしていた。それがまた、前議会の四年間に、二年ずつ二人の議長を公明党から誕生させる一因ともなった。したがって、今回はそれまでの市議会与党とされてきた民社クラブに、与党からの離脱を促し、野党多数派の形成を明確にする意味を有した。五九年二

月の市長選挙を控えた五八年十一月、保守・中道系の市長候補の擁立を契機に緑風会を除く保守系の四党派は合同し、新党派「自由同志会」を結成してこれに一本化した。

八年ぶりの市長選は、保守・中道対革新の一騎打ちとなった。前市議会事務局長が、保守・中道系候補に擁立された。現職の葉山峻候補は六万五六五五票、山田栄候補は六万三四七票を獲得した。その差はわずか二〇〇票余という接戦であった。この選挙結果が、野党攻勢を激しいものとした。葉山市長四選直後の五九年二月定例会では、職員定数条例の改正問題で会期を延長する事態となった。六一人の増員案に対して、三人に削減され、三〇人分の予算は凍結となった。二月に続く六月定例会では、助役の再任問題で紛糾し、実質的には再任拒否となった。さらに、一二月定例会では、教育長の再任について野党は難色を示した。このため議案の提出に至らず、教育長空席という事態となった。

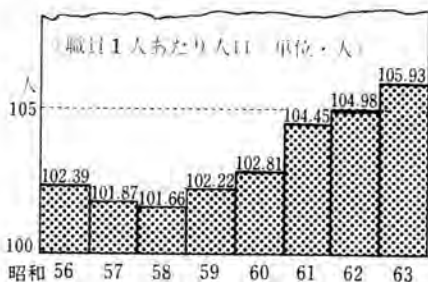
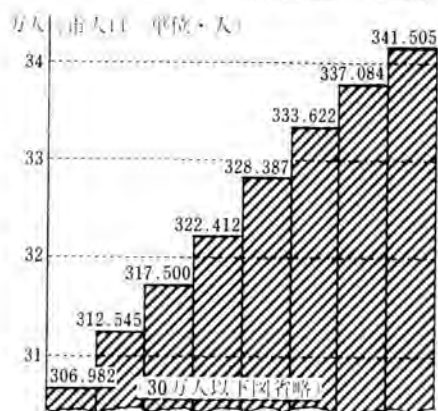
地方行革と市政の展開

市議会では、多数野党は、国の行政改革の方針と連動して葉山市政に対して「地方行革」の推進を迫った。職員給与、退職金、定数等がその対象となったのである。第二次臨調が「増税なき財政再建」を掲げてスタートしただけに、地方に対しても、行政の減量や負担の転嫁を求めた。財政の伸びを義務的経費が上回り、財政の硬直化が進んだ。国は人件費の抑制に強い姿勢を示し、国家公務員の給与水準を大幅に上回る自治体に対しては、地方交付税の減額や起債制限という制裁措置をとった。自治省は、職員の給与・退職手当の是正、職員の定員適正化計画の策定、事務・事業の民間委託を進めるなどを柱とした「行政改革推進の方針（地方行革大綱）」を定めて実施することを各自治体に求め、また、国庫補助負担率の引き下げを行った。

第1節 4年間の概観

市職員定数と市人口の推移

(昭和56年度～63年度)



職員の退職金問題は統一地方選挙で大きな争点となった。この問題の発端となった東京都武蔵野市では、現職市長が破れた。県内では鎌倉市に次いで藤沢市の支給率が高いと批判された。五八年六月定例会では年度内に退職金条例の見直し案を提出することを理事者側が約束し、一二月定例会に退職手当条例の改正案を提案した。これは支給率で平均一・五六パーセント、最高支給限度割合を七七月から六〇月に段階的に引き下げるというもので、神奈川県都市助役会の方針に沿ったものであった。

職員定数については、既述のように五九年二月定例会で紛糾した。この結果は図で明らかのように、その後の職員増員の歩調を抑制させるものとなった。

こうした厳しい与野党の対立が繰り広げられる一方で、党派を超えて議会が一体となった積極的な取り組みも展開された。横浜市営地下鉄の湘南台乗り入れ問題、湘南ライフトアウンの市境問題と学校教育事務の受託問題、江の島の景観保存問題等である。地下鉄乗り入れ問題では、六〇年二月定例会で「横浜市営地下鉄の湘南台乗り入れ早期実現に関する要望決議」を行うとともに、議長を先頭に、横浜市、神奈川県、運輸省への強力な働き掛けを行った。運輸大臣の諮問機関である運輸政策審議会は六〇年七月に、戸塚から湘南台までの区間について、延伸新設すべき路線として答申を行った。

藤沢市政の柱となる新総合計画については、第一次基本計画が六〇年度で終了することになった。このため、第二次基本計画の策定を進めるために、五九年九月に議員、学識経験者、地元代表などによる総合計画審議会が設置され、六〇年五月に答申が出された。この第二次基本計画は六一年度から、市制施行五〇周年を迎える六五年度を最終年度とし、基本フレームのうち将来人口を三四万五〇〇〇人（六五年度）、市街化区域六七・二パーセントとした。そして、南部処理区の下水道の一〇〇パーセント整備、野外学習施設の建設、市民ギャラリーの整備等、各種の事業計画を盛り込んだものであった。今回の事業計画案は、西部開発（湘南ライフトアウン）などの都市基盤整備を中心とした第一次基本計画とは異なり、博物館やギャラリーの充実など文化施設の整備に力点が置かれているのが特色であった。

このうち、総合計画のなかで「健康と文化の森ゾーン」と位置づけ、大学や総合病院を予定していた湘南台駅西約三キロの市街化調整区域内に、六一年一月早々に突如、慶応義塾大学の進出が本決まりとなった。市・議会ともにこれを歓迎し、計画を前倒しすることを明らかにし、庁内に助役をリーダーとする健康と文化の森構想推進プロジェクトを発足させた。市政の関心は、この慶応義塾大学の藤沢進出問題に傾斜し、それだけ、当初のよ

うな厳しい与野党対立の図式は薄らぐかのようになった。慶応義塾大学の藤沢進出は、現職市長にとって「追い風」となった。保守勢力は、次期の市長選挙（六三年二月）では対立候補の擁立を事実上断念した。選挙はほぼ無風であった。いわば信任投票の形になったことが、そのことを示しているといえよう。

市議会はまだ、任期終了を控えて自らの問題の処理に追われた。ホスターの公営揭示場の設置に続いて、議員定数の削減問題に直面した。議員定数を現行の四四人から四〇人に減員させる趣旨の陳情が出された。「行革は議員みずから手本としていきたい」という意見がある一方、「自縄自縛になっていく」との意見も出され、各会派で意見が分かれ、六一年一二月定例会は自然閉会という事態になり、結局、定数四四人で次の市議会議員選挙を迎えることになった。

なお、この四年間では、新たな条例が制定された。市職員の定年に関する条例、愛の輪福祉基金条例、みどり基金条例、情報公開条例、市議会議員の選挙におけるホスターの揭示場の設置に関する条例、土地信託制度の導入に伴う議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例、市民ギャラリー条例等である。

第二節 昭和五八年度

一 市議会議員選挙と会派構成の変動（四月二四日）

戦後第一〇回目の藤沢市議会議員選挙は昭和五八年四月一四日に告示され、議員定数四四人に対して現三三人、元三人、新一六人の計五二人が立候補を届け出た。立候補者数は前回よりも二人少なく、党派別の内訳は、日本社会党の八人、公明党の六人、日本共産党の五人、自由民主党の三人、民社党の二人、無所属の二八人であった。社会党、共産党、自由民主党がそれぞれ、現有議席よりも一人の増、公明、民社の両党は現議席と同数で新自由クラブは前回四人の当選を果たしたが、今回の選挙ではすべて無所属として出馬した。

市議選の告示に先立つ四月一〇日に、統一地方選挙の前半戦として、県知事、県議会議員選挙の投票が行われた。神奈川県では、現職の長洲一二知事が全党の推薦を受け、対立候補に圧勝し、三選を果たした。県議会議員の藤沢選挙区では定数五に対して六党からそれぞれ一人の計六人と無所属一人が立候補したが、民社党の新人がトップ当選を果たし、共産党が現有議席を失った。

市議会議員の選挙は、四月二四日に投票が行われた。投票率は六四・一八パーセントで、前回よりも一・五パーセント低下した。この投票率微減の傾向は第七回選挙（四六年四月）以来のものであったが、二週間前の県知事、県議会議員選挙よりは四・七三パーセント高かった。また、投票率を投票所別に見ると、いわゆる「南低北高」型の傾向で、地域によって市議会議員の選挙に対する関心が異なっていた。

表58—1 第10回市議会議員選挙の党派別得票状況

(昭和58年4月24日執行)

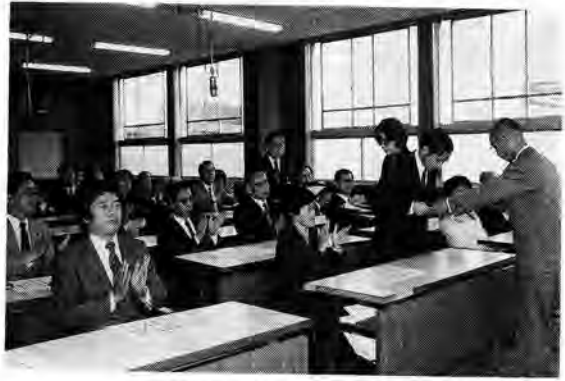
党派	項目 得 票 数	得 票 率	立候補者数	当選者数
日本社会党	21,889 (18,470)	16.3 (14.9)	8 (8)	7 (6)
公明党	15,359 (13,549)	11.4 (10.9)	6 (6)	6 (6)
日本共産党	10,931 (9,500)	8.1 (7.6)	5 (4)	4 (4)
自由民主党	7,957 (5,325)	5.9 (4.3)	3 (2)	3 (2)
民社党	6,492 (7,216)	4.8 (5.8)	2 (2)	2 (2)
無所属	71,551 (57,055)	53.3 (45.9)	28 (26)	22 (19)
合 計	134,179(124,309)	100	52 (54)	44 (44)

* ()内は前回の結果、ただし今回党派の届け出のなかった新自由クラブ、生長の家政治連合については無所属の計からも除いた。

党派別の当選者は、日本社会党が七人、公明党が六人、日本共産党が四人、自由民主党が三人、民社党が二人、無所属が二人で、日本社会党と自由民主党が現有議席より一人の増、公明党、日本共産党、民社党は現有議席に変動がなかった。また無所属議員の大半は保守系で、革新系が四人であった。

有権者数は二万五四七人で、前回に比べて二万七五人増加したため、当選ラインが上昇し、最高当選者の得票数は四七七七票で、五〇〇票近くになり、前回は四〇〇〇票台の得票者が一人であったが、今回は四人に、また三〇〇〇票台が五人から九人へ増加した。その反面、二〇〇〇票台の当選者は三五人から三一人に減少し、最下位当選者の得票数が一九三四票から二〇七四票と、二〇〇〇票台に上昇した。四二年の第六回選挙のときには、二〇〇〇票台の高得票者はわずか三人で、他の三七人は一〇〇〇票台で、最下位が一三〇〇票余であった。わずか一六年の間に、有権者の急増と立候補数の横ばいにより当選圏が大きく上昇することになった。

当選者の新旧別では現職一人が落選したほか、元三人が返り咲き、現職優位の結果となったが、一六人の新人候補者のうち九人が当選した。新人の内訳は社会党三人、公明党二人、共産党一人、無所属三人で、各



当選証書を受ける新市議会議員

党内の新旧交代が比較的スムーズに行われた形であった。

臨時会の開催前に、届けられた会派の数は一〇会派で、二会派増加した。中道系、革新系では、社会党、公明党が会派の名称を変更しただけで、ひきつづき五会派であった。保守系の三会派は、民主自由クラブ（一五人）が自由民主議員団（一二人）に、昭和新政会（三人）が新政クラブ議員団（四人）にそれぞれ改称したほか、それまでの新自由クラブ同志会議員団（三人）は分裂して、新自由クラブ議員団（一人）と緑風会（一人）となり、一人が自由民主クラブ議員団（一人）を届け出て、五会派となった。また市政市民会議（四人）から一人が民社クラブ議員団へ所属会派を移動したが、無所属新人議員が市政市民会議に加入したためその数に異動はなかった。また、広谷甲二議員の死亡に伴う、長田良彦氏の繰り上げ当選により、昭和五八年六月定例会では自由民主議員団一三人、日本社会党藤沢市会議員団七人、新政クラブ議員団四人、市政市民会議四人、民社クラブ議員団四人、日本共産党藤沢市議会議員団四人、自由民主クラブ議員団一人、日本共産党藤沢市議会議員団四人、自由民主クラブ議員団一人、緑風会一人という会派構成となった。しかし、市長選挙を目前にして、保守系の自由民主議員団（一三）、新政クラブ（四）、新自由クラブ（二）、自由民主クラブ議員団（一）の四会派が合同して、新会派「自由同志会議員団」（団長山口倉吉議員）を結成し、一月二日に市議会に届けたため、わずか半年足らずで、当初の一〇会派が七会派になった。

表58-2 各委員会正副委員長一覧

(昭和58年5月選出)

委 員 会 名	委 員 長 (会派名)	副委員長 (会派名)
総務企画常任委員会	鈴木 恒夫 (新政クラブ)	内田 末吉 (公明党)
文教厚生常任委員会	西条 節子 (市政市民会議)	滝沢 茂男 (新政クラブ)
経済観光常任委員会	鈴木 明夫 (民社クラブ)	二見 友久 (自由民主)
都市建設常任委員会	桜井 正平 (新自由クラブ)	五十嵐紀子 (日本社会党)
西北部地域開発特別委員会	小川竹次郎 (民社クラブ)	杉山 幸春 (自由民主)
交通改善対策特別委員会	中山 五福 (日本社会党)	山本 捷雄 (自由民主)
水害・公害・地震対策特別委員会	桜井 郁三 (自由民主)	津田萬次郎 (市政市民会議)
議会運営委員会	瀬川 進 (日本社会党)	宮治 政弘 (自由民主)
議会報編集委員会	斉間 壽久 (公明党)	吉田 信行 (新政クラブ)

二 昭和五八年五月臨時会

(五月一八日)

五月九日に選挙後初の議員全員協議会と各派代表者会議が開催された。会派の結成、臨時会の日程、議員控室の部屋割り、議席等について協議が行われたのち、各派代表者会議で交渉団体の資格等が協議された。さらに一日、二日、三日、四日、五日、六日、八日に各派交渉会で、正副議長、各委員会の正副委員長等の役職配分などについて交渉が進められたのち、五月一八日に一日間の会期で臨時会が開催された。

保守・中道による正副議長の独占

まず地方自治法第一〇七条の規定に基づき年長議員の山口倉吉議員を臨時議長にして、葉山峻市長が統一地方選挙で当選した市議会議員に対してお祝いのあいさつを行ったのち、投票によって議長選挙が行われた。開票の結果は、投票総数四三票、有効四二票、無効一票で、渡

辺光男議員（自由民主）三八票、桑原正一議員（日本共産党）四票で、渡辺光男議員が第二〇代の議長に選出された。これを受けて臨時議長と新議長が交代し、投票によって副議長の選挙を行い、開票の結果、有効投票中、岸本英夫議員（公明党）三九票、宮地淳子議員（日本共産党）四票で、岸本英夫議員が副議長に当選した。

ひきつづいて、常任委員会委員、特別委員会委員および議会選出監査委員の選任が行われた。監査委員には黒江貞子議員（日本社会党）、平本昇策議員（自由民主）が、また各委員会の正副委員長には表2のように、各委員が選出された。

前期四年間、議長のポストは公明党議員団、副議長のポストは民主自由クラブから選ばれたが、今回は議長が最大会派の自由民主議員団、副議長が第三会派の公明党議員団がそれぞれ選ばれ、いわば両会派の間で前期のポストを交換した形であった。そして二年後に正副議長の改選で、民社クラブから議長が、自由同志会議員団から副議長が選出された。第二会派の社会党は、監査委員のポストを獲得したにすぎなかった。

三 昭和五八年六月定例会（六月七日～六月三〇日）

故広谷甲二議員追悼演説と長田氏の繰り上げ当選

六月定例会は、六月七日から三〇日まで二四日間の会期で開かれた。七日の本会議では議事に先立ち、六月三日に逝去された広谷甲二議員（公明党）に対し、同氏の議席の遺影に黙禱を捧げ、議会を代表して杉山幸春議員が、市を代表して葉山峻市長がそれぞれ追悼演説を行った。同氏は昭和三四年に初当選以来連続七期当選し、この間五四年から二年間市議会議長を務めたほか、文教厚生、総務企画の各常任正・副委員長などの要職を歴任し

た。同氏の死亡退職に伴い、先の選挙で次点の長田良彦氏（無所属）が繰り上げ当選することになり、選挙管理委員会が六月一五日にそれを決定したので、二一日の本会議で議長が長田議員の議席を指定した。

議会運営委員会の「申し合せ」

その後議事に入り、新林公園用地取得に伴う財産の取得、鶴沼小学校増築工事にかかわる工事請負契約、市民会館サービスセンター株式会社の経営状況等の二議案が上程された。提案説明ののち、六月一〇日に質疑が行われ、各常任委員会に付託された。二一日にその審査結果の報告が行われ、すべての案件を可決した。二七日、二八日、三〇日の三日間にわたって一般質問が行われ、最後に議員提案による意見書、「除草剤CNPの安全性についての意見書」、「暴走族一掃に関する意見書」を可決して、定例会を閉会した。

議会運営委員会は、今後四年間における議会運営に関して協議、検討した結果、六月二八日に①当初予算は、定数二二人以内をもって構成する予算等特別委員会を設置し、これに付託し、審査する。②一般会計および特別会計の決算は、定数一四人以内をもって構成する決算特別委員会を設置し、付託し、審査する。③代表質問の発言時間は、会派ごとに所属議員一人一〇分に会派均等の一〇分を加えた時間とするなどの基本的事項について申し合わせを行った。

一般質問

二七日、二八日、三〇日の三日間に行われた一般質問は、改選後、初めての一般質問であったこともあって、桑原正一（共産党）、日原通晴（社会党）、桜井正平（新自由クラブ）、藤谷昌男（共産党）、中山五福（社会党）、

平川正雄（自由民主クラブ）、平本昇策（自由民主）、今村信也（共産党）、長谷川忠勤（民社クラブ）、宮治政弘（自由民主）、服部圭介、内田末吉（以上、公明党）、関根宗四郎（新政クラブ）の二三議員がそれぞれ、都市基盤整備、医療行政、災害対策など市政全般にわたって市側の考えを質した。

特に野党の各会派から、先の市議会議員選挙における市長の選挙応援について、それは公職選挙法第一三六条の第二項の「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」規定に抵触するのではないか。また、二月定例会で、市職員が特定候補の集会に参加したことに対して、理事者から陳謝があったが、今回の市長の行動はこれと矛盾するのではないか、と質問した。

これに対して、市長は、特別職の地方公務員として許される限度でお手伝いをした。その間も、幹部職員と連絡を取り得るよう措置して、円滑に行政執行をするように配慮した。そして、特別職の市長と一般職の職員の職務とは「おのずから異なる面があり、市長として行政を執行するに際しては、市民全体のためにその全力を傾注し、公平無私の立場で努力をしているつもりで、公務員の地位利用にわたるような発言は一切ない」と述べた。特別職の市長は、次のような三つの「顔」があると思う。第一は行政官としての顔で、民主的公平に、しかも市民のいろいろなニーズに対して迅速かつ実務的にきちんと処理していくこと。第二は、都市を経営する者としての顔で、財政のバランスを保ち、全体的、総合的に一つの都市の経営を行っていくこと。第三は、やはり政治家としての顔で、そういう意味で、質問のような場合には政治家としての顔を持っている。これは何も今回の選挙に限らず、過去一一年間そういう形で行動していると、市長の考えを示し、理解を求めた。

職員の問題

今回の統一地方選挙では「行政改革」が全国的な争点となり、各地で市町村議会の議員定数の削減が行われたほか、職員の高額退職金の問題が取り上げられた。この退職金問題

は、東京都武蔵野市で一般職員の退職金が四〇〇〇万円を超えたことが報じられたことに始まり、退職金問題が最大の争点となった武蔵野市では、引き下げを公約した新人候補に現職市長が破れる結果となり、これを契機に各自治体では減額の方針を打ち出し、条例改正の動きが顕著となってきた。神奈川県内の市町村では、鎌倉市について藤沢市の支給率が高いといわれた状況を反映して、一般質問では退職金問題に対する本市の対応や年間賃金および退職金制度の経過と今後の対策が問題になった。

平本議員は、最高支給率を段階的に引き下げるとともに、調整手当加算、勸奨退職の割り増し、勤続年数加算、職務加算などの優遇措置を撤廃することを主張した。そしてそのために、職員に不安感を与えて勤労意欲を喪失させ、市民サービスを低下させないように配慮して問題の解決にあたることを要望し、次の点について市側の見解を求めた。武蔵野市の職員退職金問題に対する見解と今後の本市の方針、本市の退職金支給状況、勸奨退職の優遇措置、現在の本市のラスバイレス指数、人事院勧告に対する取り組み。

これに対して、福田完男市長室長は、昭和四〇年代末期からの経済の低成長が続いているもとで、これまでの勸奨退職の方式は、曲がり角にきていると思われる。また、勸奨退職制度も六〇年三月末から定年制が実施されるので、その内容を見直す時期にきており、今後の社会動向を見きわめながら適切な水準にしていきたい。当面は第一次の五カ年程度の見直しの中で、県内の各市とも十分協議を行い、また職員団体とも話し合い、早期に改正の方向で検討を加えたい意向を表明した。退職手当の支給状況は、最高限度額が一〇八カ月となっているが、これは四五年勤続した場合の数値で、今までにその例はなかった。五七年度の勸奨退職者の平均退職手当の額は二一一九万円、ラスバイレス指数は一一七・三八で、人事院が勧告した給与の引き上げについては、国や自治体のほとんどが給与改定を見送っている状況であるので現段階では給与の改定は非常に困難であると答弁した。

他方、政府主導の行政改革に反対して、人事院勧告の完全実施を要求する立場から、桑原議員はベースアップの問題に対する市側の基本的な考えについて質問するとともに、六月一八日の新聞で、藤沢市も退職金条例の見直し案を年度内に市議会に提案する方針であると報ぜられたことと関連して、それに対する市側の基本的な態度について質問した。それに対して市側は平本議員に対する答弁と同じ考えを示し、退職金条例の改正に着手する意向を明らかにした。

暴走族一掃の意見書

五月三〇日付で、善行地区自治会連合会長から暴走族を一掃するための指導や取り締まりを強化することを、国・県などの関係機関に対して意見書を提出してほしいという請願が提出された。本市が湘南地方の中心部に位置し、江の島を中心とした片瀬海岸に県内外から暴走族が集結し、特に土曜日の夜から朝方にかけての無謀な暴走行為によって安眠が妨害されるだけでなく、信号無視などによって市民の生命と安全が脅かされており、しかも最近では住宅密集地内の生活道路にまで入り込んできている現状を訴え、その対策を要請したものであった。

この請願を審査した六月一六日の総務企画常任委員会では、暴走族の実態、学職別・年齢別の構成状況、取り締まりの現状が報告された。藤沢警察署は毎週土曜日の深夜から日曜日の早朝にかけて、市内三カ所に警察官三〇～四〇人の編成で検問、監視を実施、特にナンバーチェックを行い、事後捜査に重点を置き検挙、補導を行っており、六月からは隣接の各警察署と連携して特別取り締まりを実施していると理事者が説明した。そして、市民に迷惑をかける暴走族は、警察の取り締まりのみでは絶滅できず、家庭・学校・地域・職域が一体となって暴走グループに加入しない。また、暴走行為をしないように周知啓蒙するとともに、市交通安全対策協議会、交通

安全協会、さらに市内の技能職などの事業所で働く青少年等に対する交通安全活動を推進するために組織され、新発足した市青少年交通安全協議会などの市民組織と協力し、市民総ぐるみの運動として展開していきたいと説明した。

これに対して、委員から具体的な施策の内容、道路交通法第六八条によって暴走行為を完全に取り締まれるかどうかという疑問であるので、もっと法の厳しい規制が必要ではないかという質疑が出された。理事側は市交通安全対策協議会を中心にして暴走族に加入しない、あるいはさせないということを市民に周知していきたい。その協議会の総会でもいろいろの意見が出されているが、現実的には警察の取り締まりにも限界がある。二輪車の免許年齢引き上げが必要と考えているなどの答弁が行われた。

討論では、①被害の実態把握を十分に行うとともに市民から苦情を寄せ、あるいは通報しやすいようなPRをしてほしい。②暴走族に入った動機・原因などを究明し、幼児期からのきめ細かい指導が必要である。③現実の暴走行為を取り締まることは当然である。しかし、暴走行為をしていないときに暴走族として取り締まられているとも聞かすが、これらについては問題があるので、青少年としての人権を守ることは必要であるという意見を付して本請願を採択したい。また暴走族の一掃は当然で、本請願を採択して、各委員の意見を盛り込んだ内容の意見書に関係機関に提出すべきであるという意見が表明され、採決の結果、この請願については全員異議なく、採択すべきものと委員会では決定した。そして定例会最終日の六月三〇日の本会議で、全会一致で「暴走族一掃に関する意見書」を可決し、関係機関に送付した。



表彰議員への伝達式（本会議場）

表彰議員の伝達式

六月定例会の終了後、議場において、全国市議会議長会、関東市議会議長会、神奈川県市議会議長会から表彰を受けた村上伸、松山三之助（以上、公明党）の両議員に対して、渡辺市議会議長から表彰状と記念品が、葉山市長から記念品が渡され、その功績が讃えられた。

四 昭和五八年九月定例会

（九月六日～九月二二日）

九月定例会は、九月六日から二二日までの一七日間の会期で開かれた。第一日の九月六日の本会議で、天神小学校等教育施設にかかわる財産の取得、庁舎本館・東館等整備工事請負契約の締結、昭和五八年度一般会計補正予算、五七年度下水道事業費特別会計決算の認定、市民会館サービス・センター株式会社の経営状況等二八案件の提案説明が行われ、九月八日に質疑を行って、各所管の委員会に審査を付託し、九月二〇日の本会議で委員会報告のものを議決した。その後、一般質問に入り二二日、二二日と続行した。一般質問には、小川竹次郎（民社クラブ）、宮地淳子（共産党）、山口敏夫（社会党）、村上梯介（公明党）、平川正雄（自由民主クラブ）、柳谷亮子（市政市民会議）、落合四郎（自由民主）、藤谷昌男（共産党）、井上正一郎（自由民主）、今村信也（共産党）、杉山幸春（自由民主）の一一議員が、地震対策、教

育、福祉、河川整備などについて理事者側の考え方を質した。

二二日の本会議は、一般質問の終了後、教育委員に古谷正一、公平委員に砂川恪三、内田正文、固定資産評価審査委員会に川端和治の各氏を任命、選任することに同意し、八月二六日に市内西俣野地区の住民から提出された陳情の趣旨を踏まえ、「境川及び引地川の二級河川格上げに関する意見書」の提出を可決し、定例会を閉会した。

一般質問

九月一日の防災の日とこれに伴う防災訓練が行われた直後ということもあって、一般質問では地震対策を中心とした災害対策について、小川議員が南関東地震対策と防災訓練、宮地議員が境川の総合治水対策、山口議員が境川の改修と遊水池計画、村上議員が災害時の広報伝達体制、ビルの窓ガラス破損対策、浸水災害対策、落合議員が引地川・境川の河川対策と引地川遊水池、藤谷議員が災害時における飲料水の確保と関連して、小・中学校プールの問題と井戸の確保と点検、井上議員が災害時のごみ処理対策、杉山議員が台風と塩害について、それぞれ市側の対応策を質した。

これに対して、市側は震災時のビル落下物の防止策については、建築確認申請時に行政指導を行っていること。公共建築物特に学校の場合には、パテ止め式の窓をアルミサッシに取り替え、ガラスの固定方法もクッション性のある塩化ビニール、樹脂系のシーリング材に変更し、破損防止に努めている。また防災訓練で、初めて津波対策訓練を実施したところ、広報無線塔からの呼びかけが聞き取りにくかった。海水浴客やサーファーなどへ周知するためにはより細かな配慮が必要ではないかと指摘されたことに対して市側は、引地川の西側地域に難聴

地区があったことを認めて、今後、難聴地区やエコー現象を解消するため、一層の整備拡充を図りたいと答弁した。これに関連して、海水浴場組合が実施している有線放送施設では、停電時に機能しないため、津波などの緊急時の放送が困ること、このため非常電源用に市が発電機を設置する考えはないかと質されたが、これについては、今後、よく検討したいとするとどまった。災害時の飲料水対策については、給水車だけの対応では間に合わないため、①一般のトラックでも搬送できる二トシのキャンバス水槽を一四個備蓄していること、②市民所有の井戸の水質検査を実施して、飲料水として適している井戸の所有者には、災害の際にこれを提供してもらおう協力を依頼していること、③応急給水対策として、市立の小・中学校の鋼板プールを拠点に供給体制を整備していること、等の説明が行われた。

こうした災害対策のほか、平川議員は、湘南台駅からライフタウンを経て国鉄辻堂駅に至るモノレール構想について質問した。これに対して、藤沢市単独で行うには建設コストが高すぎるうえ、昼間の利用が少なく、採算面で難しい状況にある。ライフタウンの交通体系については、大庭トンネルの開通でバスレーンの増設が図られ、バスの増発も可能になったが、新交通システムを一自治体の力で実現することは無理であるので、今後は県や隣接市を含めた広域的交通体系を考えていく必要があると市側は答弁した。

柳谷議員は女性職員の配属、研修や審議会への女性の登用等婦人問題を質した。この婦人問題に関しては昭和五二年一月定例会、五五年九月の定例会でも質疑が行われていた。一九七六年に「国連婦人の一〇年」がスタートし、政府には婦人問題企画推進本部が設置され、神奈川県でも、婦人の差別撤廃条約に基づき婦人問題懇話会が設置され、「かながわ女性プラン」が策定された。そして、市内の江ノ島に女性の自立と社会参加を促進する拠点として婦人総合センターが建設された。柳谷議員はこうした経緯を踏まえて、女性職員の登用のほか、東

京都・大阪府・愛知県・北九州市・川崎市の事例を挙げて、行政組織の中に婦人問題の担当室の設置ないしは担当窓口の一本化、市民あるいは市民と行政による婦人問題懇話会の設置等を求めた。

これに対して、市の職員総数の約三八パーセントにあたる一二〇九人が女子職員で、このうち保母、看護婦、検査技師、栄養士等の専門職が六二一人で約半数を占め、学校等の用務員、給食調理員などの女子現業職員が三五七人で、一般事務が二三一人であると、市側は現況を報告した。そして、医療の現業関係を除いた女子職員のうち主査以上の管理者が三三人であることを明らかにして、今後も長期的な人材の養成とあわせ、意欲的に女子職員の登用を進めていきたい旨を答弁した。また、女子の審議会などへの参加は年々増加しており、市長の裁量で女性の参加を増やすことのできる可能性のあるものは、極力、婦人に参加してもらおうよう努力していきたい。また、女性問題担当の部局の組織化については、現行の執行体制を軸に教育委員会と提携して一層の取り組みを進めたいと答弁した。

境川・引地川一級河川格上げの意見書

「境川・引地川を一級河川に格上げを求める意見書を国に提出してほしい」という陳情を提出した西俣野地区は、前年の昭和五十七年九月一二日にこの地方を襲った台風一八号の被害がもっとも甚だしい地域で、境川の提防が四メートルにわたって決壊したため、濁流が約三〇ヘクタールを水没させ、市内の総農業被害額二億二〇〇〇万円で、一億七〇〇〇万円もの被害を受けた。

先の六月定例会で台風一八号後の九カ月間における市の対応が問題になり、平川正雄議員（自由民主クラブ）が、拡幅が容易でない境川の改修事業の経過と柏尾川放水路建設について質問したが、九月定例会でも既述のよ



一級河川への格上げを要望した境川

うに各議員から河川改修などについて質疑が行われた。

他方、大雨のたびに水害に襲われる藤沢市は、それまでにも河川管理者の県に対して遊水池の造成を申し入れ続けてきた。本年五月に入ると、県は「引地川治水緑地」（稲荷遊水池）の建設計画を明らかにしてきた。それによると場所は県道藤沢相模原線「船地藏」の上流域右岸の水田で、一期一〇ヘクタール、二期一〇ヘクタールの計二〇ヘクタールを遊水池にするもので、本年度に用地調査を行い、翌年度から買収、建設に着手するといふものである。また、これにあわせて引地川遊歩道の延長、運動施設、レジャー施設も緑地を利用して建設しようというものであった。

こうした県の「引地川治水緑地」計画に対して、台風による甚大な被害を受けた西俣野地区の住民は、「なぜ引地川優先なのか、水害は境川の方がひどいはずだ」と反発を強め、「遊水池は引地川でなく境川の東俣野の水田に造るべきであろう」という地元住民の意志を表示する手段として「一級河川昇格」の陳情を議会に提出した。九月九日の都市建設常任委員会では、理事者側が、①二級河川から一級河川に格上げする際の手続きおよびその問題点、②一級河川になった場合のメリットとデメリット、③境川・引地川の改修に対する県の対応の三点について説明し、そして、一級河川の認定について、建設省河川局水政課では、河川流域の急速な都市化による治水整備の遅れ、洪水被害の頻度が増大傾向の河川については、境川・引地川を含め全国で一四河川

を総合治水対策特定河川に指定し、国庫補助の特別枠で事業を積極的に進めていることから、それを促進するための格上げ指定には疑問を出していること、また一級河川の指定は極力抑える方針でいると説明した。また、一級河川になると、国庫補助率が二分の一から三分の二となり、それだけ県の負担は軽減されるが、一級河川に格上げされることに伴って河川に伴う権利も国に移行するため、河川敷の廃止、水利権、構築物設置申請等の事務手続きが複雑になること。県としては両河川の治水対策を最重点に考え、予算も重点配分している状況であると、説明した。

答弁の中で、「市の立場としては、現在の二級河川のままの方が、事業は施行しやすいと言えます」と表明したのに対して、地元住民の意向は「一級河川にするのはあくまでも方法論であり、境川・柏尾川を改修してほしいというのが本音であると思う。一級河川になればベターになると思っているのに、今までの説明では二級河川でも変わらないということならば、もっと積極的に改修等を行うなど誠意を示してほしい」。市の説明は一級河川格上げの問題はなるべく抑えてくれと言っているように受け取れる。特定河川に指定されて県も市も事業を進めているにもかかわらず、地元からこのような陳情が出された背景には、対策がまだ不十分であるということがある。その意味から、陳情者を説得するのは難しいのではないかとこの疑問が委員から出された。

理事者側は、一級河川の格上げをやめる気持はないが、「ただ、格上げされたからといって現在よりも全てが促進されるということはありません」と御理解いただきたい。しかし、そういう活動をするによって、国や県に理解され、事業の促進に役立つということは確かだと思います」と答弁した。

休憩のち討論に移り、「市理事者の心情もよく分かるが、陳情者の趣旨も十分理解できるので、陳情書に沿った決定をしていきたい」、「たびたび被害を受けている市民の心情を思えば、一日も早い対策を望み、趣旨了

承としたい」との発言があり、採決の結果異議なく、趣旨了承と決定した。

委員会の決定を受けて、「境川及び引地川の一級河川格上げに関する意見書」が、最終日に議案として本会議に上程された。境川、引地川が一級河川に格上げされ、より一層の総合的整備体制が確立されるようにという主旨の提案説明ののち、質疑、討論、委員会付託を省略して、原案のとおり可決した。

五 昭和五八年一二月定例会（十一月二十五日～一二月二二日）

一二月定例会は、十一月二十五日から一二月二二日までの二八日間の会期で開かれた。第一日の十一月二十五日の本会議に、昭和五七年度一般会計歳入歳出決算等一三決算の認定が上程され、葉山峻市長が主要な施策の成果について報告した。十一月二十九日の本会議は質疑ののち、五七年度決算特別委員会の設置ならびに委員の選任を行い、これに付託、審査することを決定した。決算特別委員会は、十一月二十九日、委員長に長谷川忠勤委員（民社クラブ）、副委員長に落合四郎委員（自由同志会）を互選し、一二月五日まで五日間にわたり審査を行った。

つづいて一二月六日の本会議に、市職員の退職手当を、段階的に引き下げることを骨子とする職員の退職手当に関する条例の一部改正、昭和五八年度一般会計補正予算等一二二案件が上程され、提案説明が行われ、八日の本会議で質疑が行われたのち、各常任委員会に付託され、二〇日の本会議で、委員会の審査結果の報告後、すべての案件を可決した。その後、一般質問を二二日まで三日間行い、二二日の本会議で選挙管理委員会委員に井上忠志、高橋達朗、広田三郎、大西全道の各氏を、同補充員に柴田初子、山本幸男、松山三之助、小泉昇平の各氏を指名推選により当選を決定した。また、議員提案の一田中角栄元首相の議員辞職勧告及び政治倫理の確立等を要求する決議」を可決し、閉会した。

議会事務局長の退職と自由同志会議員団の結成

定例会の開催に先立つ十一月七日、昭和五六年一〇月から藤沢市議会議事務局長を務めていた山田榮氏が退職願いを提出した。同日、議長はこれを受理し、退職を発令した。翌一八日、同氏は自由民主党、新自由クラブ、民社党の保守・中道三党の推薦で、翌年二月の藤沢市長選挙に立候補することを正式に表明した。これに対して、葉山市長は「私の市政を積極的に支えてきた幹部が市長選に出ることはきわめて遺憾である」と、異例の「所感」を発表した。

山田氏の市長選挙出馬に合わせて、十一月三十一日には自由民主議員団、新自由クラブ議員団、新政クラブ議員団、自由民主クラブ議員団の各会派の解散届けが提出され、同時にこれら四会派が合同した自由同志会議員団の結成届けが出された。そして、記者会見では、市長の「所感」に対する反論と対決姿勢を強く示した。

退職手当条例の改正

先の九月定例会で小川竹次郎議員（民社クラブ）の質問に対して、一二月定例会に提案するとの答弁のとおり、職員の退職手当に関する条例の一部改正が本定例会に提案された。改正案は諸般の社会情勢への適応と国や他の地方公共団体との均衡を考慮して、昭和五九年一月一日から六二年度にかけて、退職手当の支給率と最高支給限度割合を段階的に引き下げることを骨子としたものであった。具体的には、支給率を普通退職の場合で平均一一・五六パーセント、高齢勸奨退職で平均一一・〇三パーセント、公務外傷病などによる退職で平均一〇・八パーセント、整理退職などで勤続三一年以上の部分については平均八・八パーセントをそれぞれ削減する。ま

た、最高支給限度の割合を普通退職の場合は、勤続四五年で現行の七七カ月を国家公務員並みの六〇カ月に引き下げ、高齢勧奨退職の場合は現行の勤続四五年で一〇八カ月を勤続三八年で七八カ月と三〇カ月引き下げるといふ内容であった。これは、八月に神奈川県都市助役会がまとめた五カ年以内に支給率を退職時給与の七五カ月以下に段階的に引き下げるといふ方針に沿ったものであった。

八日の本会議で、提案の根拠と県下一七市の助役会で検討した経過の説明を求められた。市側は、職員組合と相当な回数交渉を行い、さらに当局側と組合側とで小委員会を作って、細かな点についても非常に時間をかけて煮詰めたもので、今回提案した削減率について職員組合側の合意を得たものである。また、助役会では、周辺の都市、全国の都市ができるだけ国家公務員に近づけるといふ姿勢を示しているもとので、どこまでそれに対応できるかという課題のもとに、県、横浜市、川崎市などのすでに実施した都市の結果を参考にして、できるだけそれに標準を合わせようということ、三五年勤続の七五カ月をめどにして、おおむね国の基準に合わせようという申し合わせをしたと説明した。

条例改正案を審査した一二月一四日の総務企画常任委員会では、各委員が、①議案の上程にあたって、職員組合や職員全体と話し合いを行い、合意が得られているか。組合と話し合った際、一番問題となったのは何か。

②高齢勧奨退職の場合の加算は、昭和六〇年に定年制が導入される時点ではどうなるのか。六二年四月までの間に五段階に分けて逡減するということであるが、定年制施行との関係はどのようになるか。③国・県・他市との比較表で本市だけに勧奨退職（最高）というのがあるが、これは中卒の場合か。実際にこのような例があるか。

④今後五年間に退職する人員数、この改正による人件費の削減額。⑤市民の理解を得るために必要な、市民へのPR方法などについて質問した。

これに対して、①市職員組合には二年前から働き掛けてきた。実質的には本年八月以降組合と精神的に話し合い、組合の合意が得られたものであること。話し合いで一番問題となったのは三五年勤続で八〇カ月という組合の主張で、相当の期間並行線をたどった。②勸奨退職に関しては六〇年三月三十一日以降は定年制が施行されるため、近い機会に本市も条例を提案することになる。定年制からむ退職手当については、定年制条例を提案するときに別個に考えたい。③三五年勤続で七四・八カ月としないで、三年間は七八カ月までとしたのは、四九年の条例改正で、上限の最高を一〇八カ月と規定しているので、期待権を一挙に削るのは問題があるということによるものである。特に三五年以上勤続については、ここ三年から六年の間に相当数が退職年齢に達する状況であることを考慮し、本市独自のものとして若干の延長、充実をした。④五年間、五段階で実施することとなっているが、実質的には三年三カ月で到達する。勸奨退職予定者は合計一〇六人で、五九年度は約四〇〇〇万円、六〇年度は五五〇〇万円、六一年度は六六〇〇万円、六二年度一億一〇〇万円、合計二億六四〇〇万円程度が削減され、人件費の削減は約一割と算定している。⑤市民へのPRについては、一昨年から給与の公表を実施しているが、来年一月二五日号の広報に、より分かりやすい形で給与などの公表を行い、市民の理解・納得が得られるよう進めていきたいと市側が答えた。委員会では、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

国民健康保険条例の改正

国保制度の発足当初は、農林漁業や商工業など自営業者を主な対象としたため、保険料の算定は均等割、平等割、所得割に加え、これを補完するものとして資産割が採用されてきた。しかし、近年は国保加入世帯の形態が変貌し、定年退職者やパート勤務の主婦などの加入が増加し、特に六〇歳以上の老人世帯の加入率が二三・三パ

ーセントに上昇してきた。こうした加入者の多くは年金生活者であり、居住用の土地、住宅などの資産を保有している場合には、その固定資産税額に応じて保険料の資産割が課せられることから、退職して所得は減少するのに資産割の分だけ相対的に保険料の負担が増えることとなる。そこで、都市部の自治体では、資産割を保険料からはずして算定する傾向が見られるようになった。

① 現行の賦課方式を変更し、市民税が確定する六月に年間の保険料を決定し、六月から三月までの一〇回に分けて徴収する。② 今後の医療費の急激な変動に対して、弾力性のある国保財政を維持するため、国民健康保険事業運営基金を設置し、各年度の剰余金を積み立てる。③ 罰則として料す過料の額を二〇〇〇円から二万円に引き上げることにした。

この改正案を審査した一二月一四日の総務企画常任委員会で、委員の質問に対して資産割による収入は、五八年度の場合、保険料収入の約一〇パーセントに相当するが、資産割を改正すると約五・七パーセントになると推計している。基金に積み立てる目標額は、国・県から年間の医療費の二と三パーセントを計上するようにと指導されているが、今回の改正でその倍近い額になることを市側が説明したあと、討論採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

一般質問

一二月二〇日から二二日の三日間行われた一般質問で、小野孝一（社会党）、斉間壽久（公明党）、鈴木明夫（民社クラブ）、柳谷亮子（市政市民会議）、桑原正一（共産党）、長田良彦、吉田信行、滝沢茂男（以上、自由同志会）、服部圭介（公明党）、平沢信雄、井上好明、桜井郁三（以上、自由同志会）、西条節子（市政市民会議）

の一三議員が、行財政問題、地域医療、教育、北部・西部の幹線道路問題、福祉等市政全般にわたって質問した。

本定例会は、葉山市長の三期目最後の議会で、市長選挙を控えていただけに与野党ともに、まず市長の政治姿勢を質した。議会与党の社会党、共産党の両会派はいずれも、葉山市長のこれまでの政策の評価と今後の施策に対する取り組みを質問したが、とりわけ共産党は革新統一戦線への結集を促した。

小野議員は三期目の実績として、人口一人に一保育園という目標の達成、ショートステイ制度、北消防署の開設、辻堂駅遠藤線のトンネル工事の完成、東部下水処理場の完成、平和都市宣言等を挙げて四年間の実績を評価した。そして今後の課題として総合市民図書館の建設、湘南台文化ゾーン構想、健康と文化の森構想、政府の医療福祉政策への対応等について質問した。

葉山市長の一期、二期は「藤沢市民連合」がその確認団体として革新市政を支えてきたが、三期目の選挙ではこれが確認団体とはならず、活動停止の状況のなかで三期目の葉山市政が発した。そうした経緯を踏まえて、桑原議員は、いかにすぐれた市長といえども、革新市政を進展させる推進母体がない状況では、市民要求の実現や民主主義を守り発展させることはできない。革新統一戦線の結果こそ急務であると述べて、四選を目指す市長のこの問題に対する見解を求めた。

これに対して葉山市長は、それは私を支援する団体の間で決める問題で、私がとやかく申し上げるものではないと思う。私としては、今までも幅広い市民、つまり市民本位の市政を目指すということを根幹にしている。そういう意味で地方自治の場合、政党主導というよりも全市民が一丸となれる市民主導型の形のなかで、それに政党が大きな役割をそれぞれに担って果たしていくという形が、市長選挙の場合は特に重要で、私自身もその先頭

に立ってがんばりたいと思っていると答弁した。

こうした市長の基本姿勢の説明に対して、桑原議員は再度、「二月に戦われる市長選挙がどういうふうになるのか。また、今日まで築き上げてきた革新市政の成果が、どういう形で守られていくかということについて、大きな心配をしているわけで、特に一期、二期の市民連合綱領に基づいて、本当に市民が一緒になってがんばった、そういう原点を大事にする市政を、今度の四期目の市政の中に生かすことを、強く要望しておきたい」と述べた。

他方、野党の自由同志会の平沢議員は、老人医療費の無料化にいち早く取り組んだ姿勢を評価しつつも、最近の政府の福祉見直し、所得制限と一部有料化の問題に関連して、国の老人医療費の所得制限は所得税法を加味したものと見えるが、本市の場合は何の制限もなく、多くの所得がある人も、すべて無料化ということには行政の矛盾が考えられ、高福祉、高負担、市税の公平負担、公平な還元の前からいえば、まさに時代の逆行とも見える制度ではないかと質問した。また、都市計画道路は昭和三二年頃計画決定されたが、いまだに三〇路線が未着工で、「何の手も打っていない。それで都市計画税をいっばい取ったのでは市民の納得がいかない」。昨日の小野議員の都市計画税に関する質問に対して都市計画税の税率等を引き下げることが示唆したが、それは葉山市長四選に向かっただけの利益誘導にはなりはしないかと市長の考えを質した。

また、井上議員は、北部区画整理事業、横浜市営地下鉄の湘南台駅乗り入れ問題などとともに、自衛官公募問題を質した。数年前に議員の質問に対して「自衛隊は憲法違反である」という理由で、募集業務を拒否したが、その際に、災害・天災に際しては出動を「要請する」としたのは、きわめて手前勝手なことではないか。現在国会等においては、公明、民社、新自由クラブの各党も自衛隊を一応評価、認知していると承知しているが、市長

は以前と同様、かたくなに今後もこの業務を拒否されていくのかと質問した。

この自衛官公募に関して市長は、本来政府固有の事務であり、行革で国・地方の事務分担の見直しを検討されている時には、なおさら自治体に募集事務を委託することは見直されてよいのではないかと。一昨年(昭和56年)の二月から自衛隊の募集事務所が本市に開設されており、問い合わせがあった場合には募集事務所へ案内している。災害時に必要ある場合は、本市の地域防災計画に規定されており、自衛隊に対して応援の要請を行う、と答弁した。

桜井議員は、現在の藤沢の基礎は前市長がつくった。葉山市長はその遺産を食い、住民の目にとまる派手な建物をつくって、住民の関心を引きつけているにすぎない、と言っている市民もいると批判しながら、首長の多選問題や一月二日の定例記者会見で、私の市政を積極的に支えてきた幹部が、政党間と議会の派閥の駆け引きの結果とはいえ、市長選に押し出されたことは、私の不徳のいたすところではあるが、まことに残念に思うと発言したことの真意を質した。

葉山市長は、多選についてはいろいろな見方があるとしたうえで、「最終的にはやはりそれは市民が決める問題ではないか」。また、私と一緒に働いてきた職員が、そうした駆け引きにくみするということは非常に残念で、彼のために惜しむという感想を率直に申したわけであると答弁した。

桜井議員は、二一日の市長の「所感」のなかで、自民党のロッキード問題を取り上げたことに関連して、先ほども倫理の問題が云々という話もあったが、それでは現実に葉山市長になってから今までに、たとえば市の職員の汚職とか、与党議員の汚職とかが生じ、現実に警察に逮捕されている問題が、つい最近起こっている。そのような問題を市長はどう考えてるのかと再度質した。

葉山市長は、わが市の職員に関しては、そういうことがないということを誇りに思っていたが、昨年、あのよ
うな事態が起きて、部長が起訴されたことを非常に遺憾に思っており、またショックでもあり、その点に関しま
しては深く反省をしているということとは、御承知のとおりである。しかし、それだからといって市の職員全部が
そうだということではなく、すべての職員はやはりまじめにやっているので、その点もあわせて理解いただきた
いと答弁した。

六 昭和五九年二月市長選挙（二月一九日）

昭和五九年の藤沢市長選挙に、市議会の野党派が統一して市長候補を擁立した。市議会野党の自由民主党を
中心とした市長候補者選びは、前年の五八年四月の市議会議員選挙の直後から始まったが、単独では選挙に勝利
を得ることが困難であるとして、中道政党的協力を求め、それを主体として候補者の人選を進めてきた。その結
果、九月を過ぎてから、候補者の選考について、保守・中道政党的意思統一にこぎ着けることができたので、自
由民主党、新自由クラブ、民社党の三党は、山田栄市議会事務局長を市長の候補者に推薦することを決め、予定
されていた総選挙の動きを見ながら、公明党と同盟に対して協力を求める意向を明らかにした。そして、山田氏
は、市議会事務局長を辞任して、一月一八日に市長選挙に立候補することを公式に表明した。

他方、葉山市長は、一月一二日に、後援会の総会で、「公平で民主的な市政をひきつづき行いたい」と四選
に出馬する決意を表明し、あわせて公明党・民社党にも協力を求めていることを明らかにした。

二人の候補予定者に対して、公明党は現在は総選挙で頭がいっぱいで、市長選への対応は総選挙終了後に検討
したいと態度を保留した。また、共産党は、前三回の市長選で葉山氏を推薦した経過を踏まえ、「藤沢市民連合

を基礎に統一を図り、候補者の無党派性が確立される必要がある」と社会党籍の離脱を条件にして、葉山氏を推薦することにした。

同年一二月の衆議院議員選挙が終って間もない本年の一月一〇日に、それまで過去三回の市長選挙で、葉山氏を支持してきていた公明党は、山田氏の単独推薦を決定した。それについて、公明党県本部は、「山田氏の見識を評価するとともに、山田氏が目指す『清潔、公正、信頼される市政』が、公明党の政策と合致するので、推薦を決めた」と発表した。

こうして、二月九日に告示された市長選挙は、現職で四選を目指す葉山峻氏（五〇歳）と、新人の山田栄氏（五三歳）が届け出た。葉山氏を社会党、共産党、社会民主連合の三党が推薦し、山田氏を自由民主党、公明党、民社党、新自由クラブが推薦して、八年ぶりに市長選挙が激しく展開された。

投票が行われた二月一九日の有権者は二万六一五五人で、八年前の選挙に比べ三万八五二六人増加していた。投票率は五九・九二パーセント、男子が五七・九一パーセント、女子が六一・九三パーセントで、女性の関心の高かったことを示した。開票の結果は、葉山候補が六万五五六五票、山田候補が六万三四四七票で、葉山候補がわずかに二二〇八票の差で市長に当選した。

当選直後の記者会見で、葉山市長は、批判票を謙虚に受け止め、この選挙を機に組織改革、人事刷新などを行ってけじめをつけ、絶えざる自己革新を続けたいと意向を表明した。また山田候補は、「批判は批判として素直に受け止めてもらい、さらに公正な市政執行を心を引き締めてやってほしい」と葉山市長に注文した。



2月定例会本会議と傍聴する市民

七 昭和五九年二月定例会

（三月五日～三月三一日）

二月定例会は、三月五日から二八日までの二四日間の会期で開かれた。五日の本会議では、議事に先立って、二月一九日執行の市長選挙において四度市長に当選した葉山峻市長が「市民の皆さんの御期待と御批判にお応えするために初心に返りまして、今までの一二年間のこの市政をさらに発展させるために、一期目の市長のつもりで人間のまち藤沢のまちづくりのために努力してまいりたい」と就任のあいさつを行った。

ついで日程に入り、職員の定年に関する条例の制定、昭和五八年度一般会計補正予算等二四案件のほか、五九年度一般会計予算、職員定数条例の一部改正等二一案件が上程され、各議案について提案理由の説明、昭和五九年度関連議案について葉山市長か

ら五九年度市政運営と予算の大綱について施政方針演説が行われた。

五八年度関連の議案については三月七日の本会議で質疑を行い、議案を各所管の委員会に付託した。そして、三月一四日の本会議で、各委員会の審査結果が報告されたのち、すべての案件を可決した。そして、五九年度予算関連議案について、その後三月一六日まで三日間にわたり代表質問を行い、定数二二人で構成する五九年度予算等特別委員会を設置し、これに付託することを決定した。

予算等特別委員会は委員長に山本捷雄（自由同志会）、副委員長に斉間壽久（公明党）の両委員を互選し、三月二四日までの審査日程と審査要領を決定した。予算等特別委員会における審査は、職員定数条例の一部改正をめぐって紛糾したため、当初予定した三月二八日までの会期を三一日まで延長し、原案の六一人の定員増を三一人増にとどめる修正案を理事者側が再提案し、あわせて、これに関連する当該給与費の執行を凍結することで決着し、すべての案件を可決した。

代表質問

葉山市長は施政方針演説で、昭和五九年度予算は市長選挙の年であることから骨格予算とし、財政の健全性に留意しながら、後期の新総合計画に計画され、かつ継続している事業を基本にして編成したと説明した。同時に、わが国の景気は回復に向かいつつあるが、依然として国内の雇用情勢は厳しいこと、昭和五九年度の国家予算案も、五八年度当初予算に比べて〇・五パーセントの伸びにとどまり、社会保障、文教、食糧管理費が削減されたうえ公共料金の値上げも予定され、超緊縮予算の影響が市民生活の足元にも及び、市民所得の動向によっては、政府が考えている内需主導型の景気上昇も楽観を許さないのではないか、という見通しを明らかにした。そ

してこうした影響を受けて、市税収入は前年度当初に比べて七・三パーセントの増で、ここ数年で最も低い伸び率となり、自治体の財政運営は厳しい状況に置かれていることを認識して、一般会計六三四億八三三一万六〇〇〇円、特別会計四八〇億四五六〇万七〇〇〇円、予算総額一一・五億二八九二万三〇〇〇円、前年度比一・五パーセント増の予算案にしたと説明した。

代表質問は三月一四日から一六日の三日間にわたって行われ、六会派から、平本昇策（自由同志会）、五十嵐紀子（社会党）、内田末吉（公明党）、内田松男（民社クラブ）、西条節子（市政市民会議）、桑原正一（共産党）、関根宗四郎（自由同志会）の七議員が五九年度予算の執行方針、税、財政、福祉、医療、生活環境、都市整備、教育、それに四期目に入る市長の政治姿勢、理念などを質した。

特に、わずかの差で市長に当選したことを反映して、葉山市長の政治姿勢や選挙関連事項に質疑が集中した。

野党の自由同志会の平本議員は、選挙結果の数字が示しているように、本市始まって以来とも言える激しい選挙戦が行われ、対立候補の山田氏もほぼ半数に近い票を獲得したことは、過去一二年間の葉山市政にあきたらない住民層が多くなった証拠といえることができる。市長は今後市政を担当するにあたって、これら多くの批判勢力の声なき声に十分耳を傾け、一党一派に偏することなく任期満了の時点まで、常に謙虚な姿勢を保ちながら真に公平な市民のための市民の政治実現のために努力されることを希望する。野党のわれわれも単に市長の批判勢力ということだけでなく、是は是、非は非という良識ある態度をもって、ともに三二万市民の信託に応えるために全力を傾注する意向であることを表明した。

同じ自由同志会の関根議員は、市長が就任直後の記者会見で「しこりを残さない人事」について発言したことや、教育委員が選挙カーに乗って、市長に対する支持を訴えたことを取り上げ、事実ならばこれは明らかに地方

教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の五項の、教育委員は政党、その他の政治団体の役員となり、また積極的に政治運動をしてはならないという規定に違反すると考えられるが、任命者の市長はどう処置するおつもりかと質した。

記者会見における発言については、市長は「なにぶんにも激しい選挙でありましたので、職員に不安や動揺をもたらし職務に支障を来してはならぬと考えて、あのような発言をいたしましたものでありますので別に他意はございません」。また、公職者の選挙運動については「政治的中立性を求められている教育委員としての配慮に欠ける」ところがあり、誤解を招く点があったことについては遺憾に存しております」と答弁した。

与党の五十嵐議員は、第四期目の葉山市政の誕生に対して心からの祝意を述べたうえ、有権者全体の約三割が現在の市政に対して明確に批判の意思を表示したことを事実として受け止め、今後は冷静な判断のもとで市政を執行することを期待すると述べ、市長が選挙で掲げた「五つの目標、一五の約束」の具体策を質した。これに対して、市長は今後とも議会や市民の声を十分に伺いながら、優先順位を明らかにし、全体の合意のもとで、六一年度から始まる第二次総合計画作りを進め、市民参加、職員参加を主軸に積極的に取り組む決意であると答弁した。

公明党の内田(末)議員は、市長の市政運営に対する基本的な考え方を質した中で、「親切で効率的な行政」に関連して、市長の「庁内の機構と人の配置を再検討し、若いエネルギーを引き出したい」という発言に触れ、適材適所の原則に立ち、しかも公平な配置が必要で、たとえば市長と政治信条を同じくする人を特に優遇するというようなことは、あってはならない。職員が喜んでやる気を出すような人事管理や、審議会や諮問機関等の委員の選任について、市長の基本的な見解を示してほしい、と質した。また、市政運営の基本である汚職防止の問

題が、施政方針の中で全く触れられていないのは、たいへん残念なことと思うので、この点について市長の基本的な考え方を明確にしてほしいと質問した。

市長は、本市の人事管理について、これまでは職場の管理者を中心に職員との対話を励行し、職員の意欲や実績を重点にして客観性を持たせるための意向調査を実施し、人間関係を深めながら、その職員の能力、経験、性格、リーダーシップなどを配慮して職員を配置してきた。審議会の委員等は、原則として一人の方は一つの委員という考え方に立って選任していきたい、市民代表については特定の地域に偏ることなく、広く市民各層のなかからそれぞれの方々の活動分野などを勘案して選任している。学識経験者も同様に配慮するが、実績、研究内容をもとにできるだけ市内の方を選任していると答弁した。また、不祥事の防止については、市長の私をはじめとして全職員が公務員としての自覚と責任を持つことが何よりも大切であるという観点に立って、あらゆる機会を通じてその趣旨の徹底を図ってきた。同時に、ひきつづき事務処理のシステムやその手続きなどについて点検を進め、組織的な内部チェック機能の明確化を図り、自らが自らを律する体制をより強固にするよう努力してきた。今後も市民の皆さんから寄せられた意見、提言等を十分踏まえ、市民から信頼される市政とするように全力を挙げて努力していきたいと答えた。

民社クラブの内田（松）議員は、二月の市長選挙で、両陣営が互いに将来の藤沢のまちづくりを目指し、市民の信託を受けようと政策や政治姿勢をぶつけ合ったことは、民主主義のルールや市政発展の上から見て大きな成果があったと評価し、確信している。葉山市長は、三三万藤沢市民のため、三〇〇〇有余の市職員のため、清潔、公正、信頼のまちづくりのため、人間のまち藤沢を築くために任期いっぱいさらに尽力をされることを希望し期待する意向を表明した。

そして、公約の具体化として特に下水道問題を質すとともに、各種の大型施策等の遂行には国県等の協力なくしては成立しない課題が山積みの状態であるので、本市選出の県会、国会等各級議員の助言、協力を得るために積極的な働き掛けを進める立場から、情報の提供、プレゼンテーション、要望、意見などの開陳の場を必要に応じて設け、市長自らその役割を果たすようなルールを設定すべきではないかと質した。市長もまた、そのとおりであると思うので、その年度の予算編成、新規事業なども含め、さっそくそのようなことを計画し、連携を密にして本市のさまざまな事業の実現に努力したいと答弁した。

西条議員は、先の一二月議会で市職員の退職金制度の見直しが行われたので、市民から市長の退職金はどうなっているのかと聞かれる機会が多くなった。他市では支給率の改定をはじめ、任期通算を改めて任期ごとに精算し、内規でなく条例化する方向に進んでいるので、職員の退職金制度を改めた機会がちょうど特別職の退職金について再検討するよい時期ではないかと質した。これに対して、市長が会長を務めている神奈川県市長会の行政部会で数年前に検討したので、県内の各市で改定されつつある。指摘された点は十分理解できるし、改正する必要があると考えるので、検討を加えて、近い機会に御提案したいと、市長は答えた。また、西条議員は現在私どもが知る範囲では、職員の意見が上司を通じてのみ市長に届き、また市長と職員の間で直接意見が交流されるようにはなっていない。市長が職員とひざを交えて率直な討論をする機会を多く持つことが大事ではないかと質問したのに対して、市長は今後とも意欲的な職員の意見、提案については質問の趣旨に沿うような機会を設け、行政に反映していきたいと答えた。

桑原議員は、今回の市長選挙の争点の一つとなった「清潔、公正」の問題をまず取り上げ、清潔、公正を貫くということとは、本来革新市政の基本姿勢であり、三期目に起こったような不祥事を繰り返してはならないことを

指摘したのち、市長の選挙公約であるオンブズマン制度と情報公開制度について質したのに対して、市長は、オンブズマン制度は、それぞれの国の歴史的経過や政治制度に照応して展開されてきたものであるもので、そのまま取り入れていくのではなく、わが国の地方自治制度を踏まえて考えるべきである。初登庁のときにも、むしろ市民の中から自発的に市民が市政を見守っていく、また監視していく、そういうことが望ましいと述べたが、その意味でまず制度を構想するのではなくて、市民の運動の展開の中から生まれてくる意見や提案などに十分耳を傾けながら対処していきたい。情報公開制度については、近く設置を考えている仮称情報公開制度市民委員会において、できるだけ広い視野から検討していただき、その提言を受けて議員の理解と協力を得たいと答弁した。

職員定数の増員

二月定例会に、職員定数を六一人増員する職員定数条例の改正案が提出された。山本篤三郎企画調整局長の提案説明によると、この職員定数の改正案は、市長の事務部局の職員を、新しく四一人増員し、他部局への振り替えや異動によって七人減員し、差し引き三四人を増員する。そして、市議会、教育委員会、消防関係の職員を三一人増員、他部局への異動によって四人を減員して差し引き二七人を増員、合計して六一人を増員するという内容であった。

この職員定数の改正案に対して、平本昇策議員（自由同志会）は、代表質問で、国、都、県が全力を挙げて行政改革に取り組み、職員の定数減、定年制の実施に伴う退職金の削減、施設の整理統合などを行っているのに対して、本市の取り組みはあまりにも安易で、努力の跡が見当たらない。革新市政の最も反省すべき点は、公共性、市民サービスという耳当りのよい言葉の陰に隠れて、真剣に民間の企業努力を見習わないことであると、批

判した。

さらに、この改正案を審査した予算等特別委員会でも、桜井郁三委員（自由同志会）、鈴木明夫委員（民社クラブ）が、新規要員として増員すべき部門のあることは認めるが、定数増に伴う人件費の増加によって、それだけ急務の生活環境整備に必要な投資的経費が減るおそれがあるので、むしろ現在の定数のなかでやりくりすべきではないか。また、施設の開設準備の要員は終了後はどうするかと、その具体的な内容について質した。また、小川竹次郎委員（民社クラブ）は、新規事業、その他を含めて、市民サービスに徹した種々の事業を実施するために職員を増員する必要があるが、もう少し厳しく検討して増減員の内容を決めるように要請した。

この職員定数条例の改正案は、日程にしたがって、予算等特別委員会で審査が行われたが、予定した三月二三日になっても審査が終了しなかったので、二六日まで二日間延長して審査を続け、二六日になって質疑は終わった。その間、定数増の内容について、自由同志会、公明党、民社クラブの三会派と理事者の間で折衝が進められてきたが、合意に達しなかったため、二六日に討論、採決を行うことはできなかった。そこで、日程を一日間延長し、翌二七日に、予算等特別委員会の山本委員長、斉間副委員長があっせんに乗り出し、三会派と理事者との折衝が行われた。その折衝で、理事者から提示された定数増を三一人に削減し、条例案を訂正したいという申し入れを三会派は容認した。しかし、その定数案の修正に伴う予算案の修正に手間がかかることから、その取り扱いはいつ調整がでなかつた。そこで、日程を一日間延長し、翌二八日に予算等特別委員会の正副委員長が渡辺議長、岸本副議長と連絡協議しながら、精力的に調整を行ったが、合意を得ることができなかったため、さらに日程を一日間延長することにした。

二九日もひきつづき折衝が行われた結果、夜半になって大筋で調整ができたので、午後一一時四九分に予算等

特別委員会を開会し、三〇日まで日程を延長することを決定した。いったん休憩して、三〇日の午前一時三〇分に開かれた予算等特別委員会に、職員定数条例の一部改正についての訂正案が提案された。それについて、葉山市長が、市議会の審議で、原案の六一人増員案については見直しの必要を指摘されたので、年度当初に必要とする新規施設要員等に限って三一人の定数増に修正することにした。しかし、その修正によって見送った三〇人の職員の給与費については、予算書を修正して削除しなければならないが、その修正が膨大な作業であるため、今会期中にはできない。そこで、その修正作業が終了次第、市議会に諮ることにし、その間、三〇人分の給与費の執行を凍結することにしたと説明し、あわせて五九年度予算の議決にも協力してほしいと要請した。

予算等特別委員会は、この修正案を承認し、討論・採決の結果、すべての案件を可決した。

この職員定数条例改正の修正案は、三十一日の本会議で、討論・採決の結果、修正案どおり可決された。その討論で、野党の自由同志会の杉山幸春議員、公明党の村上悌介議員、民社クラブの長谷川忠勤議員が、できるだけ早く三〇人の減額補正の作業を進め、予算の修正案を審議する臨時会を開くこと。今後、職員定数については全庁的に再検討して行政の公平化を図り、新規事業についても内部の異動によって対処して、広く市民の同意が得られるようにする。そして、職員の能力向上と市民に対するサービス精神を高めるための育成策を講ずることを要請した。

第三節 昭和五九年度

一 昭和五九年四月臨時会（四月九日 第二回・四月二五日）

四月臨時会（四月九日）

四月臨時会は、一日間の会期で四月九日に開会され、地方税法の改正に伴う市税条例の一部改正についての議案が上程された。改正の内容は、①個人市民税について、障害者等の非課税限度額、均等割・所得割の非課税基準額をそれぞれ引き上げ、標準世帯の給与所得者の非課税限度額を二〇〇万円に引き上げる。②個人市民税の所得割の税率を改定する。それに③法人市民税均等割の税率を一律約二・五倍引き上げること等を主としたものであった。

山本篤三郎企画調整局長は、以上の改正内容を説明するとともに、市税条例の改正に伴う昭和五九年度の市税調定見込み額が、個人市民税で六億四三八三万二〇〇〇円の減額、逆に法人市民税で三億一七一三万二〇〇〇円、軽自動車税で一七九二万二〇〇〇円の増収、相殺して市税の減収分が三億八七七万八〇〇〇円となることを明らかにした。

暫時休憩ののち、改正内容の細かな内訳などについて質疑が行われたのち、委員会への付託を省略して討論に入った。宮地淳子議員（日本共産党）が、若干の問題点を指摘したうえ、市税改正の問題は一地方自治体ではどう

にもならないので、「自治体として、こういう、大衆に大きな負担をかける税法改悪はやめるようにという運動を、市民と一緒に国に対してしていただきたい」という要望を述べて、賛成討論を行い、市税条例の改正案は、異議なく原案のとおり可決された。

四月臨時会（第二回・四月二五日）

四月二五日に二回目の四月臨時会が、一日間の会期で開会された。今回の臨時会は、先の二月定例会で議決した職員定数条例の定数に見合うよう給与費を補正する、昭和五九年度一般会計および老人保健事業費特別会計補正予算、五八年度の起債の確定による財源更正に伴う専決処分承認、北部第一土地区画整理事業の換地処分に伴う新町名、地番の変更のための条例の一部改正の四議案が提案された。

このうち、補正予算は、職員定数条例が改正された際に削減された一般会計の二八人分、特別会計の二人分の計三〇人分の給与費の凍結に関するものであった。一般会計の歳入歳出をそれぞれ七六五八万五〇〇〇円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ六三三億六七三万一〇〇〇円に、老人保健特別会計で一、二八七万円を減額し、歳入歳出とも総額を七二億二、二五四万八〇〇〇円とするもので、一般、特別両会計を合わせた全会計の給与費のうち八九四五万五〇〇〇円を減額する内容であった。

提案説明があったのちいったん休憩し、再開して質疑、討論を行った結果、異議なく全議案を原案のとおり可決して閉会した。

二 昭和五九年五月臨時会（五月二日～五月二四日）

五月臨時会は、一日間の会期で五月二日に開会され、議案の高山橋架替工事にかかわる工事請負契約の締結について提案理由が説明されたのち休憩に入った。その間に、五月四日に葉山峻市長から任期が切れる伊草昇助役を再任したい意向が各会派に提示された助役人事について、各派の調整が行われた。しかし、それについては進展が見られなかったため、再開して会期を二二日まで一日間延長することを決定しただけで延会とした。

翌二二日も、助役人事の調整が難航して、午前一〇時開会予定の本会議も大幅に遅れ、午後四時三〇分に開会したが、会議時間の延長だけを決めて休憩に入った。ひきつづき調整が進められたが見通しがつかず、午後一時一分に再開し、会期を二三日まで延長することを決定して延会とした。

二三日も、前日に続いて話し合いが続けられたが、話し合いは難航し、一致点を見出すことはできなかった。午後一時四九分に再開しさらに会期を二四日まで延長することを決めた。

五月二四日深夜の〇時四五分、助役人事については、もはや調整が不能と判断して、提案された工事請負契約の締結について質疑を行い、原案のとおり可決した。結局、臨時会の最大の焦点であった助役問題は議案として提案されるにいたらないまま、午前一時三分に閉会した。この結果、伊草助役の任期は満了となり、助役の空席という事態が生じた。

葉山市長は、昭和五九年五月二三日で任期満了となる伊草助役を再任したい意向を任期が切れる直前の五月四日に、市議会の正、副議長に伝えた。これを受けて、渡辺光男議長は五月一八日に各派代表者会議を招集し、市長から申し入れのあった伊草助役の再任について、市議会としての意見を集約した。この結果、①二人助役制を

検討させる②助役が空席になる事態は避けるべきだ、との二点で意見が一致したので、正・副議長がその旨を市長に申し入れた。

条例通りに助役を二人制にするという要求は、市長選挙の終了後、野党の会派の中から起こってきたものであった。これに対して、市長は、二人のうち一人は伊草助役を、残る一人については、今後議会の意見も尊重してできるだけ早い時期に選任したいという意向を示した。こうして、各派代表者会議で精力的に調整が進められたが、「助役は二人同時提案、同時承認が好ましい。ただ、早急な人選は難しいので六月定例会をめぐらすべきだ」として、伊草助役再任の是非には直接触れない形でようやく野党の意見がまとまり、この結果市長は、少数与党のもとで再任の同意を得ることは不可能となり、伊草助役再任案を臨時会に提出することを断念した。

二月定例会での給与費の一部凍結に続き、五月臨時会では助役再任拒否という動きが生じ、葉山市長に対する野党の攻勢がそれだけ激しくなってきた。

三 昭和五九年六月定例会（六月二日～六月三〇日）

六月定例会は、議場改装整備のため新庁舎七階第七会議室を仮議場にして、六月二日開会され、会期を六月二日から三〇日までの一九日間と決定した。また、六月一五日には新装の議場で開場式を行い、議事を進めることとなった。

六月定例会には、滝の沢中学校増築工事にかかわる工事請負契約の締結、組織改正のための事務分掌条例の全部改正、二月定例会で削除された職員定数を再検討して七人増加することにした職員定数条例の一部改正、昭和五九年度一般会計補正予算、市民会館サービス・センター株式会社の経営状況等二七議案が提案された。

表59-1 各委員会正副委員長一覧

(昭和59年6月選出)

委 員 会 名	委 員 長 (会派名)	副委員長 (会派名)
総務常任委員会	宮治 政弘 (自由同志会)	内田 末吉 (公明党)
文教常任委員会	関根 久男 (市政市民会議)	吉田 信行 (自由同志会)
民生常任委員会	二見 友久 (自由同志会)	服部 圭介 (公明党)
建設常任委員会	小川竹次郎 (民社クラブ)	小野 孝一 (日本社会党)
西・北部地域開発特別委員会	鈴木 明夫 (民社クラブ)	井上 好明 (自由同志会)
交通改善対策特別委員会	山口 敏夫 (日本社会党)	村上 悌介 (公明党)
水害・公害・地震対策特別委員会	滝沢 茂男 (自由同志会)	今村 信也 (日本共産党)
議会運営委員会	中山 五福 (日本社会党)	鈴木 恒夫 (自由同志会)
議会報編集委員会	関根宗四郎 (自由同志会)	斎間 壽久 (公明党)

初日の六月一五日の本会議は提案された議案に対する質疑のち、水害対策に関連する請願について鈴木恒夫議員(自由同志会)が、固定資産税・都市計画税の評価額の減額と長期減免等に関する請願について鈴木明夫議員(民社クラブ)がそれぞれ紹介議員を代表して紹介理由の説明を行い、関連議案とあわせて各所管の常任委員会へ付託した。六月二三日の本会議は、各常任委員会から付託した案件について審査結果の報告があり、市長提案のすべての議案を原案のとおり可決した。

その後、事務分掌条例の全部改正に伴い、議会における各常任委員会の所管事務および名称を改正した議会委員会条例の一部改正を議員提案で提出し、これを可決した。また一般質問が二三日から二六日までの三日間行われ、長谷川忠勤(民社クラブ)、黒江貞子(社会党)、村上悌介(公明党)、柳谷亮子(市政市民会議)、宮治政弘(自由同志会)、今村信也(共産党)、鈴木恒夫(自由同志会)、藤谷昌男(共産党)の各議員が質問した。

六月三〇日には「河川改修等を求める意見書」、「公共



議場改装のため仮議場で本会議を開催

事業の確保に関する意見書」、「日本電信電話公社の改革に関する意見書」の提出を決定。山本篤三郎、久保田圭一の両氏を助役に、柴幹夫氏を収入役に選任する案、七月九日に任期満了となる監査委員尾沢修治氏を再任する案に同意した。

また、各派交渉会で協議を重ねてきた各常任委員会等の委員を選任し、互選によって表1のように正副委員長を決定した。また市議会選出の農業委員会委員については、議長指名により関根久男、落合四郎、杉山幸春、斉間壽久、長田良彦の五議員を推薦することを決定して、定例会を閉会した。

伊草前助役の再任辞退と二人助役制

先の五月臨時会で選任することができず、空席となった助役問題について、六月五日に葉山市長は「六月定例会に助役の選任議案を提出する一人については議会の意見を尊重して決めたい」意向を正・副議長に申し入れた。

同日、正・副議長はただちに各派代表者会議を開き市長の意向を伝えて協議をした結果、各会派に持ち帰って協議することとした。

六月八日の各派代表者会議では、一部の会派から、助役の人事は全会派の一致が望ましいので、二人を同時に

提案するのが好ましいとの意見が出されたため、合意を得るにいたらず、持ち越しとなった。一方、自由同志会は「臨時会で同意が得られなかった以上、白紙に選ったも同然で、同じ案に固執するのはスジが通らない」として、一日には会派として「再任阻止」の意向を確認した。こうした動きの中で、伊草前助役は「市政を混乱させたくないの、再任を辞退したい」と申し入れた。

そこで葉山市長は六月定例会冒頭の一二日に伊草氏が再任辞退の意思を表示したことを正・副議長に伝え、先の申し入れを白紙に戻すことにした。

伊草氏が辞退の意向を示したのち、二人助役制の是非や局制との関連などについて調整が重ねられたが、二三日に市長から二人助役制を取ることに、内部からの登用を考えたいという意向が示され、二九日になって、助役に山本篤三郎企画調整局長、久保田圭一収入役の両氏を、収入役に柴幹夫民生局長を選任したいという内示があった。この案に対して、全会派が賛成の意向を示したので定例会最終日の六月三〇日の本会議に提案され、全会一致で同意し、五月二三日以降空席となっていた助役問題は決着を見ることがとなった。

組織改正と定数条例

六月定例会で最も議論が集中したのが、事務分掌条例の全部改正と職員定数条例の一部改正の議案であった。前者は、四年ぶりの大幅な組織改正案で、従来の四局・八室・二〇部・一三所・一一六課を、四局・二室・二二部・一五所・一〇七課に改めることによって、市民意識の多様化に対応し、行政の効率化と円滑化を進めようとするものである。各局間の調整を行う総務室を廃止して、調整機能の簡素化を図る。組織の縮小・効率化を進めるために、少人数の課や類似業務課等を統廃合することが、主な改正点であった。

山本企画調整局長は、昭和五五年七月の組織改正以降、低経済成長の定着、高齢化社会の進行等に対応できるようにするため、地方自治体も行政改革の推進が望まれ、それに対する市民の関心も高まってきたので、本市では行財政対策本部を設けて組織のあり方を検討してきた。その後二月定例会で市議会から職員定数見直しの意見も出されたので、あらためて四月に市長を本部長とする緊急組織・定数検討委員会を設置し、①効率的な行政組織の確立、②市民サービスの低下を招かない職員定数の見直し、③市民に分かりやすい組織の確立の三点を目標に検討を進めてきた経過を述べて、改正案の概要を説明した。

また、職員定数条例の一部改正について同局長は、緊急組織・定数検討委員会で職員定数を見直し、内部努力によって二三人を減員にすることが可能となったが、秋葉台文化体育館開設準備職員として七人が必要であるため、定数条例の一部を改正して、職員定数を三一六一人にしたいと説明した。

六月一五日の本会議では、内田松男議員（民社クラブ）はこれまでの総務室と自治文化室の両組織の具体的な成果、行政監察担当の活動と成果、各局筆頭部の総務課に対する配慮等について質すとともに、二人助役制を採用する場合には、当然局制の検討も含めて行うべきではないか、この機構改革案は、一人助役制をめぐりにして組織編成されているが、一九日に、議会の要請によって二人助役制とすることになったので、助役が二人になれば機構もおのずから変わってくるのではないかと、市長の考えを質した。これに対して、市長は「今回の組織改正は定数の見直しと密接不可分の関係にあります。当面はこの助役のあり方とは切り離して御審議をいただきたい」と答弁した。

桑原正一議員（日本共産党）もまた、二人助役制がもし採用された場合には、現在の局制の見直し、統廃合、あるいは廃止など含めて抜本的な検討が必要になってくるのではないかと。自分たちはそれが必要であると考えて

いると述べて、二人助役制と局の統廃合との関係を質した。市長は、たとえば二人になった場合には見直しの作業をすぐに始めていくが、若干の時間がかかることを理解してほしいと答えた。

二見友久議員（自由同志会）は、昭和五年度の職制改正の際に指摘した多くの欠点や欠陥を、今回の改正案では、どのように是正したか。管理職への登用について将来、試験制度の導入を考えているか。また今定例会中に助役の人事が決定しない場合でもこの機構改革を行うのかと、組織改正の趣旨を質した。

山本捷雄議員（自由同志会）は、総務局長の役所内部に対する権限が強すぎるのではないか。簡素化イコール効率化になるとは必ずしも考えられない、人材を適材適所にいかにして配置するかということが一番の効率化になる。「一つの課を簡素化することによって、その課が能率的に動くということについては大変疑問をもっている」、「定数を増やすことが現状ではなかなか難しいと思うが、同じ組織の規模の中で、職員ができるだけ働きがいのあるような効率的な組織を考えていく」ことを要請した。

今村信也議員（日本共産党）は、定数条例を途中で提案のように改正すると、そのしわ寄せが昇任試験に合格をした職員にいくのではないかと質問した。これについて、福田完男市長室長は、二月定例会後に名簿登載者に対して状況を説明したが、六月定例会の終了後にもこれを行う意向で、当面の増員措置としては各課の要請によりアルバイトに採用して対応していると報告した。

二三日の本会議で両議案を審査した総務企画常任委員会の鈴木恒夫委員長が、委員会の審査のなかで、委員から、組織改正案に対して、二人助役制が決定したのに伴い、今後は局制廃止の方向で検討し直すことと、助役の選任は今定例会中に提案されたいという要望があったこと。また定数条例の改正に対して、今後は機器導入による省力化の問題について、より一層の努力を傾注されたいという要望があり、採決の結果、全員異議なく原案の

とおり可決すべきものと決定したと報告した。

この委員会報告に対して、桑原正一、山本捷雄、村上悌介（公明党）、小川竹次郎（民社クラブ）の各議員が討論を行い、原案のとおり可決された。

意見書の提出

六月定例会では、「核巡航ミサイル積載艦の日本寄港反対等を求める意見書」、前述の「河川改修等を求める意見書」、「日本電信電話公社の改革に関する意見書」、「公共事業の確保に関する意見書」のほか、「医療保険制度改正反対に関する意見書」の五意見書の提出が可決された。このうち、河川改修に関しては、村岡地区自治町内会連合会長ほか一万二九八一人から水害対策に関連する請願として提出されたものに対して、市議会として対処したものであった。六月一五日の本会議で、紹介議員を代表して鈴木恒夫議員が、この請願は市内の浸水地域のほとんどの地域のものが署名して出されたこと。この地域の人たちは、大雨が降るたびに水害の恐怖におのっている状態で、一日も早く安心して生活が営めるように、その抜本的対策として、①柏尾川、境川の放水路計画の促進 ②河川改修、遊水池計画の早期実施の促進 ③水害発生常襲地の低地への強力排水ポンプの検討を要望したものであることを説明した。質疑、討論、委員会付託をすべて省略して、採決の結果全員異議なく採択が決定された。

この請願が採択されたのを受けて、六月三〇日の本会議に都市建設常任委員会提案の「河川改修等を求める意見書」が提出され、五十嵐紀子副委員長（社会党）から境川、柏尾川の分水路計画の促進など、市内流入河川の治水整備を急がれるように要望するという提案説明が行われ、原案のとおり可決された。

この決定に基づいて、意見書を内閣総理大臣、建設大臣、自治大臣に提出するとともに、七月二日、渡辺光男議長、小川竹次郎建設常任委員長、小野孝一同副委員長が直接神奈川県庁を訪ね、神奈川県知事および土木部長に意見書を手渡し、実現を強く要望した。

表彰議員の伝達式

六月一五日の本会議開会前に、四月二六日に関東市議会議長会、五月三〇日に全国市議会議長会から議員二五年以上勤続により表彰を受けた関根久男議員（市政市民会議）の表彰伝達式を行った。

四 昭和五九年七月臨時会（七月三一日）

七月臨時会は、一日間の会期で七月三一日に開会され、議案第三四号三・三・六号辻堂駅遠藤線ずい道・そのI工事請負契約の締結議案が上程された。村上俊博総務局長が、トンネル本体の工事として三二五・二メートルの導坑二カ所、同二段サイロットの施工二カ所、六〇メートルのルーパー工事を施工するもので、契約金額は六億円、昭和六〇年二月二八日の竣工予定であると述べて、完成保証人の経営状況、入札参加者等の入札状況について説明した。

休憩後の質疑で、トンネル内の災害対策、新交通システムとの関係、入札回数、残土処理等の問題について、柳谷亮子（市政市民会議）、服部圭介（公明党）、今村信也（共産党）、長谷川忠勤（民社クラブ）の各議員が質問した。これに対して、上田卓道路部長、吉田弘計画建築部長、橋本宰俊財務部長がそれぞれが一災害が生じても二―三分で対応ができると思う、今回の残土については大庭台墓園の谷戸を埋めるように決定していると説

明して、理解を求めた。

この議案は委員会への付託を省略して討論、採決の結果、異議なく原案のとおり可決し、臨時会を閉会した。

五 昭和五九年九月定例会（九月六日～九月二一日）

九月定例会は、九月六日から二一日までの一六日間の会期で、六日に開会された。初日の九月六日の本会議に、（仮称）湘南ライフタウン市民センター新設、八部公園野球場改造工事のための工事請負契約の締結、茅ヶ崎市为学校教育事務の受託期間の延長に関する協議、昭和五九年度一般会計補正予算、五八年度下水道事業費特別会計決算の認定、市民会館サービス・センター株式会社の経営状況等三五件について提案理由が説明され、九月一〇日に質疑を行って、各常任委員会へ付託した。

このうち、総務常任委員会の審査で、五九年度一般会計補正予算のうち、諸支出金の普通財産取得費四四九六万八〇〇円をめぐる紛糾したため、九月一九日に山本篤三郎助役から普通財産取得費については減額訂正するとの発言があり、これを受けて同議案を含め、本定例会に提案されたすべての案件が同日可決された。

九月二〇日と二一日の両日に一般質問を行い、最後の二六日の本会議で固定資産評価審査委員会に山本篤三郎助役を選任することに同意し、「国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁に反対する意見書」、「湘南海岸施設整備に関する意見書」、「固定資産税等引き上げ抑制並びに長期減免措置に関する意見書」の提出を可決し、九月定例会を閉会した。

北口貨物ヤード跡地処分問題

前述の補正予算の一部を減額することにした普通財産の取得というのは、市土地開発公社が国鉄から取得し、保有していた藤沢駅北口の国鉄貨物ヤード跡地の西端の約一二二平方メートルを、市が普通財産として四四九六万八〇〇〇円で買い上げ、それを露店で飲食業を営む業者に売り渡し、これによって同駅北口周辺の道路環境整備を図るというものであった。

九月一四日の総務常任委員会で、内田松男委員（民社クラブ）が、この土地の具体的場所、取得目的について質問した。これに対して、藤沢駅前広場が整備されるにしたがって、昭和五五年ごろから露店商が目立ち始め、それを撤去させることが議会でも問題になった。そこで今回これを撤去させて、駅前広場の環境美化を保つために、この土地を市が取得することにしたと、市側が説明した。この説明に対して同委員は再度、「業者に土地を処分するのなら、いったん市で買う必要はないのではないか。業者と地主が話し合うために、市はあつせんするだけで事足りるのではないか。市は何の義理があつて四〇〇〇万円の市税をもって公有財産を購入しなければならぬのか」と質問したため、常任委員会は、午後〇時半から午後五時半まで紛糾して空転した。

この事態を打開するため、野党三会派は「普通財産取得費として計上した四四九六万八〇〇〇円を白紙にするか凍結せよ」と申し入れたのに対して、理事者側は議会の意向を踏まえて特定の人に売らない。使途については議会と相談して決めるので、予算は原案のまま通して欲しいと、野党の協力を要請したが、折衝は難航して深夜にまで及んだ。翌二五日の深夜に再開された委員会で、普通財産取得費の四四〇〇万円余について、理事者側は提案を取り止め、一般会計補正予算の一部を訂正したいと思うので、よろしく承認のうえ決定してほしいと、質

疑再開に先立って市長が発言したので、委員会はその訂正を承認することに決定した。

茅ヶ崎市の学校教育事務受託期間の延長

茅ヶ崎市域に属する湘南ライフタウン地域域の学校教育事務については、西部開発事業に着手した昭和四二年の両市の基本方針に基づいて、五九年三月三十一日まで藤沢市が受託することを主な内容とした「茅ヶ崎市の一部地域における学齢児童及び学齢生徒の学校教育事務の受託に関する協議」を五二年八月臨時会で可決し、五二年九月の二期から小学生は大庭小学校、中学生は秋葉台中学校に受け入れた。

その後、五八年の二月定例会で、茅ヶ崎市との協議の結果、学齢児童については受託期間を一年延長して六〇年三月三十一日までとし、六〇年四月以降は茅ヶ崎市において措置することを内容とした茅ヶ崎市の学校教育事務の受託期間の延長に関する協議が可決され、受託が継続されてきていた。

この教育受託期限の終了を一年後に控えた本年二月以降、茅ヶ崎市域の湘南ライフタウン羽根沢第一住宅自治会、湘南ライフタウンやよい自治会、湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎自治会から、藤沢市への早期の編入や将来にわたって藤沢市が教育事務を受託するよう要請した陳情が相次いで茅ヶ崎、藤沢の両市に対して提出された。

そのなかには、茅ヶ崎市が既定方針通り学校を建設しても、そこには児童を就学させないという意見も生じ、憂慮すべき情勢となってきた。湘南ライフタウンの茅ヶ崎市域内住民の要望というのは、湘南ライフタウンは藤沢、茅ヶ崎の両市域にまたがっているが、この地域は一つのまとまった地域で、茅ヶ崎市域の住民の生活圏は、現在も将来も藤沢市内にあるので、むしろ藤沢市へ編入することを求めたものであった。そのような状況であったので、六〇年四月以降、学校事務の委託が六〇年三月で打ち切られるならば、教育上の混乱が予想されるとし

て七月二四日に藤沢、茅ヶ崎両市の教育長が協議し、混乱を回避するため教育的な配慮から教育事務の委託を継続するように再検討することをそれぞれの市長に要請することを申し合わせた。

この要請を受けて、両市長の間で協議が進められた結果、住民の意向を踏まえて区画整理事業が完了するまで、これを継続することも止むを得ないという結論に達したので、八月一四日に正副議長に対して、議会としても理解と協力を願いたいと要請した。また、八月一六日には、茅ヶ崎市議会の岸議長、坂巻副議長が藤沢市を訪れ、この際ぜひとも藤沢市で継続して受託されるよう要請した。

この学校教育事務の委託については、五八年二月の定例会で、学齢児童の学校教育受託については「昭和六〇年三月三十一日までとする。その後は茅ヶ崎市立の小学校に就学させるものとする」と決めただけであり、その後提出された陳情審査の過程でも、市議会としては五九年度には茅ヶ崎市が学校を建設することになっていた。しかし、渡辺光男議長は両市にかかわる教育上きわめて重要な課題であって放置することはできないと判断して、この問題は八月一八日に各派代表者会議と総務、文教の両常任委員会正副委員長に経過を報告するとともに、その取り扱いについて意見を求めた。そして、八月二五日には総務、文教両常任委員会合同協議会を開催し、理事者側の出席を求めて経過説明等を受け、質疑を行った。

こうした経緯を経て、従来の一〇年三月末までの期間を区画整理事業が完了するまでひきつづき受託を継続することにした茅ヶ崎市の学校教育事務の受託期間の延長に関する協議の議案が九月定例会に提出された。九月一三日の文教常任委員会の審査を経て、九月一九日の本会議で原案のとおり可決され、懸案の教育事務受託問題は一応の決着をみることとなった。

一般質問

九月定例会の一般質問には、平川正雄（自由同志会）、宮地淳子（共産党）、長田良彦（自由同志会）、服部圭介（公明党）、桑原正一（共産党）、小川竹次郎（民社クラブ）、吉田信行、滝沢茂男（以上、自由同志会）、瀬川進（社会党）の九議員が、新総合計画第二次基本計画、民間委託、下水道建設、道路、清掃、福祉等市政全般について市の考えを質した。

第二次基本計画の策定に関する考え方について、市長は、市長選挙で市民に公約した諸施策は、本市の都市像の具体化に向けたもので、基本計画の策定にあたっては、市民参加を得て審議会等で十分審議をし、政策化したと考えていると、その方針を表明した。また、民間委託について、業務の中でも自治体がやるべきものは市職員が行うが、業務によっては専門的な知識等が必要なものもあり、委託のほうが効率的な場合もあるので、その場合には最低賃金等を下回ることのないよう指導していききたいと、市長は民間委託を行う意向のあることを明らかにした。

下水道建設については、現在は事業効果を高めるために面的整備を基本に事業認可がなされているため、線的整備に対する国庫補助事業の認可は厳しい状況にあること。五カ年計画の最終年度にあたる昭和六〇年度までには、柄沢地区の残り部分の約五〇ヘクタールを整備し、村岡、川名地区などの低地部の整備の方針を工法も含めて検討し、幹線工事の一部を着手したいこと。第六次の五カ年計画では両地区の低地部の浸水解消を図り水洗化を推進するとともに、北部地域へ事業拡大するため、事業認可変更の準備を進めるよう努力すると答弁した。

清掃に関しては、観光ごみ対策として持ち帰りキャンペーンを大々的に行ってはどうか。境川の清流ごみ対策

として、本市だけでなく上流の都市にも積極的に除じん機の設置を要請すべきではないか。有害ごみ処理について市の今後の取り組み等について質問が行われた。それに対し、有害ごみの中でも関心の高まってきた廃乾電池については、透明袋で出してもらう方法をとっており、これまでにドラム缶で一〇本分を回収していること、また、ごみ焼却場の煙突から水銀が検出されたことは報告されていないこと。今後は関係諸団体と積極的に協議、検討して、国・県等を通じて生産、販売業者へ有害ごみの回収の励行を働き掛けたいと、理事者側が答弁した。

六 昭和五九年一二月定例会（一月二七日～二月二日）

一二月定例会は、一月二七日から二月二日までの二五日間を会期として開かれた。第一日の一月二七日の本会議に、昭和五八年度一般会計歳入歳出決算ほか一特別会計決算の認定が上程され、葉山峻市長が主要な施策の成果ならびに予算の執行状況について概要を説明した。これらの議案は、一月二十九日に質疑が行われたのち、定数一三人で構成する五八年度決算特別委員会（委員長杉山幸春・自由同志会、副委員長日原通晴・社会党）を設置し、これに付託して審査することを決定した。

二月六日には、都市計画税を一〇〇分の〇・三から〇・二五に引き下げることを内容とする市税条例の一部改正、総合市民図書館（仮称）建設工事にかかわる工事請負契約の締結、五九年度一般会計補正予算等一四議案の提案説明が行われ、二月一〇日に質疑が行われたのち、各所管の常任委員会に付託した。

一月二十九日に設置された決算特別委員会は、当初の二月五日までの予定を、一〇日まで五日間延長して審査を行った。同特別委員会と各常任委員会の審査結果の報告は二月十九日の本会議で行われ、すべての議案を原案のとおり可決、認定した。また、一般質問は一九日から二二日まで三日間行われ、二二日の本会議では先に

藤沢市農業協同組合、藤沢法人会、藤沢管内青色申告会、藤沢商工会議所から提出され趣旨了承された、固定資産評価替えに際して評価の適正化を求める陳情の趣旨を踏まえて「固定資産の適正評価についての意見書」の提出を可決して、閉会した。

決算特別委員会

一月二九日に設置された五八年度決算特別委員会は、一月五日までの五日間の審査日程を決めて、一月三〇日から人件費、議会費、総務費と順次審査を進めた。この審査で、職員給与の是正の内容、高齢者福祉への対応、石名坂焼却施設試運転経費の問題、身障者の雇用状況、除じん機の設置効果、都市デザインの具体化の方策等について、各委員から質疑が行われた。

一月三日に行われた消防費関係の審査で、山本捷雄委員（自由同志会）が、新春恒例の消防出初式の費用の出所と、そのときの祝儀や寄付の扱いについて質問した。それに対して、出初式は、以前に消防団が主催して行っていた当時の慣例をそのまま踏襲しており、その費用は参列した来賓の祝儀や寄付でまかかっていて、市としては予算に組んでいない。そして本年一月七日に行われた出初式には、合計して一五七万円の寄付があったので、それと前年度繰越金七二万円を合わせた二二九万円の費用で出初式を行った。その費用の四五パーセントが機材や物資の購入費に充て、一八・八パーセントを市が六、消防団側が四の割合で配分し、交際費などに使い、残額を六〇年度の準備金としており、市側が説明した。

山本議員は「市消防局主催の出初式なのだから市が予算を組むべきで、祝儀をあてにするのはおかしい」、「祝儀も公金のはずで、市の会計に計上しなければならぬはずであり、地方自治法違反ではないか」と追求した。

これに対して、山本篤三郎助役がこれまでの処理について陳謝するとともに、今後は予算に計上する方向で検討したいと来春の出初式から祝儀を公金として処理する意向を示して委員会の了承を得た。

都市計画税の引き下げと特別職退職金の支給方法の改正

一二月定例会には、都市計画税の税率を〇・〇五パーセント引き下げることと内容とした市税条例の一部改正と、常勤特別職の退職金について、従来の通算方式から一任期ごとの支給方法に改める常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正の二つの条例改正案が提案された。

藤沢市の都市計画税は、昭和五十四年度に税法が改正され、税率の上限が〇・二パーセントから〇・三パーセントに引き上げられたことを受けて、〇・二五パーセントの経過措置を経て、五十六年度から〇・三パーセントに引き上げられた。しかし、市民の中には不満の声があり、議会でもたびたびこの問題に対して質疑が出され、五八年一二月の定例会では、小野孝一（社会党）、滝沢茂男（自由同志会）両議員が、また五九年二月定例会では平本昇策議員（自由同志会）がそれぞれ、「都市計画税を引き下げる考えはないか」と市側に質問していた。

こうした質問に対して、市側は「昭和六〇年度に固定資産の評価替えの時期もくるので、都市計画事業の推進と市民の税負担軽減について、その均衡を十分配慮し、財政全体の見通しの上に立って都市計画税率軽減について、前向きに取り組みたい」と答弁し、また本年二月の定例会では、都市計画税の税率に関しては「政令指定都市を除いた県内他市の充当率と比較しても決して高い方ではない」が、都市計画事業を進めるために財源の確保は必要であるが、六〇年度には都市計画税の減税を実施したいという意向を表明していた。

今回の改正は、そうした要望に対応したもので、決算で都市計画税は三三億九〇〇〇万円、都市計画事業等へ

の充当率が三三・六パーセントとなつていると説明したうえで、「今後とも本市は、東部処理区下水道事業をはじめとして、多くの都市計画事業の実施が必要であり、そのための財源も多額のものが必要です。しかしながら、一方最近におきまして、市民の税負担の軽減を求める要請も大なるものがありますので、市の裁量の範囲内で実施可能な都市計画税の税率引き下げを今回行い、市民等の資産にかかわる税負担の軽減を図るもの」とであると提案理由を説明した。

同議案を付託された総務常任委員会の審査で、委員から「都市計画税が都市計画事業に占める割合はどの程度が適正であると考えているか」、「今回の引き下げによる標準家庭の減税額はどのくらいか」などの質疑が出された。これに対して、市側から「市民から都市基盤整備の要望は多々あり、今後都市計画事業を総合計画に基づいて進めるためには、これ以上の引き下げはそれらの事業に支障が出るものと考えられる」、「五九年度ベースで土地一六五平方メートル、家屋一〇一・二平方メートルの標準家庭を考えた場合、負担軽減等の関係もあるが、推定で六二年には五三八〇円の減税になる」と答弁した。委員会では、採決の結果全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、従来の通算方式を改めて一任期ごとに退職金を支給することとするともその支給乗率を明文化することを骨子とした特別職常勤職員の給与に関する条例の一部改正については、すでに二月定例会の代表質問で西条議員が質し、葉山市長も検討を約束していた。これまでの条例は「勤続期間を勘案し、議会の議決を経て定める」ことにして、内規で給料月額に勤続年数と一定の乗率（市長は六、助役は四、収入役は三）をかけ合わせる算定方式を採用していた。そこで、伊草昇前助役の退職金支給議案が提案された六月の定例会では、「算出方式を明文化すべきではないか」との意見も出されていた。

今回の改正案は、「県内各市のこれらの手当での支給状況を参酌し、また一般職職員の退職手当が最近削減、是正されていることをも考慮し、また、その支給額と支給の方法を明らかにする」もので、改正された支給額は、内規の割合をそれぞれ一割引き下げ、算出方法等を条例に明記するとともに、任期通算の方法を任期ごとの支給に改めたものである。新しい計算式は、退職時の月額給与×勤続年数を基礎に、市長が五・四、助役三・六、収入役二・七倍とするもので、これによって金額が大きくなるのを防止しようとしたものであった。この改正に伴い、葉山市長の過去三期一二年分の退職手当での精算分として四八五万円も補正予算に計上された。

総務常任委員会はこの議案を、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した。

一般質問

一二月定例会の一般質問は、一月二十九日から二一日の三日間にわたって行われ、鈴木明夫（民社クラブ）、齊間壽久（公明党）、藤谷昌男（共産党）、村上悌介（公明党）、落合四郎（自由同志会）、五十嵐紀子（社会党）、井上好明、桜井郁三、二見友久（以上、自由同志会）、山口敏夫（社会党）、服部圭介（公明党）、柳谷亮子（市政市民会議）、宮地淳子（共産党）の各議員が、新年度予算編成の考え方、みどり行政、まちづくり、平和問題、消防等、市政全般について、市の考え方を質した。

みどり行政に関しては、緑地取得のための基金制度はいつごろ発足させるのか、その財源はどうするのか。また、公共施設の塀を生け垣にして緑化を推進していく考えはないかなどの質問が出された。これに対して、来年は市制施行四五周年でもあり、これを記念して「緑化基金制度」を設置したい。財源については準備中である。石塀を生け垣に変更することは、生け垣条例により予算を組んで事業を推進しているが、申し込みが多くて予算

不足の状況にあるが、公共施設の生け垣化については今後努力したいと答弁、また、本市の緑化の特徴については、公共施設の緑化、民間への緑化指導は常緑広葉樹を主体に行っていること、市民に楽しんでもらうため、最近では、サルスベリ、ユリノキ、エンジュ、イチヨウ、ニセアカシア等を選定し植栽するよう心掛けている、との説明があった。

平和問題に関しては、一〇月一七日に米軍ヘリコプターが片瀬五丁目の路上に墜落した事故の経過と今後の対策を質したのに対して、被害者が要求している補償額を円満に承諾して、それを速やかに支払うよう横浜防衛施設局に申し入れたこと、被害者に対して米軍が陳謝することについては、市が折衝した結果、一月二日に横田基地の司令官らが直接被害者宅を訪れ陳謝した。事故原因の究明にはまだ時間を要することなどの経過を報告するとともに、今後もひきつづき、人家の密集している市街地上空の飛行を中止するよう米軍に要請していく考えであることを明らかにした。

このほか、藤沢市が核兵器廃絶平和都市宣言を行ってから、二年半が経過したことを踏まえて、平和運動への援助や市の主体的取り組み等について質疑が行われた。これに対して、市側は平和映画会の開催や原爆に関する映画や書籍の整備を考えていること、また、市民の自主的な平和運動は、一人ひとりが不断の努力で続けていくもので、行政としてはいろいろな角度から幅広く援助していきたいと考えていること。さらに、宣言の趣旨をアピールするため、市の封筒については次回の印刷時から「核兵器廃絶平和都市宣言」の宣言文を印刷し、実施に踏み切ることを明確とした。



新設された議会の市民ロビー

教育長空席

本定例会の会期中の一二月一〇日、葉山市長から一二月三十一日に任期満了となる小山文雄教育長をひきつづき再任したいという要請が、渡辺市議会議長に伝えられた。これを受けて各派代表者会議に諮り、一九日、二〇日、二一日と連日協議を続けたが、野党の一部会派が再任に難色を示した。渡辺議長はこうした会派の意向を葉

山市長に伝えた。そこで、市長は反対する会派に対して再度翻意を要請したが、会期中に事態を打開することができなかった。結局、同教育長再任の同意議案を提出するに至らずに会期切れを迎え、教育長の空席という事態が生じた。

五月の臨時会では助役の再任が流れ、今回もまた教育長再任案を提出することができなかった。僅差で当選した市長は、ひきつづき多数野党の攻勢に直面して苦しい対応が求められることになった。

議会議棟の改装と市民ロビーの設置

昭和五六年一二月に建設に着手した庁舎新館が五八年六月に完成したことに伴い、庁舎本館の改装が始まり、議会議棟の改装は五九年四月に着手した。この間、新館七階会議室を仮議場として使用したが、六月一五日の六月定例会から新装の新議場を使用し、議長室、議員控室

などについては九月から使用を開始した。

今回の整備で、本館三階のすべてを議会用とすることが可能となり、その一角に市民ロビーを設け、議員と市民との対話、市民の待ち合わせの場を確保することができた。あわせて、この空間を活用し、教育委員会、藤沢市美術家協会、藤沢市写真家協会、藤沢市書道家協会、藤沢市市民美術会の関係者の協力を得て、五九年一二月から定例会ごとに、絵画、写真、書道作品の順次展示を行い、文化の向上を図ることとした。

アフリカ飢餓義援金の寄付

アフリカの食料危機の救援が世界的規模で叫ばれている現状を強く認識し、議会人としてこれに参加し、行動すべきであるなどの声が議会運営委員会の中から起こった。そこで各派代表者会議で協議した結果、アフリカの食料危機を救うための義援金を募ることを決定した。全議員の積極的な理解と協力によって二万九〇〇〇円の寄付が集まった。渡辺市議会議長は二月二七日に、外務省の認可団体で、アフリカ問題に熱心に取り組み、実績をあげている社団法人アフリカ協会を訪れ、そこに全額を寄託した。

七 昭和六〇年一月臨時会（二月二二日）

一月臨時会は一日間の会期で、一月二二日午前一〇時一四分に開会された。人事院勧告に伴う一般職員の給与に関する条例等の一部改正およびこれに伴う昭和五九年度一般会計補正予算等七件が上程され、理事者側が提案理由を説明した。いったん休憩したのち、質疑に入り、長谷川忠勤（民社クラブ）、桑原正一（共産党）、平川正雄（自由同志会）の三議員が質問した。

長谷川議員は、職員の給与問題は行政改革の大きな問題で、国民的課題であり、市民の関心も非常に高い。市は職員の給与を公表するなど改善に努力していることに対して敬意を表したうえで、市として長期的にどのような考え方に立ってこれからこの問題に取り組んでいくのか、また「他の市などに追従していくのではなくて、藤沢市として独自にこういう問題について取り組んでいくという姿勢が必要ではないか」と市側の姿勢を質した。それに対して、村山総務局長は生活でき得る給与というものと、市民に理解される給与というものの接点をどこに求めていくか。それは非常に難しい問題であるが、「二つの問題をなるべく調和させるような方向で、市の職員の給与というものを真剣に考えていきたい」と答弁した。

桑原議員は、藤沢市が三・二パーセントのアップ率にしたことに対する理事者の考え方、それに達するまでの労使間における議論の中心点を質した。これについて、三・二パーセントのアップ率では忍びがたいものもあるが、やむを得ない措置であると考えている。市町村の自主性と国の方針をどう考えるか一番の問題であったと、理事者側の考え方を説明した。平川議員が、神奈川県内一九市の中では鎌倉市がトップといわれているが、よその市が一体どのようなになっているのかと、他市の現況について報告を求めたのに対して、五九年度のラスパイル指数はまだ確定していないが、五八年度は鎌倉市が一一九・七程度で、藤沢市は一一六・三四で、県内では六位ぐらいであると報告した。

こうした質疑ののち、議案は総務常任委員会に付託された。委員会では、「今回の三・二パーセントの給与改定は、民間企業との比較において妥当なものであるのか、データがあれば示されたい」、「今回の改定率は今後の市行政にどのような影響を与えると考えるか」などの質疑が委員から出された。討論採決の結果、議案については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

再開された本会議に委員会の審査結果を報告したあと、質疑を省略し、討論・採決の結果、原案のとおり可決し、午後八時一六分に閉会した。

八 昭和六〇年二月定例会（二月二十五日～三月二六日）

二月定例会は、二月二十五日から三月二六日までの三〇日間の会期で二月二五日午前一〇時三分に開会した。

初日の二五日の本会議に、昭和五九年度一般会計補正予算、六〇年度一般会計予算および一四の特別会計予算、みどり基金条例案など合計四八議案が上程され、各議案の提案説明が行われた。また、六〇年度の関連予算議案について、葉山峻市長が市政運営の方針と予算の概要を説明した施政方針演説を行った。

二七日は、五九年度関係議案について質疑を行い、一部を可決、他を委員会に付託することを決定し、三月八日の本会議は、委員会の審査報告のあと、議案を原案のとおり可決し、六〇年度関連議案については三月一二日まで三日間にわたり代表質問を行った。

三月一二日は、代表質問の終了後、定数二二人をもって構成する六〇年度予算等特別委員会を設置し、これに付託することを決定した。

予算等特別委員会は委員長に井上正一郎委員（自由同志会）を、同副委員長に五十嵐紀子委員（社会党）を互選し、三月一二日から二〇日までの日程で審査に入ったが、こみ処理手数料、体育館使用料、公園使用料、保育料等公共料金の値上げを伴う改定が多く提案されたため、質疑に時間を要し、二〇日に質疑が終了したが、討論、採決が残ったので、日程を二日間延長し三月二二日によりやく討論、採決を行った。

三月二六日の本会議では予算等特別委員会の審査結果が報告されたあと、各会派の代表議員の討論が行われ、

すべての案件を原案のとおり可決した。

つづいて、教育委員に今野達氏の再任、神部昭三氏の任命、監査委員に松岡磐木氏の選任に同意し、最後に「横浜市営地下鉄の湘南台乗り入れ早期実現に関する要望決議」などの意見書の提出について可決し閉会した。

市長の施政方針と各派の代表質問

二月定例会初日の二月二五日に行つた施政方針演説で、葉山市長は、まず、全体として景気が拡大基調になっているが、雇用情勢から見ると、景気の拡大と国民生活の向上とが必ずしも並行して進んでいるとはいえない状況がみられる。国家予算は前年度当初予算と比べて三・七パーセントの伸びとなっているが、一般歳出は三年連続してマイナスの緊縮予算となっており、行政改革の名のもとに、生活保護費をはじめ、国の負担率が五割を超える高率補助金を一律一割強削減し、自治体に対するしわ寄せによって生み出した財源を公共事業に投入して、昨年年みの額を確保している、と国の予算案を批判し、こうした政府予算の歳出の大幅な削減によって市民生活と自治体財政が大きな影響を受けていることを指摘したうえ、「全国市長会、あるいは長洲県政とも連携して『平和・市民福祉・地方自治』を守り、さらに前進させるために最善をつくす決意」を表明した。

ついで、財政運営と予算編成について市民税の伸びが鈍化しているうえ、都市計画税の税率を引き下げたので資産税関係の税収も多くを望めないことを考慮したうえ、国の超緊縮予算の影響から市民生活を守るため、市の単独事業にも力を入れたことを強調した。この結果、前年度の六月補正予算（当初は骨格予算）後に比べ、予算総額で一〇三・三パーセント増の一・一七三億三九四八万七〇〇〇円となったとして、六〇年度の重点施策の大綱を説明した。

六〇年度一般会計予算など三三議案に対する代表質問は、三月八日、一日、二日の三日間にわたって行われ、六会派の七議員が理事者側の考え方を質した。前年二月の定例会では市長選挙を目前に控えて市長の政治姿勢に各会派の質疑が集中したが、今回は予算の執行方針を中心に財政、福祉、医療、商工、都市整備、生活環境、教育など広範な分野にわたって質問が行われた。その中でも、市民病院の増床問題、交通問題、情報公開などについては複数の会派から質疑が出された。

市民病院の増床問題と関連して、各議員は、医師会との話し合いの経過、付き添い費用や他市町の患者負担の問題などを質した。これに対して、理事者側は、五八年三月に保健医療計画懇話会の報告を受けて、五九年五月以降医師会と定例協議会を開き、市民病院の整備について再三意見の交換を行った。そして、市民病院および医師会から五人ずつからなる市民病院整備等協議会を設置し、増床をめぐる諸問題の検討を行っている。市民病院では付き添い費用は不要であるが、民間病院ではこの負担が伴うことについては、現在の医療制度のもとでは解決が容易でない。また、市民病院の患者の三〇パーセントが他市町の患者であるので、これにかかる負担分を他市町に請求できないかという質問に対しては、藤沢市民もまた他市の病院に入院しているので、こうした相互扶助の関係からして他市町への請求は不可能である、と答弁した。

交通問題については、特に幹線道路網の整備が問題になり、神奈川県が高校建設百校計画の終了に伴い、主要幹線道の整備に重点を置くようになったのに対して、「市は県の動向にどう対処していくのか」、横浜の環状三号線、県央道等の計画について知りたいという質問が出された。これに対して、通過交通の排除が藤沢市の総合交通体系を考えるうえでの重点であり、主要幹線道路三五キロメートルのうち、一二キロメートルが現在整備されている。これらの路線の多くが県道であることから、今後も県へ積極的に働き掛けていきたい。県央地域への

内陸通過交通に対応するためには、横浜市環状三号線と、本市の北端部を東西に走る県央道等の自動車専用道があり、藤沢町田線を経路とする通過交通は、大幅に削減されると考える。建設が達成できると、昭和七五年には交通量は、三分の一程度に減少すると考えられると、答弁した。

情報公開に関しては、二月二二日に情報公開制度研究会の提言が出されたことを反映して活発な質疑が行われ、それによって次の事項に対する市側の意向が明らかになった。

今日の情報化社会において、市民は「知ることの必要」から「知ることの権利」の保障を強く求めている。提言は市民の手による真の自治のあり方を顕著に示したものと評価しており、条例化に際しては、この提言の趣旨・内容を十分に反映させていきたい。公開により法人等の正当な事業活動が著しく損なわれるものは、非公開に該当するが、市民の生命・健康・生活等を保護するため必要と認められる企業情報は、公開すべきであると考えられる。プライバシー保護条例を情報公開制度とあわせて制定することについては、単に個人情報を守ることではなく、「私の情報は私のもの」という観点に立った総合的個人情報保護制度を確立すべきであるという積極的な意見が提起されているので、今後、その趣旨に沿って研究を進めたい。開示を拒否された場合の救済方法は提言のとおり、簡易・迅速、かつ公平な判断ができる権利救済の方法として、第三者機関の設置を検討したい。

以上の質疑のほか、最初に代表質問した自由同志会の平沢信雄議員は、地価高騰に対する対応策として、いわゆる線引きを見直すこと、国の補助金一割カットへの対応、柏尾川放水路計画、それに情報公開、ふどり基金条例、市民病院増床問題、長後のまちづくり等について市側の考え方を質した。これに対して理事者側は、線引きの見直しについては、良好な環境を守っていくため、県に準じて現状を維持していく方針である。国の補助金一割カットについては、いずれも市民福祉と藤沢市のまちづくりに直結する重要な事業が補助金カットの対象に

含まれているので、全国市議会議長会、全国市長会など地方六団体と連携しながら自治体に負担を転嫁することのないよう、今後も精力的に国に働き掛けていく。柏尾川放水路計画については、抜本的な洪水処理として河川改修、橋梁の架け替え等を進めることと並んで、放水路の計画の検討も必要と考えているので、その促進を図るよう国・県に対し要望してきた。県でも流域計画の検討を進めており、その推移を見ながら鎌倉市との協議を深めていきたいと答えた。

社会党の日原通晴議員は、藤沢市の六〇年度の財政見通しについて質問し、補助金一割カットの影響と超過負担の実態を示すことを求めた。葉山市長は六〇年度当初予算ベースの試算では、福祉関係で三億二〇〇〇万円、建設関係で二億一五〇〇万円、合計で五億三五〇〇万円程度の補助金の減額になり、超過負担は普通建設事業費で総額二五億六〇〇〇万円程度になると答弁した。

日原議員はまた、情報公開、市民ギャラリー、根岸線の大船からの延長問題、横浜市営地下鉄の湘南台乗り入れ、国道一三四号線沿いのラブホテル規制、市民病院増床等の問題について質したが、そのなかで根岸線の大船から藤沢までの延伸問題については、大船駅ホームの設置場所がない等の理由により困難であると国鉄が回答してきたと説明した。

公明党の内田末吉議員は、財政運営、地方行革大綱への対応、障害者福祉、下水道事業、教職員の適性配置等の問題のほか、特に市の公共施設の緑化についての考え方や、県が新年度に導入するナショナル・トラスト制度に対して、江の島の緑を守るために積極的に働きかけるべきではないかと質した。これに対して、六〇年度に市本館庁舎の周囲に一定の成木を植樹する予定であり、中央卸売市場の斜面についても、潜在植生を時間をかけて進めるためにポット苗の植栽を考えている。また、学校等の植栽については、児童生徒の参加によって植栽活動

ができないものか検討したい。県のナショナル・トラスト制度については、江の島が本市の象徴でもあり、県・市の史跡名勝にもなっていることから、県に制度の適用を積極的に働き掛けるとともに、市も一体となって江の島の緑を守っていききたいという意向を表明した。

市政市民会議の西条節子議員は、市財政、総合計画、総合福祉政策、婦人問題について質問した。特に今年は国際婦人年の最終年であることから、この婦人年一〇年間にどのような施策を行い、今後婦人問題解決のための機関をどう位置づけるのかと質した。それに対して、藤沢市では昭和五〇年の国際婦人年を契機として、市民の自主的な活動を促進援助する一方、婦人教育を中心に、婦人の就労、母子福祉、婦人スポーツ、婦人の社会参加などの婦人問題について各担当部局で積極的に取り組んできた。昭和五七年には、県立婦人総合センターを江の島に誘致し、そのオープンの際には、市内の婦人グループと庁内の関係九課で、「藤沢デー実行委員会」を組織し、婦人が抱えている課題を取り上げて各種行事を実施した。その後も、市民相談課を窓口として、問題の把握と課題解決の方策を検討してきた。今後は、職員研修等により婦人問題をいっそう理解させるとともに、関係課による婦人問題連絡会議を設置して基本理念の統一を図り、それに沿って各担当部局が一体となった事業を展開したいと考えていると答えた。

共産党の今村信也議員は、予算編成方針、新総合計画、湘南海岸整備、市民病院等の問題を質した。このうち、湘南海岸整備に関連して、運輸省の大型物流港建設を含む「相模湾地域整備計画」は、県の湘南海岸地域整備構想と対立するものであるが、それに対する市の見解を聞きたい。湘南海岸の県有地を「特許事業」として民間に貸与しているが、この際、抜本的に見直して、県・市民の共有財産として整備する考えはあるかと質した。これに対して、理事者側は、運輸省から東京湾の副次港として調査したい旨、県に打診があったが、県はその必

要件がないと回答したようである。本市も県と同じ考え方を取りたいと考えている。また、特許事業の一部の施設は、老朽化が目立ち、現在の湘南海岸のイメージにふさわしくないものもあるので、これらについては集約化し、それによって生じる用地は公園用地として、緑や文化体育施設等に利用できるよう県へ要請していると市側の見解を明らかにした。

民社クラブの長谷川忠勤議員は、第二次総合計画、都市基盤整備、行政改革、福祉、教育、民生等の諸問題のほかに市役所内の食堂の運営管理は福利厚生会が管理に当たっているが、業者と光熱水費や家賃の負担は契約上どうなっているか。また、サービス向上について、市の考えを聞きたい。市役所本庁職員の昼食出前弁当については、庁内食堂だけに権利を与えている理由を質した。これに対して、職員の福利厚生 viewpoint から安価に利用できるようにするため、光熱水費は市が負担し、家賃についても同様の考え方から徴収していない。利用料金が適正かどうかについては、県下各市の福利厚生会と連絡を取って決めており、妥当なものと考えている。新庁舎ができるまでは出前が自由であったが、環境、衛生、見た目などからよくないという声もあり、新館が完成した機会に外部からの出前をとりやめた。しかし、食堂だけでは全職員に対応できないので、衛生、環境などを配慮したうえ食堂の出前弁当を認めていると答弁した。

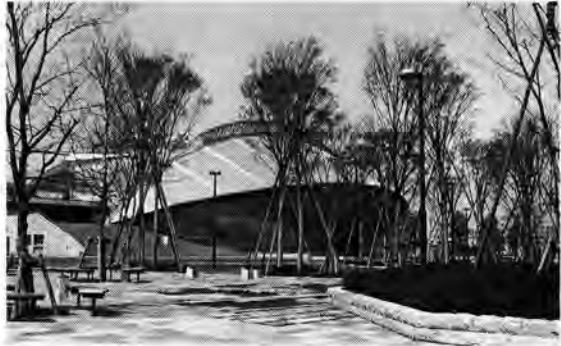
最後に代表質問した自由同志会の宮政弘議員は、福祉、衛生、商工、教育、都市農業、市長の政治姿勢等を質すとともに、特殊勤務手当の問題を取り上げ、本市には三一の特殊勤務手当があるが、その中には社会状況に合わないものがあると考え、今後の対応はどうか、と質問した。これに対して、特殊勤務手当は、条例制定以来、社会的背景を考慮し定めてきたもので、現在の手当は昭和五五年の改正によるものである。充実を図らなければならぬと考えられる手当も生じてきている一方、現状にそぐわないものもあるので、今年度中に見

直しを行い適切な措置を講じたいと、初めて見直しを行う意向を理事者側が表明した。また市場の統合問題について、中央卸売市場が開設して四年を経過したが、当初計画された五市場合併についてどのように考えているかと質したのに対して、市当局は五市場統合でスタートする予定であったが、諸般の事情によって三市場統合でスタートした。市の基本姿勢としては、五市場統合の考えを現在も捨てていないので、今後も積極的に話し合いを進めていきたいと答えた。

みどり基金条例の制定

都市化の進展に伴い昭和三〇年には約一二〇〇ヘクタールあった山林が六〇年には六一二ヘクタールに半減した。このため四六年には全国の自治体にさきがけて「緑の保存及び緑化の推進に関する条例」を制定し、一〇年契約で地主に樹林・樹木・生け垣を保存してもらい、その見返りに固定資産税や都市計画税などを市が代わって補填することにした。六〇年現在、保存樹林一七〇ヘクタール、保存樹木一四〇五本、保存生け垣一四一カ所が指定されていたが、相続問題などが発生すると緑地所有者との協定が解除され、売却されるといふ事例が増加して、保存樹林の場合では毎年約二・五ヘクタール程も減少している。こうしたことから、新たに基金制度を設け、買収を含めた積極的な保全を図ることにした。

制度の骨子は、基金の総額を六五年度までに二〇億円にすることを目標に、六〇年度に五億円、六一年度から毎年三億円を積み立てる。利子の運用で、①緑地の取得、②啓蒙普及活動、③取得地の維持管理を行う。取得地は市街化区域の中で重要なものを選んで買収するが、これを専門的な観点から判断する第三者機関の審議会を設け、学識経験者、専門家、市民代表等一〇人程度のメンバーでこれを構成する。差し当たりは、全国的にも有名



みどり基金条例の制定で公共施設も緑化を推進

（秋葉台文化体育館）

な植物群落の宝庫である江の島と、引地川沿いの緑地の保護に全力を挙げるといふものである。

代表質問で、平沢議員はみどり基金を「時代にマッチした施策」であると評価したうえ、二〇億円の基金利息ではそれほどの効果が上がらないのではないかと、暫定措置をどうするのか。また市街化調整区域の緑提供者をどう考えているのかと質した。これに対して、市長は二〇億円では利子が一億三〇〇〇万円程度であるので、五〇億円程度の基金が望ましい。しかし、長期的な経済予測が困難であるので、当面は六五年度を目標に二〇億円の基金を設けることにした。六五年度までの暫定措置として、毎年緑地取得に一億円、啓蒙普及活動に二五〇〇万円の支出を考えている。取得の対象は市街化区域内の丘陵地、斜面緑地で、調整区域内については四六年度から実施している保存樹林制度の充実などによって対処していきたいと答弁した。

予算等特別委員会の審査でも、みどり基金の二〇億円の果実で緑豊かなまちづくりができると考えているのかという質疑が出されたが、本市のように、地価が高いところでは、一億円から二億円の果実では用地の確保などの面で十分な施策は展開できないと考えている。終極的には、五〇億円程度は必要であるので、六五年に二〇億円を達成したのちに、この積立金を増やす方策を考えていきたいと、理事者側は答弁した。

委員会では条例案を全員異議なく原案のとおり可決し、三月二六日の本会議でも原案のとおり可決された。

教育長の選任

小山文雄教育長が昭和五九年一月三十一日に任期満了で退職して以来空席となっていた教育長の後任問題について、葉山市長は一月二〇日の年頭の記者会見で、「状況は困難だが、再度市会に要請する」意向を明らかにしたが、事前の折衝が難航して一月の臨時会に提案するまでには至らなかった。そこで葉山市長は二月定例会の開会を目前にして前教育長の再任を断念し、「新学期を控えて、これ以上教育長のポストを空席にすることはできないので、これまでの意向に固執せず、幅広い人選を進めて、今議会で同意を取りつきたい」意向を固め、三月一二日に、市議会の正副議長に対して、市立小学校校長の起用を内示し、議会側の協力を打診した。これに対し一派の一部が難色を示した。そこで同氏が辞退したので、三月二三日に藤沢市教育委員会学校教育部長の神部昭三氏を起用したい意向を議会側に伝えた。三月二六日の本会議に、神部氏を教育委員に任命する議案が提出され、全員異議なくこれに同意した。これによって教育長の空席という異常事態は三カ月ぶりで解決することとなった。

また、三月末で任期が切れる今野達教育委員の再任も全会一致で同意された。なお、四月一日に、教育委員会は神部氏を教育長に任命した。

横浜市営地下鉄の湘南台乗り入れ決議

横浜市営地下鉄の戸塚から小田急湘南台駅への乗り入れ構想が、早くから打ち出されていたので、昭和三九年二月に北部第一土地区画整理事業に着手して以来、北部地域ではその乗り入れに大きな期待が寄せられてきた。



湘南台乗り入れ促進で横浜市営地下鉄を視察

区画整理事業は五九年五月に換地処分が完了し、六〇年二月二日に盛大な完成式が催されたが、地下鉄問題は前進が見られず、六〇年三月に舞岡までの市営地下鉄の営業が開始されたが、六二年度中に戸塚まで延伸する計画が明らかにされただけで、湘南台までの乗り入れについては、依然として構想の域を出ない状態であった。そこで乗り入れの早期実現を望む地元住民で組織する湘南台横浜市営地下鉄乗入れ早期促進協議会（会長諏訪間清蔵）は、横浜市をはじめ関係機関に対して強力に要望するとともに、市議会に対して、乗り入れの早期実現に努力されたいという陳情を提出した。

三月五日の総務常任委員会で、その陳情の趣旨が了承されたので、三月二六日の本会議で「横浜市営地下鉄の湘南台乗り入れ早期実現に関する要望決議」が提案され、全員異議なく可決された。

議会の要望決議に基づいて、四月三日に渡辺議長、岸本副議長、宮治総務常任委員長、内田同副委員長、それに総務常任委員が揃って横浜市を訪問し、横浜市の池沢助役、小畑交通局長、市議会の松村議長らに面会して要望決議を手渡し、その早期実現を強く要請した。また一二日には、渡辺議長、山本助役が小田急本社を訪ね、小出常務らに計画を具体化するための協力を要請、さらに三〇日には議長と正・副委員長が神奈川県庁と運輸省を訪問し、要望決議書を提出するとともに、計画の具体化促進と財政援助を要請した。

こうしたことから、昭和六〇年七月一日に、運輸大臣の諮問機関である運輸政策審議会は、横浜市営地下鉄について、戸塚から湘南台までの区間を昭和七五年までに延伸新設すべき路線として、運輸大臣に答申した。この答申は、事業認可をはじめ、財政援助、その他事業執行のための諸手続きの基礎となるもので、この答申の提出によって、湘南台乗り入れ計画は、実現に向けて大きく前進することとなった。

議員報酬の改定

議員報酬については、昭和五七年七月以来据え置きとなっていたので、五九年六月に、市長は市三役の給与と議員報酬の見直しについて特別職職員報酬等審議会（坂入長太郎会長）に諮問した。

審議会では、六〇年二月二日に①特別職の報酬・給料は五七年七月以来据え置かれているが、この三年間に一般職の給料は平均一四・三パーセントアップしている。その結果一般職の最高号給者と手当てを含めた収入役の給与の差が、約一万二〇〇〇円に縮んでいることと、②近隣の市とのバランスなどを考慮して、平均して六・九パーセント引き上げ、市長の月額額は八〇万円（現行七四万九〇〇〇円、引き上げ率六・八〇パーセント）、議長は月額は四九万二〇〇〇円（同四五万四〇〇〇円、同八・三七パーセント）、副議長は四二万九〇〇〇円（同三九万六〇〇〇円、八・三三パーセント）、議員は三八万七〇〇〇円（同三五万七〇〇〇円、八・四〇パーセント）とすることを答申した。

この答申を受けて、議会運営委員会の中山五福、鈴木恒夫の正副委員長を中心に、各派代表者と協議を進めたうえ、二月定例会に非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部改正が提案された。同議案を審査した予算等特別委員会では、共産党議員団が反対を表明したが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、本会議で起

立多数によって原案のとおり可決した。

また、会派調査研究費については、現行の年額一五万円を二二万円に、行政調査旅費については年額一七万五〇〇〇円を一九万円に、それぞれ引き上げることが決定された。

第四節 昭和六〇年度

一 昭和六〇年四月臨時会（四月八日）

四月臨時会は、四月八日に開会され、会期を一日間と決定したのち、地方税法の改正に伴う土地にかかわる固定資産評価額の負担調整率適用期間を六二年度まで延長することを内容とする市税条例の一部改正の専決処分に対する承認と、市民税個人均等割を一五〇〇円から二〇〇〇円に引き上げることなどの市税条例の一部改正案が上程された。

村山俊博総務局長が前者の専決処分は、地方税法等の改正法律が三月三〇日に公布、四月一日に施行されたので、市税条例の付則に定めた固定資産税、都市計画税の課税の特例および長期営農継続農地の認定の申告にかかわる規定を四月一日から施行するために措置した。この改正については六〇年度が固定資産の評価替えの年度にあたり、今回も土地評価替えに伴う税負担の増加を緩和する必要があるため、前回（五七年度）同様、前年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置を講ずることにし、この期間を六〇年度から六二年度までとする。負担調整率については前回と同様とする、と議案の説明を行った。

また、後者の市税条例の一部改正のうち、個人市民税均等割を引き上げるのは、これが五五年以来据え置かれてきたが、その後の物価水準等の推移を勘案しつつ、地域社会の費用の一部を等しく分担していただくという均等割の性格を考慮して相応の負担水準となるように一五〇〇円から二〇〇〇円に引き上げることにした。こうし

た市税条例の改正によって、六〇年度の市税増収分として五五八一万五〇〇〇円が見込まれると説明した。

質疑ののち、委員会付託を省略して討論に入った。共産党の宮地淳子議員は、今回の条例改正は、法律の改正に伴うもので、市当局の裁量権がほとんどないものであるのでやむを得ないが、今回の法改正によって低所得層の税負担は強化されるのに、特別土地保有税で指定区域外の土地は課税対象外となり、大企業などに対する優遇措置が温存されているので、条例改正案には賛成できないので、退場する意向を表明した。共産党議員団が退場したのち、採決に入り、専決処分の承認を求める議案は異議なく可決され、また市税条例の一部改正案も起立全員によって原案のとおり可決し、臨時会を閉会した。

二 昭和六〇年六月定例会（六月七日～六月二十九日）

六月定例会は六月七日から二十九日までの二三日間の会期で開かれた。初日の七日には、東橋架替工事にかかわる工事請負契約の締結、市民会館サービス・センター株式会社の経営状況等一七議案について提案説明が行われた。一日の本会議はこれら提出議案に対する質疑を行い、すべての議案を即決した。ついで、江の島の緑と景観の保護についての請願が上程され、紹介議員が紹介理由を説明したのち、文教常任委員会に付託された。

六月二〇日の本会議は、文教常任委員会から付託された請願の審査結果を報告したのち、市営鶴沼住宅建替新築工事（三期）にかかわる工事請負契約の締結、桐原清掃事業所内で発生した死亡事故に伴う損害賠償額の決定等七案件が追加提案された。

六月二〇日、二一日、二四日の三日間に一般質問が行われ、九議員が質問を行った。

二五日の本会議は、去る二〇日に追加提案された七議案に対する質疑を行い、一部の議案を原案のとおり可決

表60-1 各委員会正副委員長一覧

(昭和60年6月選出)

委 員 会	委 員 長 (会派名)	副委員長 (会派名)
総務常任委員会	桜井 郁三 (自由同志会)	日原 通晴 (日本社会党)
民生常任委員会	五十嵐紀子 (日本社会党)	村上 倭介 (公明党)
建設常任委員会	斉間 壽久 (公明党)	井上 好明 (自由同志会)
文教常任委員会	滝沢 茂男 (自由同志会)	長谷川忠勤 (民社クラブ)
西・北部地域開発特別委員会	瀬川 進 (日本社会党)	長田 良彦 (自由同志会)
交通改善対策特別委員会	藤谷 昌男 (日本共産党)	吉田 信行 (自由同志会)
水害・公害・地震対策特別委員会	杉山 幸春 (自由同志会)	服部 圭介 (公明党)
議会運営委員会	関根 久男 (市政市民会議)	桜井 正平 (自由同志会)
議会報編集委員会	落合 四郎 (自由同志会)	宮地 淳子 (日本共産党)

し、損害賠償額の決定等二案件を総務常任委員会に付託した。本会議の休憩中に開かれた同委員会での審査結果が、休憩後の本会議に報告され、右の二案件をいずれも原案のとおり可決した。

同日、任期満了に伴う常任委員等を選任するため、各派交渉会が設けられた。二六日から二八日までの三日間にわたって調整が進められ、各常任委員等を選任し、表1のように各委員会の正副委員長を選出し、その後休憩して、市議会正副議長および監査委員の選出について交渉が行われたが、交渉が難航し、深夜の一二時直前になっても調整ができなかったため、予定の所管事務の調査、審査についての審議もできないまま時間切れになり、午前零時に定例会は自然閉会となった。

一般質問

二〇日から三日間にわたって行われた一般質問で、長田良彦(自由同志会)、今村信也(共産党)、小川竹次郎(民社クラブ)、宮地淳子(共産党)、滝沢茂男、宮治政

弘（以上、自由同志会）、小野孝一（社会党）、柳谷亮子（市政市民会議）、村上悌介（公明党）の九人の議員が、教育、福祉、道路、下水などの市政全般について市側の考え方を質した。

教育関係では、二月定例会で任命に同意された神部昭三教育長がはじめて定例議会に出席したが、新教育長の小・中学校教育に対する取り組み姿勢や抱負に対する質問のほか、指導要録について学校への指導を強化すべきではないか、と質問した。これに対して、神部教育長は、教育の本質は自己学習にあり、教える側から教えられる側へ一方的に伝達されるものではなく、一人ひとりが学ぶ意欲を持ち、生涯をかけて自己実現を図るため、家庭、学校、社会は何を用意し、どのように援助すべきかを考えなくてはならない。学校においては、家庭や地域、社会と連携し、互いの教育力を認め合い、補完しあいながら展開することが望ましい。教育とは本来静かで地味なものであり、長い間こつこつと続けるべきもので、新しい試みや工夫も必要だが、いたずらに変化を求めることには疑問を感じると、自己の信念を披瀝するとともに、客観性と普遍性を求めながら、公正を宗として、教育環境、教育条件の整備に努めたい、と初の答弁を行った。また指導要録の記入問題については、吉原乃利夫学校教育部長が校長会、教職員組合と話し合い、担当教員の責任で記入が行われるよう努力したと答弁した。

福祉関係では、障害者のための福祉タクシーの利用方法が問題になり、重度の障害者や車椅子の利用者から一般タクシーでは利用しにくいので、苦勞しないで乗り降りできる福祉タクシーが設けられないか、という要望がでていたことに対して、井上準之助福祉部長は、一般タクシー利用助成券による福祉タクシー制度が昨年の七月に発足した。最近になって、藤沢タクシー（株）から、利益を度外視してリフト付バンを導入したいとの申し出があり、六月一九日から運行を開始している。市としても、できるだけ多くの人にこのタクシーを利用してもらうよう、側面から援助していきたい、と答弁した。

道路問題では、今回もまた南北道路網の整備を求める意見が出され、県道藤沢町田線から高鎌橋までの高倉バイパス、用田バイパス、県道藤沢厚木線の進行状況、それと新湘南国道との交差計画、県道横浜藤沢線のうち市道藤沢村岡線から県道藤沢鎌倉線までの用地買収の進捗状況、市道善行長後線、県道長後座間線、亀井野二本松線、亀井野戸塚線（仮称）の整備状況、整備方針について質問した。それぞれ事業の見通しや進捗状況等について、市側が報告した。また、羽鳥踏切立体化事業について、これを沿道区画整理型街路事業という新たな手法で施行する目的と経緯、その利点について質問したのに対して、入内島寛次建設局長は、この手法は、幹線街路を新設および拡幅する場合、その沿道の带状市街地を対象に、公共施設管理者負担金制度を導入する区画整理事業である。幹線道路の整備が行われるだけでは、現地に残ることを希望する権利者などへの対応が困難になるため、街路整備において、面的整備手法を併用し、良好な市街地の形成を積極的に進めるものである。そして、この手法は、通常の街路事業にくらべ、①沿道権利者が、原則として拡幅整備後の街路沿道に換地され、従来と同様の生活、営業等が可能となる、②商店街等の場合、沿道市街地の機能の保全および活性化が図られる、③沿道の宅地および事業施工地区内の宅地が整備され、健全な土地利用の促進が期待される等の効果が期待されると説明した。また、権利者の意向をどのように把握するのか、という質問に対して、現段階では、一日も早く基本計画の策定を進めることが、権利者の意向に沿うものであると考えていると答弁した。

下水道事業の整備に関しては、新総合計画第二次基本計画との関連で、北部地域の事業認可区域はどこまで拡大する予定か、相模川流域下水道事業はどのように取り組んでいくのか、東部下水処理区認可区域内の進行状況等について質問が行われた。

本島栄三下水道部長は、北部に関しては昭和六一年度までに事業認可の承認が得られるよう作業を進めてお

り、拡大の範囲については、善行、六会、湘南台、長後地区の境川と引地川に囲まれた約一五〇〇ヘクタールを予定している。流域下水道事業のうち本市域内が完成するのは六三年から六四年までの間と思われる、綾瀬寒川幹線の進行に合わせ、御所見方面の基礎調査を実施し、計画決定の手続きを行いたい。また、東部については、認可区域六六三ヘクタールのうち五九年度末の普及率は二二パーセントで、今後は村岡ポンプ場の完成を目指すほか、村岡、川名地域の浸水地域を解消するため、雨水幹線の整備とともに既認可区域内の汚水管整備を行い、水洗化を促進したいと答えた。

このほか、各地で問題となっている指紋押捺拒否の問題について、葉山市長はこれまでのところ本市では拒否者はいないが、拒否者が出た場合には基本的人権を尊重する姿勢で理解を求め努力をするが、川崎市と同様、告発しない方向で県とも歩調を合わせていきたい。同時に、今後も法の見直し・改善を国に働き掛けていきたい、とこの問題に対する考え方を明らかにした。

議員全員協議会（六月二〇日、二八日）

定例会開催中の六月二〇日と二八日の両日、藤沢市新総合計画第二次基本計画（昭和六一年度～六五年度）を主題にして、議員全員協議会が開催された。

初日は、葉山市長が、本市の人口はすでに三二万人を超え、富山市、奈良市、高松市など県庁所在都市に匹敵する都市に発展し、本計画の最終年度にあたる昭和六五年には市制施行五〇周年を迎えることになり、前途には多くの難問が山積みされているが、これらの課題を一つひとつ解決しながら、真の湘南の中核都市にふさわしいまちづくりを目指していきたいと挨拶した。ついで、荻原万寿則市民室長が、第二次基本計画の概要等について

次のように説明した。

第二次基本計画は、五三年三月に議会で議決された新総合計画基本構想を受けて実施された五四年度から六〇年度までの第一次基本計画に続くものである。二一世紀を展望した総合的なまちづくりを進めるための計画で、本市の理想とする都市像―「みどりと太陽と潮風のまち藤沢、市民による人間都市藤沢」の創造を目標として「市民の福祉と健康をすすめるまち」「安全で快適な環境をつくるまち」「豊かな生活の場を育てるまち」「市民が創造する文化のまち」「市民の参加と連帯でつくるまち」の五本の柱を具体化するための基本的施策と方針を示したものである。そして、計画の基礎条件となる昭和六五年の将来人口を三四万五〇〇〇人と予測し、土地利用では市街化区域を六七・二パーセント、調整区域を三二・八パーセントとし、本計画期間内に充当できる一般財源を五五四億円程度と試算している。

また、基本計画は、昨年九月に議員、学識経験者、一三地区から選ばれた市民など三七人で構成する総合計画審議会（関根宗四郎会長）に第二次基本計画の策定を諮問し、基本方針の審議のために、地区市民集会、まちづくり市民意識調査、課題別市民集会等を実施して基本方針を定め、審議会は全体会を九回、専門部会を一二回開催し、五月八日に市長に答申したと策定の経過を説明。ついで基本計画に示された各個別事業の具体的な計画について、第一の柱である「市民の福祉と健康をすすめるまち」では、ポランティアバンクの設置をはじめ、障害者福祉長期行動計画に基づく施策の推進、市民病院の増床整備、老人福祉センターの南北各一カ所の新設等。「安全で快適な環境をつくるまち」では、二〇〇億円を目標とした「みどり基金」の計画的積立、河川改修と弁天橋など一三橋の架けかえ、南部処理区の下水道事業の一〇〇パーセント整備、北部方面への事業認可区域の拡大、御所見地区の基本計画の着手等。「豊かな生活の場を育てるまち」では、遠藤地区等四カ所の土地改良事

業、漁港整備の検討、岩屋洞窟の再開の検討、地域ごとの商店街づくり計画の策定（一〇カ所）、工場再配置事業の検討、産業センター設置への支援等。「市民が創造する文化のまち」では、小・中学校の建設がほぼ完了したことを踏まえて、野外学習施設の建設、図書館四館構想の実現にむけて辻堂方面に市民図書館の新設、（仮称）湘南台文化センター構想の実現にむけて子供文化センター・公民館・市民文化ホールの建設促進、博物館、市民ギャラリーの整備、それに、空き教室の効率的利用の検討と校庭の夜間利用の推進等。「市民の参加と連帯でつくるまち」では、（仮称）湘南台市民センターの新設、地域市民の家の五カ所建設、個人情報保護の制度化、湘南なぎさプラザの検討、核兵器廃絶運動の推進等、それぞれの事業内容を例示して説明した。

このように今回の事業計画案は、西部ニュータウン開発などの都市基盤整備を中心とした第一次基本計画とは異なり、博物館や市民ギャラリーの充実など文化施設の整備に重点が置かれているのが特色であった。

最後に、こうした内容の第二次基本計画の収支試算について、本計画の一般財源計画の総事業費概算は一〇六四億円、そのうち一般財源は六〇八億円、計画充当財源が五五四億円、差引五四億円程度不足すると予測しているが、計画実施中に財源が不足した場合には財政調整基金を取り崩してこれに充当したいと説明した。今後の日程として現在、神奈川県が六二年度から始まる第二次新神奈川計画の改定作業にはいっているので、本計画と整合性をもたせるため、今月中に県との協議を進める予定である。また六月二十九日から七月二十八日までに開催予定の地区別市民集会で市民から意見を聞くとともに、この市民集会にあわせて総合計画審議会を開催し、一〇月上旬に答申をお願いし、六一年四月一日から第二次基本計画がスタートする予定であると説明した。

第二日は、各議員から初日に説明された基本方針、事業計画に対して、議員と市当局側との間で、次のような質疑応答が行われた。

博物館建設計画の考え方や市民ギャラリー設置の構想についての質問に対して、博物館の規模等はこれから計画するが、高橋コレクションという全国に誇れるものがあるので、早い時期に建設したい。市民ギャラリーは、藤沢駅に近い場所を考えており、駅ビル計画があるので、それを含め検討していきたいと答えた。

少年の森のような野外体験施設を拡充すべきであるという質問に対して、長野県の川上村や丹沢などに青少年のふれあい施設を建設できればよいと思うので、今後、検討していきたい。

「まちかどスポーツ広場」の整備というのは、子供からお年寄りまで気軽にスポーツのできる場を設けることで、具体的には、屋外卓球、バスケットのゴール、テニスの壁打ちなどを設置したらどうかと考えている。

市民集会は特定の人の参加が目立つので、声なき声を吸い上げていくべきではないかという質問に対して、地区別、課題別集会を開催し、基本方針を策定した。また、昨年一万五〇〇〇人のアンケート調査を実施し、意見を吸い上げたが、今後も市民の声を十分反映できるよう努力したいと答えた。

事業予算のうち五四億円の不足分は財政調整基金を充当するという予定であるが、財源が限られているので事業の優先順位を明確にする必要はないかという質問に対して、積算については、各部、各局で積み上げ、調整したものである。予算については、財政調整基金を充当するところまでが、事業の限度と考えている。

市民病院の増床を早急に計画すべきではないかという質問に対して、基本計画で増床を考えているが、これだけではまだ不足するので、今後は医師会と調整の話し合いを進め、病床不足に対応したいと答えた。

こうした質疑答弁ののち、渡辺座長が各議員から出た意見要望を十分反映させるように要望すると述べて、会議を打ち切り閉会した。

公営揭示場設置の陳情

総務常任委員会は、六月一七日と二五日の二日間にかけて開催され、議案二件、陳情二二件を審査した。その結果、議案二件は可決すべきもの、陳情は九件が趣旨了承、三件が結論保留、九件が結論を得るに至らず、一件が取り下げ承認と決定した。

趣旨了承となった九件はいずれも各地区自治会連合会等から提出された公営選挙ポスター揭示場制度の実施についての陳情で、選挙運動期間中のポスター乱立が街の美観を損ない、選挙後の立看板未回収等による環境悪化が、他の立看板等の乱立を誘発しているため、公職選挙法に基づいた公営選挙ポスター揭示場制度の制定を要請したものであった。

この問題は、すでに昭和五八年の市議会改選直後の五月に開かれた議会運営委員会で公営揭示場制度の検討について問題が提起され、五八年度に議会運営委員会で五回取り上げられ、五九年度は議会運営委員協議会を設置して調査、検討、意見交換が三回も行われ、本年四月の議会運営委員会で各会派の意見を取りまとめ、議長に報告が出されていた。この陳情の審査の際に、市側は、五六年五月の公職選挙法の一部改正により、義務制に準じた新たな任意制ポスター揭示場制度を条例で設けることができるようになり、神奈川県内では一三市が条例を制定し、そのうち九市が議員提案で、四市が市長提案であると説明した。

委員会の審査では、各委員から「条例制定を行った市の有権者の反応」、「六二年四月の市議選に間に合うには、いつごろまでに条例化しなければならないか」、「実施の場合、どの位の子算が必要か」などの質問が出された。これに対して市側は、実施した市のアンケート調査の結果では、「街の美観が保たれた」、「候補者全員を一

度に見ることができ「などがメリットとされているが、逆に「揭示場設置に公費を使い過ぎる」、「ポスターを見る機会が少なくなった」などがデメリットとして指摘されている。また、条例制定の時期については、六一年度予算に計上することが必要なため、本年九月定例会で条例の制定をお願いしたい。予算額については、資材費と設置・撤去の委託料合わせて、二五〇〇万円程度であると答弁した。

この陳情に対する委員の意見は、「すでに県下一三市で制定されており、議会運営委員会等での協議経過も踏まえて、速やかに実施すべきと考えて趣旨了承とした」、「新人候補に不利なことや揭示場の場所確保の問題等を考慮し、趣旨了承とした」、「美観という立場だけで論議されてよいのか疑問であり、結論保留をしたい」と三つに分かれた。委員会で採決の結果、挙手多数により公営選挙ポスター揭示場制度の実施についての陳情は、趣旨了承と決定した。

このほかに総務常任委員会で結論を得るに至らなかった九件の陳情は、国家機密法案反対に関する陳情で、自民党が国会に提出した「国家機密法案」の撤回要求を含む「国家機密法」反対の意見書を政府・国会に提出してほしいという、湘南民主商工会等から提出されたものであった。委員会では、「この問題は国会で論議すべきであり、趣旨了承としたい」、「この法案は危険な要素を含んでいるが、国会の状況を見守り、結論保留とした」、「この法案は拡大解釈が自由にできる危険な法案であり、趣旨了承としたい」と三つに意見が分かれた。採決の結果、趣旨了承・趣旨了承・結論保留のいずれも過半数に達せず、結論を得るに至らなかった。

カドミウム流出事故

水害・公害・地震対策特別委員会は、瀬郷地区の廃蓄電池処理事業でのカドミウム流出事件の発生のため、定



カドミウム汚染地での流出阻止作業を視察する水害・公害・地震対策特別委員会（須郷）

例会開会前の五月八日、一六日、二七日、二八日、定例会中の六月二五日の五日間にわたって、この問題を審査した。

事件は五月二日、三日の各新聞紙上で、寒川町の解体業者が、藤沢市内の蓄電池解体作業場で基準値をはるかに超える高濃度のカドミウムを小出川にタレ流していたことが判明、警察が人の健康にかかわる公害犯罪の処罰に関する法律違反容疑で家宅捜索に乗り出し、県は廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき措置命令を、藤沢市は県公害防止条例にのっとりカドミウム流出防止命令を出したことを報道したことによって表面化した。

水害・公害・地震対策特別委員会（滝沢茂男委員長）は八日午前現地を視察し、応急措置の現状や作業場、それに汚染が予想される農地、水路などを見て回ったのち、委員会を再開し、これまでの経過について理事者側に報告を求めた。

福田完男民生局長は、四月一九日に県が定期的に行っている公共用水域の水質測定の際に、茅ヶ崎市の柳島付近で採取した水から基準値を超えたカドミウムが発見されたので、県環境部をはじめ、湘南地区行政センター環境部、それに藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の二市一町が協力して、小出川とこれに流入する支川、水路の水質調査を行ったところ、市内須郷一五六三番地先の廃蓄電池処理作業場からカドミウムを含む廃液が原因となって湧水を汚染していることが判明した。そこで、四月二九日に立入調査を実施し、解体作業を中止させ、ビニールシ-

トで作業場を覆い、雨水進入の防止策を講じ、翌三〇日に知事の措置命令を、五月一日に藤沢市長の命令を発し、二日には石名坂清掃センター内に合同の対策本部を設置、三日には緊急対策として、県が行政代執行で処理場の周囲に長さ一〇メートルの止水鋼矢板を打ち込み、敷地内の土壤に消石灰を混和する緊急工事に着手した、と報告した。

また、これまでに、①周辺井戸水の調査、②立て看板の設置、③児童・生徒に対する小出川流域での遊戯、野草・魚類等の採取禁止の周知、④地元自治会、水利組合、耕作者への事件の概要説明、⑤周辺土壤の調査、⑥五九年度産米の検査依頼等の応急措置を実施し、今後の対策として①現地に監視体制を設け、水質検査を継続する、②県とも協議し、作業場の抜本的対策を検討する、③土壤検査の結果を待って、六〇年度以降の作付けについて、県および関係市町と協議し指導を進める、④五九年度産米については、検査結果を待って、国、県農政部とも協議し対策を講じていきたいと説明した。

次いで、委員からは活発、多様な質問が続出し、資料には作業開始年月日が何日頃となっている理由、解体したあと、どこかに持ち運ばれていたのか、監視体制はどうか、汚染区域の範囲、富山の神通川のイタイイタイ病の量との比較、地主の農地転用届けの有無、神奈川県内のこういう事例の有無、県と市の責任体制等、現状把握と今後の対策に質疑が集中した。

それに対して市側は、付近の住民から通報がなかったのどとチェック体制の不備を認めたいうえ、汚染の恐れのある地域は、藤沢、茅ヶ崎、寒川の三七・八ヘクタール、これまでに現地で投入した総費用は数千万円に及ぶが、業者に補償能力の乏しいことや農地の無断転用等の事実を明らかにした。また、土壤と米の検査結果が判明するのは一五日ごろで、それを待って今後の汚染対策を進めたいと答えた。

こうした質疑を踏まえて、委員会は状況が流動的であるので、今後必要に応じて特別委員会を開催することにした。

五月一六日に開かれた同特別委員会で福田民生局長がその後の経過を説明、緊急工事はほぼ完了したと、水質調査、土壌調査の結果、それに五九年度産米と水産物については安全基準値以下であったことを報告した。そしてこの間に、耕作者、地権者等に対して五月一〇日に状況の説明会を開催、検査結果が昨日公表されたので農協組合長、打戻・瀬郷左岸の水利組合長に報告し、一八人の耕作者に五九年度産米については安全である旨を伝えた。今後、県は深高の土壌、水流検査を行って恒久対策を検討する予定である。しかし、土壌検査で高濃度の値が検出された二・一ヘクタールの農用地は、本年度の耕作を見送らざるを得ないという方向で指導していきたいと説明した。

こうした説明に対して、汚染土壌の処理方法、監視・検査体制の強化、市・県・国等の責任等について各委員が質問した。中でも補償問題に関心が集まり、今年度の耕作が絶望視となった当該農民に対する休耕補償等の救済策を質問したのに対して、現行制度、法体系からは救済の手立てはなく、「原因者負担の原則」がまず適用されるべきだという考え方を示すとともに、県、農民とも今後協議したいと、市側は答弁した。

五月二七日の同特別委員会で、その後の状況について、水質調査の結果、五月二一日の現地説明会の概要、それに耕作者、地権者を対象に実施した意向調査の結果等が福田民生局長から報告された。質疑の結果、汚染のひどい二・一ヘクタールの土地改良を行った場合、約二億三〇〇〇万円、畑に転換した場合には約八〇〇〇万円の事業費を要することが明らかとなった。

六月二五日の同特別委員会には、県の提案により、県、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町と各市町の農協および地元

対策委員会による「四者協議会」の設置が前日の二四日に決まり、ここで被害救済や恒久的対策等を協議することとなったこと、また、水質については発生場所の封じ込めによって安定化に向かっていることなどが市側から報告された。

江の島の景観保護

文教常任委員会は、六月一四日に開催され、請願一件、陳情三件を審査した。一件の請願は、江の島振興連絡協議会等から提出された江の島の緑と景観の保護についての請願で、江の島の頂上付近の、屈指の絶景地約四八〇〇平方メートルを全面的に買収し、常に開発と環境破壊の危機に瀕している当該地を県・市の協力によって、公共用地として保全・活用してほしいことを要請したものであった。

この請願について、昭和五八年六月にマンションを建設するために現状変更の申請が出されたが、この許可権限が県にあるため、市では同年八月に意見を付して県に進達した。県では、本市の意見と江の島の現状を踏まえて慎重な審議を行いつつ、申請者との話し合いを続け、現在は期限を定めた行政指導を行っているので、県の指導結果を待つて慎重に対応したいと、市側は説明した。

これに対して、江の島は全体が県指定の文化財となっているが、こうした文化財を買い取る制度はあるかと、委員が質問したが、県としては明確な見解を示していない状況であると市側は答えた。審査の休憩時間中に、理事者側と請願者との間で話し合いが行われ、その席で山本篤三郎助役は「全面買収の方向で、話を詰めたい」意向を表明したので、委員会は、買収交渉上の配慮から、この請願を継続審査とすることにした。

また三件の陳情のうち、江の島に関する二件の陳情について、委員会は江の島の文化財の保存・展示について

の陳情を趣旨了承、島内聖天島公園の隣接地に計画されているマンションの建設に反対する共同住宅の建設について反対の陳情は結論保留と決定した。

マンション建設反対の陳情

建設常任委員会は、六月一二日に開催され、陳情二七件を審査した結果、二件を趣旨了承、六件を趣旨不了承、一四件を結論保留、残る五件を取り下げと決定したが、この二七件のうち、マンション関連の陳情が二二件も占めた。

市内では昭和四四、四五年ころからマンション建設が目立つようになり、最近の五年間では、毎年新規の建築申請が一〇〇件程度を数えるまでになった。これまでの陳情は、建設地周辺の住民が、日照、景観等の環境悪化に反対し、建設中止や計画縮小を求めたものが主であり、委員会の審査案件の半数程度を占めてきた。ところが、マンションの建設地が従来の市街地から周辺の住宅地へ移るとともに、陳情の提出が増加した。しかも、地価高騰の影響を受けて土地の有効利用を図るため、基準一杯に建設するケースが目立ち、それだけ住民と建築主の利害が絡み、従来のように陳情の提出後、話し合いがついて取り下げるケースが少なくなってきたことが、陳情の減少しない原因ではないかとも指摘されるようになった。

六月定例会に提出された八つのマンション建設計画に絡んだ二二件の陳情のうち、前年一〇月に提出された片瀬海岸の一二階建てマンション建設反対の陳情と本年二月に提出された鶴沼花沢町の一二階建マンション建設反対の陳情はいずれも趣旨不了承となり、また本年四、五月に提出された「藤沢藤が岡パーク・ホームズ」関連と「辻堂一番館NL建設」関連の陳情についてはいずれも結論保留となった。

こうした取り扱いは、計画が建築基準を充たしているかぎり、議会も安易な関与を避け、両当事者の話し合いを促すという姿勢をとることを示すものであった。

議員表彰

四月一八日に開かれた神奈川県市議会議長会総会で渡辺光男（自由同志会）、岸本英夫（公明党）の正副議長が在職二年以上で、津田萬次郎（市政市民会議）、宮地淳子、桑原正一（以上、共産党）、瀬川進、五十嵐紀子、中山五福（以上、社会党）、桜井正平、山本捷雄、井上正一郎、平沢信雄、平本昇策（以上、自由同志会）、内田末吉、斉間寿久（以上、公明党）の一三議員が議員在職一〇年以上で表彰された。また、四月二五日の関東市議会議長会総会で同じく議員一〇年以上在職で、前述の一三議員と山口倉吉議員（自由同志会）が議員在職四〇年以上で表彰された。山口議員の四〇年勤続表彰は関東市議会議長会ではじめてであった。これらの議員に対する表彰伝達式が六月七日、市議会議場で行われた。

三 昭和六〇年七月臨時会（七月二九日）

七月臨時会は、一日間の会期で七月二九日午後には開かれた。七月一日未明に來襲した台風第六号による被害の応急対策として、災害復旧費等を骨子とした一般会計補正予算と家屋等の損傷に対する損害賠償にかかわる専決処分の報告が上程され、村山俊博総務局長の提案説明ののち、いったん休憩して質疑を行い、予算案を総務常任委員会へ付託し、ふたたび休憩した。

この休憩中に、六月定例会から持ち越されてきた正・副議長、監査委員の選任について調整が進められ、夜半

の午後一時一分に再開された。総務常任委員会の審査報告が行われ、これを決定したのち、葉山峻市長から監査委員に中山五福（社会党）、内田末吉（公明党）両議員を選任したいと提案され、議会はこれに同意した。

つづいて、渡辺光男議長の辞職に伴う議長選挙を投票で行った結果、内田松男議員（民社クラブ）二八票、桑原正一議員（共産党）八票、無効七票で、内田議員の当選が決定した。次いで、内田新議長が議長席に着き、岸本英夫副議長の辞職に伴う副議長の選挙を、議長と同様に行った結果、井上正二郎議員（自由同志会）三九票、宮地淳子議員（共産党）四票で、井上議員の当選が決定した。

正・副議長選挙の終了後、所管事務の調査、審査を決定して、午後二時五二分、臨時会を閉会した。

四 昭和六〇年九月定例会（九月六日～九月二六日）

九月定例会は、九月六日から九月二六日までの二二日間の会期で開催された。この定例会には、六月の議会で採択された公営選挙ポスター掲示場設置の陳情に則して、議員提案によって市議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定が上程されたのをはじめ、理事者から情報公開条例の制定、中央卸売市場業務条例の一部改正、（仮称）石名坂余熱利用施設建築工事にかかわる工事請負契約の締結、六〇年度一般会計補正予算、五九年度市民病院事業会計決算の認定等、三四議案が提出され、すべての議案が可決された。このうち、卸売市場の業務条例の一部改正は市場の活性化策として、現在八社の仲卸業者の数を一二社の枠まで増やすもので、外販の率が一〇パーセントにとどまっていることから、今回の四社の増についても外販能力の優れた業者を誘致して、取扱高の増を見込んだものであった。

議案の審議では、補正予算に計上した都市親善費三四五万円と関連して、八月に市長がヤルタ市を訪問し、そ

の際に姉妹都市の提携について合意したことをめぐって、議員から「これは市長の私的旅行ではないか、都市親善委員会にも相談せずに、独断で行ったことは納得できない」と質問して紛糾した。これに対して、「今回のソ連訪問では、ヤルタ市長が友好にたいへん熱心であり、友好促進の文書にサインした。しかし、これは相手国の習慣に従ったままで、正式に都市提携を結ぶには議会に諮らなければできないと何度も伝えてある。都市親善委員会や議会に報告しなかったことについては、他意はなかったが配慮に欠けていたと思う」と葉山峻市長は釈明した。そして、今後諸外国からの申出や市民からの推奨があった場合には、具体的なケースに沿って議会に諮り、都市親善の範囲を決めていく、という考え方を明らかにした。

また人事案件として教育委員の山本祐子氏の任期満了に伴い大町登喜氏の任命、公平委員に藤田重春氏を再任する議案が提出され、いずれも議会は任命または選任に同意した。このほか、「原子爆弾被爆者援護法制定に関する意見書」など、三件の意見書、決議が可決された。なお、八月一日付で、平川正雄議員から新会派として新政会の届出が行われ、会派の数は従来の七会派から八会派となった。平川議員の脱会により、自由同志会所属議員数は一九人から一八人となった。

公営ポスター掲示場の設置

定例会第二日の九月一〇日に、議員提案によって公職選挙法の規定により条例で公営掲示場を設置することと、特別の事情で設置が困難な場合、掲示場の総数を減ずることができることを定めた市議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定が上程された。

提案者を代表して鈴木恒夫議員（自由同志会）が、この条例によって投票所の数、投票区の面積、政令等の規



公営選挙ポスター掲示場の設置作業

提出した。表現の自由との関連については、むしろ全候補者が同一の条件のもとに公平にポスターを掲示すること
 とが、選挙の公正であり、また、一目で全候補者を見渡せるという意味からも、より市民の知るを全うすること
 になるのではないかと答弁し、議案の審査が総務常任委員会に付託された。翌二一日の総務常任委員会でも、こ
 うした質問が繰り返されたが、とくに掲示場の総数の減少を規定した同条例第二条の「その他特別の事情」とは
 何か。可決するとその扱いは選挙管理委員会の裁量権の問題になるのではないか、という点に質疑が集中した。

定から、市内には四二八カ所の掲示場ができることを明らかにすると
 ともに、これまでの議会での審議経過や県下の概況等にも触れ、「議
 会の歩むべき道を速やかに勇気をもって前進していかねければなりま
 せん」と条例案の趣旨を説明した。そして、定例会第三日の九月二〇
 日には、九人の共同提案者を代表して鈴木恒夫（自由同志会）、鈴木
 明夫（民社クラブ）、高山年正（緑風会）、村上悌介（公明党）の四議
 員が答弁席につき、議案に対して滝沢茂男（自由同志会）、斉間壽久
 （公明党）、宮地淳子（共産党）の各議員が質問した。

この質問で、条例の法的根拠、市長選挙ポスターと分離した事由、
 掲示場の数を削減する「特別の事情」、市民の知る権利、表現の自由
 との関連、新人に不利にならないかなどが問題になった。それに対し
 て提案者は、市長選挙用のポスターと分離したことについては、とり
 あえず、タイムリミットの来ている議員選挙のための設置条例として

これに対して提案者側は、自治省の見解から簡単に掲示場の数を減らしてしまふことはあり得ないと思うが、将来にどのような不測の事態が起こらないともかぎらないので、この文言を加えておくことがより親切ではないか、という考え方に立ってこれを設けたと説明した。しかし、一部会派の理解を得ることができないので、休憩となった。午後には再開された会議の冒頭に、選挙管理委員会から「二条の適用については、昭和三十九年の自治事務次官通達ならびに四〇年の自治省選挙局長通知に準拠し、県選挙管理委員会と協議のうえ実施する。取り扱いについては、選挙管理委員会事務取扱要領で定める」という見解が表明された。次いで討論に移り、共産党議員団は反対、市政市民会議および公明党議員団から要望、意見を付して賛成の討論を行い、挙手による採決の結果、賛成多数で議案は原案のとおり可決すべきものと決定した。

定例会最終日の九月二六日の本会議で、こうした委員会の審査概要を報告したのち討論に入り、桑原正一議員（共産党）は、ホスターの枚数の減は有権者の参政権を奪うことになり、まちの美化等の問題と同列に論ずるべきではない、市財政の負担になり、新人候補に不利である等の理由を挙げて反対の討論を、また小川竹次郎議員（民社クラブ）は、県下一九市中一三市が条例を制定しており、掲示場の設置は、平等、公平なシステムで、市民の陳情がすでに趣旨を承されていること等を挙げて、賛成の討論を行い、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決した。これによって、次回の市議会議員選挙から、候補者のホスターはすべて公営掲示場のみ掲示されることとなった。

情報公開条例の制定

今定例会に提案された情報公開条例は、昭和五九年六月に発足した藤沢市情報公開制度研究委員会（会長 板

倉宏日大法学部教授）が、本年二月に提出した答申に沿って条例化したもので、県内で情報公開条例を取り入れた自治体としては、県と川崎市に次いで三番目となるものであった。

村山俊博総務局長は、条例案は研究委員会が提言した五原則を基調にして、その骨子は次のようなものであると説明した。

- ① 基本的人権としての知る権利を最大限に保障する。
 - ② 個人の尊厳を守るため基本的人権としてのプライバシーは最大限に保障する。
 - ③ 情報公開制度において主体的役割を果たす市民にとって、制度がわかりやすく公平で信頼されるものとする。
 - ④ 情報公開の本旨に基づいて市が保有する情報は公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめる。
 - ⑤ 公開原則のもと公開が拒否された場合は、公平な第三者機関による迅速な救済が保障される。
- 第五章二五条と付則からなる条例案は、第一条で知る権利の保障を明記し、第二条で情報の種類については、文書のほか、写真、映画フィルムならびに録音、ビデオテープを、実施機関については、市長部局をはじめ、すべての執行機関および議会と定め、第五条で請求権者の範囲を公開の原則に立って川崎市と同様に「何人も」と広くした。また、第六条で公開の原則の例外として、①個人 ②法人 ③市政執行に関するもの ④法令または条例で非公開と決められているものとし、「公開してはならない」という禁止条項を避け、「非公開とすることもできる」と規定し、部分公開、時限公開への余地を残すとともに、第一三―一六条で不服の救済機関として第三者機関の情報公開審査会を設置すること、第一七―二〇条でこの制度の運用をチェックする機関として、情報公開

制度運営審議会の設置を規定した。

本会議二日目の一〇日には川崎市の情報公開条例のような前文がないこと、市が出資している公社などの法人も公開の対象にすべきではないか、プライバシー保護条例との関係、条例の施行時期等について質疑が行われたのち、総務常任委員会に審査が付託された。

委員会でもまた、個人情報保護条例との関連が問題になり、「情報公開条例は、個人情報保護条例、会議公開条例等を包括した総合的な制度とすべきと考える。特に個人情報保護条例の制定を急ぐべきだと思うが、その点どう考えるか」ということが質問された。これに対して、「情報公開と個人情報の保護とは相反するものがあるので、両立して進行することが理想であるが、現在までの経過の中で、公開条例が先行する形となった。本条例には個人情報保護の考え方が貫かれているが、条例の性格上、自己コントロール権といった点には触れられないので、今後、個人情報保護条例の制定を急ぎ、両条例が車の両輪として機能するようにしたい」と、市側は答弁した。

また、具体的な条文に関しては、藤沢市の条例の特色の一つである「何人も」に質疑が集中し、条文の目的（第一条）、実施機関の責務（第三条）、市民等の責務（第四条）にいう「市民」は藤沢市民を指すものと解されるが、それに対して情報の公開を請求する権利（第五条）で「何人も」とうたっているのは条例としての整合性に欠けるのではないかとということが問題になった。理事者側は、「市民は、第一義的に藤沢市民を指すものであるが、本条例を民主的かつ公平に運営していくためにすべての人に開かれた制度とすることから、本条例により情報の提供を受けたすべての市民を想定しているものである。『市民』と『何人も』とは矛盾するものではなく、両立するものである」と説明した。しかし、一部の会派の理解を得るまでには至らなかったため、質疑を打ち切

り、両者の間で協議が行われた。再開された委員会では、山本篤三郎助役は条例の第一条、第三条、第四条に規定する「市民」というのは、藤沢市民を中心として広くこの制度を利用する者すべてを含むものである。このことを明確にするため、この条例の取扱規定で、そのことを明記するようにしたいと発言した。

次いで、藤谷昌男（共産党）、山本捷雄（自由同志会）、岸本英夫（公明党）、西条節子（市政市民会議）、内田松男（民社クラブ）の各委員が、それぞれ賛成の討論を行ったが、山本委員は市民と何人との整合性が不明確である。取扱規定の中で明確にするということであるので、一応了解するが、将来、一般の人が理解できるように条文に改めてほしい。また、早い時期に市が出資している団体、市議会に報告する義務をもつ団体についても実施機関に加えることを要望し、西条委員は行政用語を改め、市民にわかりやすいものとするよう心掛けてほしい、個人情報保護条例についても検討すべきであるという意見をつけ、また、内田（松）委員は、非公開とする情報の判定がむずかしいので、これらの問題に関与する審査会、運営審議会等の構成委員の人選にあたっては慎重に対処してほしいと要望した。採決の結果は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

九月二〇日の本会議で、これらの審査結果を報告したのち、桑原正一（共産党）、小川竹次郎（民社クラブ）、村上梯介（公明党）の各議員がそれぞれ議案に賛成の討論を行い、原案のとおり可決された。

一般質問

一般質問は、九月二四日、二五日、二六日の三日間にわたって行われ、桜井正平（自由同志会）、鈴木明夫（民社クラブ）、藤谷昌男（共産党）、吉田信行（自由同志会）、柳谷亮子（市政市民会議）、杉山幸春（自由同志会）、今村信也（共産党）、服部圭介（公明党）、桑原正一（共産党）、中山五福（社会党）の一〇人の議員が、行



収集場所で論議があった粗大ごみ（鶴沼地区）

財政改革、清掃、教育、福祉などについて理事者の考え方を質した。

行財政改革については、先に問題となった職員定数条例とも関連して、行財政対策本部、行財政問題協議会で定数管理についてどのように検討をしているか、職員定数管理に対する基本的な考え方、地方行政改革大綱に対する本市の取り組み姿勢について質問が行われた。これに対して、社会情勢の変化に伴い職種や職員配置等があり方を見直し、より市民に信頼される行政運営を確立するために論議を進めている。組織、機構については局

制のあり方、事業の必要性などを十分に考慮して考えていきたい。また、定数管理については、新規増員の抑制を基本にして対応していく考えであることを、葉山市長は明らかにした。

清掃事業に関しては、第二次基本計画で検討されている再資源化センターに、再生可能な家庭用品や放置自転車の再利用機能を持たせてはどうか。それをリサイクル運動に取り組んでいる市民グループと提携しながら進めていってはどうか。粗大ごみの収集場所の数が非常に少ないために問題が生じている地域があるが、市内では平均すると何世帯に一カ所の割合で収集場所があるのかなどについて質問した。志村達之輔清掃部長は、「現実の問題として、粗大ごみとして出された家庭用品等を利用する人は少ないと思われる。また、再利用には修理を必要とするため、採算性に問題があるが、物を大切に育てる気持を育てる観点からも、先進都市の状況を十分研究し、検討を行いたい。放

置自転車については、再利用よりも所有者に戻すことを優先して考えていきたい。粗大ごみのステーションの設置、管理は、自分が出したごみを自分たちで管理することを基本に、自治会が主体的に行うよう指導してきたい。設置数は一〇〇所帯に一カ所を目安に指導しているが、自治会や班の入り組み、道路状況による制限から、標準と大幅にかけ離れた地域が生じている。これらについては十分話し合い、調整を行っていきたい」と答弁した。

そのほかに、七月二五日に開催された神奈川県知事と三市一町の首長による「第二回湘南なぎさサミット」について、鈴木明夫議員（民社クラブ）が湘南なぎさプランを話し合ったサミットで各首長がどのようなことを主張したか、藤沢市議会各派の要望、意見がどのようにサミットで示されたかと質問した。葉山市長は各首長の意見は、大磯町から津波、高潮による河川へのそ上対策、平塚市から同プランの推進協議会に対して各市長の意向を反映させる方策、茅ヶ崎市から自然環境を保全した浸食防止策等が出されたと報告した。そして、藤沢市議会の意見として、①江の島・片瀬地区は日本を代表する海水浴場であるので、後世に悔いのない壮大なプランで行うべきである ②国道一三四号線の拡幅は緑が減少しないように十分留意してほしい ③市民が海へアプローチしやすくする工夫などをしてほしい等あわせて七点を要望した。また、今後必要に応じてサミットを実施していく考えであることを明らかにした。

常任委員会での陳情審査

総務常任委員会では、これまで藤沢市だけでは解決できる問題でないので、今後行政協力研究会の経過を見守りたいとして、結論保留としてきた湘南ライフタウン羽根沢第一住宅茅ヶ崎地区の藤沢市への編入についての陳

情、湘南ライフタウン藤沢地区の茅ヶ崎市編入反対の陳情、湘南ライフタウンやよい自治会地区の藤沢市編入早期実現についての陳情が審査された。理事者側はこれまでの経過について、前年六月に当委員会でも市長が基本姿勢を表明した後、七月二四日に行政協力研究会を開催、茅ヶ崎市堤地区への救急出動について協議し、覚書の交換に調印した。堤地区の換地処分経過説明と過去の経過などを掲載した小冊子の編集について協議したことを報告した。

これに対して、委員から行政協力研究会で、茅ヶ崎市の学校建設について話し合いが行われたか、陳情の背景には、茅ヶ崎市の公共施設不足も原因ではないかなどの質問が出されたが、「本市のみで解決できる問題ではない。行政協力研究会の検討結果を見守りたい」として、前回にひきつづき結論保留となった。

文教常任委員会では、先の定例会で結論保留となった江の島のマンション建設問題の陳情を審査した。七月一日に神奈川県文化財保護審議会が業者から申請された現状変更申請は法令等に適合しており、前年に同規模のホテル増築が許可されている。さらに文化財保護条例では建物の用途、内容の規制はできないなど財産権保護の面から、条件付で許可せざるを得ないとして、①建物の形状・色彩などを周囲の環境と調和させる、②建物前面の緑化を中心にして開発面積の最低二〇パーセントは植栽地とするなどの条件をつけて、建設はやむを得ないという結論が出たこととその後経過を市側が説明した。

委員から県の結審が出たあと、市は県に対してどのような働き掛けをしたか、市は江の島の史跡を守る観点から県とどのような折衝をしているかという点について質問が行われた。それに対して、市側は、住民の意思を十分に反映したものではなかったと県の措置に対して不満であることを表明し、県が住民との話し合いを積極的にするよう要請するとともに、業者に対して、江の島を保存する観点から行政指導するように県に申し入れた。文

化財保護法および文化財保護条例では、条例規則を引用しても守れないということもあって、今までも住民の協力、理解によって江の島の史跡を守ってきた。財産権の保護ということもわかるが、今までの努力を無にしないためにも、法律を超えた努力を願っていると説明した。

委員会はこうした市側の努力を見守ることにして、陳情を結論保留とした。

五 昭和六〇年一二月定例会（一二月二五日～一二月二〇日）

一二月定例会は、一月二五日から二月二〇日まで、二六日間の会期で開かれた。本定例会には五九年度一般会計歳入歳出決算、競輪事業費特別会計歳入歳出決算、交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算等一一決算の認定、それに市民会館の展示・集会ホールの使用料を定めた市民会館条例の一部改正、生徒の定数を増加する市立看護専門学校条例の一部改正等、二四議案等が上程され、審議の結果、全議案が認定・可決された。また、「流水占用料の徴収並びに水源税創設反対に関する意見書」および「『太陽と緑の週』休暇実現に関する意見書」が原案のとおり可決された。陳情については、三二件が審査されたが、このうち「国家機密法」に関連した一二件の陳情は、いずれも結論を得るに至らなかった。また国旗の掲揚についての陳情は、激しい論議ののち、趣旨了承となった。

人事案件は、固定資産評価審査委員会委員の選任議案が提出され、大貫僖夫氏の再任、秋元保氏の選任について同意した。

なお、定例会の概要を市民に知らせる「ふじさわ市議会だより」は三八年七月に創刊して以来、六一年一月二五日付の今定例会の「市議会だより」で第一〇〇号となった。

昭和五九年度決算の認定

定例会初日の十一月二十五日に五九年度決算の認定案が提案され、葉山峻市長が一般会計・特別会計の決算全般にわたって説明し、定例会二日目の二十七日に、これに対する質疑が行われた。五九年度の一般会計決算は、歳入総額七二七億三八七五五三二円、歳出総額六七九億四六六万九〇円、差引額四七億九二〇九万四四二円のうち翌年度への繰越財源を除いた実質収支額四四億六八二万七二二一円。一〇特別会計の歳入総額は、二五三億四一八二万七九〇円、歳出総額は二三八億七六三六万四八五八円、差引一四億六五四五万二九三二円の黒字であった。このうち、一般会計の繰越金について橋本宰俊財務部長は、①市税収入が順調で、輸出関連企業的好成績により、法人市民税で一六億五千万円、償却資産税で二億九千万円が、当初の予測に比べて収入増になった、②経費節減等により執行残が一二億九千万円 ③資金の積極的運用による預金利子収入が一億五千万円弱であったことが、繰越金の主な理由である。そして、繰越金の使途については、六〇年度当初予算計上済み額六億円、財政調整積立金に二〇億円、九月補正予算の財源として九億五千万円弱、一二月補正に二億六千万円、一一億円あまりの留保財源は、給与勧告に基づくベースアップ分等に充てる予定であると説明した。質疑ののち、定数一三人で構成する決算特別委員会（鈴木恒夫委員長・自由同志会、山口敏夫副委員長・社会党）を設置し、それに付託することを決めた。

決算特別委員会の審査は、二八日から四日間に行われた。その審査で、職員の定数増が当初提案の六一人から三一人に減らされた影響はなかったか。また、内部努力によってさらに定数を減らすことはできないか。平均時間外勤務が前年より増えているのは、職員定数増が当初提案より減ったことと関係があるのか等職員

の定数減の影響が問題になった。市側は、課の統廃合や室の廃止などの組織改正によって市民サービスに影響を来さない形で努力してきた。さらに、六一年度に相当数の新規施設の増があると思われるので、行財政問題協議会の意見や職員提案等を踏まえ、できるだけ内部努力を図り、対応していきたい。時間外勤務については臨時的な業務によるもので、定数問題とは直接的な関係はないと考えているが、まったく影響がなかったとはいえないと思う。事務改善やOA機器の導入などあらゆる手段を駆使して、市民サービスを低下させないような方法を別途考え、取り組んでいきたいと答弁した。

市税の収入未済額が前年度より七・五パーセント増の一億七千万円余、市税の徴収率が、前年より〇・〇五パーセント減の九七・三一パーセントで、県下一九市中六番目の徴収率であることについて本市の固定資産税の納期が遅いことを考慮すれば、県下で二〇三番目に相当すること、二〇人の職員が滞納整理にあたっており、年に数回、特別整理月間を設けて重点的に実施しているほか、市外の大口滞納者に対しては出張による徴収も実施していると、市側が説明した。

また、特別会計決算のうち、国民健康保険事業会計に一般会計から四億円を繰り入れている根拠について質問したのに対して、国民健康保険の保険料と給付率が政府管掌保険よりも悪くならないようにすることを基準にして、検討した結果、四億円が妥当であるとして繰り入れた。五八年度に国保事業が好転した際に、繰越金を減らすという議論もあったが、将来は悪化することが予測されるため、繰越金は据え置いて基金制度を設けたと市側が説明した。

交通災害共済事業会計では、制度の廃止が問題になり、廃止を検討することは「本制度の啓蒙普及および加入促進に特段の努力を希望する」という監査委員の指摘と整合性を欠くのではないかとという質問に対して、五九年

度で一二三四万円、六〇年度で二五〇〇万円程度の赤字が見込まれている。一方、近年は民間の保険制度がかなり充実してきていることなどからして、はたしてこの制度を存続させていくのがよいか疑問に感じている。今後は監査委員の指摘にもあるとおり、むしろ交通安全意識の高揚に意を注いでいきたいと市側は答弁した。

このほかに、教職員の研修状況、外食産業の進出に対する規制などについて質疑が行われたが、採決の結果、決算特別委員会は全員異議なく一一の決算すべてを認定すべきものと決定した。定例会五日目の一二月一七日の本会議でこれらの審査概要が報告されたのち、宮治政弘（自由同志会）、五十嵐紀子（社会党）、村上悌介（公明党）、小川竹次郎（民社クラブ）、桑原正一（共産党）、津田萬次郎（市政市民会議）の各議員が、それぞれの会派の立場から意見・要望を付して決算の認定に異議のないことを表明し、一一の決算は委員会報告のとおり認定することに決定した。

総務常任委員会の審査

総務常任委員会は、一二月一二日に開催され、議案二件、請願一件、陳情一九件を審査した結果、議案二件は可決すべきもの、請願一件は採決すべきものと決定した。陳情は一件を趣旨了承、七件を結論保留、一二件が結論を得るに至らず、一件を趣旨不了承と決定した。

委員会で採択すべきものと決定した請願は、湘南地区同盟から提出された「太陽と緑の週」休暇実現に関する請願で、四月二十九日から五月五日までの間を「太陽と緑の週」として、全国民が一齐に休暇を取得することができる法律を制定するように、国および関係機関に対して意見書を提出することを要請したものであった。

この請願に対して、市側は労働省のこれまでの指導、通達や国会での与野党合意の経過等を説明した。委員が

らは、休日を法制化する場合には、有給であることが重要である。法制化しても無給の休日が増えることになれば問題であり、不採択としたい。連続休暇を取ることは、勤労者に休息を与え家族のきずなを深める。また、働きすぎという諸外国からの指摘に答えることにもなると考え、採択したいと賛否それぞれの意見が出たが、採決の結果、挙手多数で、採択すべきものと決定した。

陳情一九件のうち、結論を得るに至らなかった一二件は、国家秘密法に反対の陳情で、国会に提案中の「国家秘密にかかわるスパイ行為等の防止に関する法律案」は、市民の知る権利、表現の自由を奪うもので、その制定によってふたたび戦前の暗黒社会に進むことになるので、その法案成立に反対する意見書の提出を要請したものであった。審議で、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている市の理念と、この法案は相いれないのではないかと市側の見解を問われたのに対して、山本篤三郎助役は、この法律案に対する考え方としては、市民の自由と人権を守る立場で活躍し、法律の解釈、運用等に熟知している日本弁護士会の反対意見が、われわれの知るかぎりでは最も妥当なものではないかと考えていると答えた。質疑ののちの討論で、社会党・共産党・市民会議が趣旨了承、自由同志会が不採択、公明党・民社クラブが結論保留と各会派の意見が分かれたが、採決の結果、趣旨了承、趣旨不了承、結論保留のいずれも過半数に達せず、一二件の陳情は結論を得るに至らなかった。

総務常任委員会における陳情の審査で注目を浴びたのが、公共施設等に日の丸の掲揚を求める国旗掲揚についての陳情と、これに反対する藤沢市の公共施設に対する「日の丸」、「君が代」の強制的な持ち込みを今後もしないでいただきたい旨の陳情の扱いであった。

この審議で、荻原万寿則市長は、「日の丸」、「君が代」の沿革を述べ、オリンピックや国際会議等において君が代が国歌として慣例的に斉唱されているが、本市としては市民のコンセンサスが得られていないので、こ

れを強制すべきではないという立場で、これまで対処してきたと説明した。

質疑ののちの討論で、社会党、市政市民会議、共産党の三党派は、一揚げたい人も、揚げたくない人もいるのに対して、議会でもどちらかに決め、議会の決定という権威の名のもとに強制すべきことではないと思う。『日の丸』の掲揚、『君が代』斉唱を強要するねらいは、日本を軍事大国へ逆行させるものであり、絶対に強制されるべきでない」として、国旗の掲揚についての陳情に反対、強制的な持ち込みを、今後もしないでいただきたい旨の陳情に賛成の態度を表明した。

これに対して、公明党は、「日の丸」、「君が代」を国旗、国歌として認めたくないという感情を抱いている人々が多いことは承知しているが、「日の丸」、「君が代」がただちに軍国日本の再現に通ずるといふ短絡的な考え方には我々は立っていない。「日の丸」、「君が代」は軍国主義に利用されてきたというべきであると思つていてと述べ、「掲揚」の陳情については趣旨了承、これに反対の陳情については、趣旨不了承の態度を表明した。

自由同志会もまた、現在では「日の丸」というのは、理屈を抜きにして日本のシンボルとしての意味合いを持つており、新聞社の調査によつても「日の丸」の掲揚に対して、六〇数パーセントの人が賛成している。また、県議会でも県の公共施設に「日の丸」の掲揚を議決しており、県内一九市のうち一七市が掲揚している状況で、市民のコンセンサスについては、大方の了解が得られている段階と考えられるので、公明党と同様に、「掲揚」の陳情については趣旨了承、反対の陳情については趣旨不了承とした意向を表明した。

採決の結果、国旗の掲揚についての陳情は挙手多数（自由同志会、公明党、民社クラブ、新政会）で、趣旨了承と決定。藤沢市の公共施設に対する「日の丸」、「君が代」の強制的な持ち込みを、今後もしないでいただきたい旨の陳情は、挙手多数によつて趣旨不了承と決定した。

この国旗掲揚について、定例会八日目の二月二〇日の一般質問で、二見友久議員（自由同志会）は総務常任委員会の審査結果を踏まえて、「日の丸」は戦争と関係が深いというが、どの国でも戦争をし国旗はそのまま掲揚しているのに、日本だけが国旗を否定するのはおかしい。多くの市民は「日の丸」を支持している。市長は過去にこだわらず、いまは平和のシンボルである「日の丸」を掲げたらどうかと、市長の見解を質した。

これに対して、葉山市長は、多くの新聞論調は、公的権力が「日の丸」の掲揚を強制することに対して疑問を呈している。昨年度の全国調査によると学校での掲揚率は、小中学校が八〇パーセントほど、高校が四三パーセント、沖縄は小・中学校が六パーセント台で、高校はゼロであった。だからといって、沖縄県民の国を愛する心情が欠けているわけではない。国旗の掲揚に対しては、国民の自然の気持ちにまかせたい。総務常任委員会では掲揚の陳情に賛成が多かったが、反対の意見も強い。総務常任委員会の結論が報道されると、私あてに多くの手紙が届き、掲揚の反対を訴えてきた。国旗掲揚については、十分に市民的なコンセンサスが得られているとは言いかねるので、公的権力が強制することはできるだけ避けたいと答え、従来どおり国旗の掲揚をしない方向を堅持する姿勢を示した。

文教常任委員会は、一月二二日に開かれ、請願一件と陳情二件を審査した。一件の請願は、六月と九月の定例会で継続審査になった江の島の緑と景観の保護についての請願であった。この審査で、市としては公共用地として保存し整備、活用することが好ましいと考え、県に対して買収の希望を申し出た。現在、県の土地開発公社が慎重に交渉している段階であると、市側がその後の経過を説明した。委員会は、江の島の緑を守るために民有地の買収交渉を促進する意味からも、全員異議なく、この請願を採択すべきものと決定した。

陳情の一件は、昭和五九年一月二月定例会から結論保留になっていた江の島聖天島公園隣接地のマンション建設

に反対する陳情であった。このマンション用地については、すでに市長が買いとって景観を保全したい意向を表明しており、その財源についても、市民の要望が強く、特に緊急度の高いものは経費の節減などによって財源を確保して対処したいと、市側の考えを説明したので、委員会はこの陳情を趣旨了承と決定した。もう一件の国庫補助の削減に反対する大蔵大臣に対する「義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員給与費の国庫負担制度からの除外」反対の意見書の提出に関する陳情は委員の間で意見が分かれ、結論を得るに至らなかった。

一二月一三日に開かれた水害・公害・地震対策特別委員会では、六〇年五月に発生したカドミウム流出事件について、現地の試験田や県・市が行った水稲玄米のカドミウム濃度分析の結果、収穫米からカドミウムが検出され、来年度の耕作も不可能と判断されたことを市側が報告した。委員が被害者に対する市の救済措置について質問したのに対して、当面は、単年度の所得総額を融資する制度を考えている。将来的に、従来どおり農地として使用できるかどうかは調査中であると、市側は答えた。

民生常任委員会では、議案、陳情の審査のほか、市側が交通災害共済制度について廃止の方向で検討を進めていることと並んで、市民病院の増床問題の経過について説明した。増床問題は、五八年三月、保健医療計画懇話会から、地域の病院ベッド数不足解消が必要という報告を受けたので、内部で検討した結果、当面は市民病院の増床が現実的であるとの結論に達した。その後、五九年一〇月から医師会と協議を進め、現在大筋で整いつつあり、一二月中に協定が結ばれる方向にあると報告した。さらに、一二月一七日に開かれた議員全員協議会で、二月一六日に医師会と①増床規模を二〇〇床とする、②来年度から着手し五カ年以内に完成させる、③基幹病院としての機能を充実させ、既存の医療機関と競合しない高度医療を担当する等九項目からなる協定を結んだと、市側が報告した。

建設常任委員会では、地下道を廃止し、横断歩道を設置してほしい旨の陳情を趣旨と承とした。これは本町六丁目町内会等から提出されたもので、第一中学校近くの市道中学通り線の地下道は、管理・防犯上の問題等から利用者が少ないので、これを廃止し、代わりに信号機を設置した横断歩道を設置してほしいというもので、理事者側が利用状況を報告し、「廃止もやむを得ないと考えている」と表明したので、四四年一〇月に完成した全長三六・八メートルの地下道は、一七年ぶりに廃止されることとなった。

一般質問

一般質問は、二月一七日から二〇日の四日間にわたって行われ、長谷川忠勤（民社クラブ）、黒江貞子（社会党）、長田良彦、落合四郎（以上、自由同志会）、平川正雄（新政会）、鈴木恒夫（自由同志会）、藤谷昌男（共産党）、井上好明（自由同志会）、岸本英夫（公明党）、宮地淳子（共産党）、西条節子（市政市民会議）、二見友久（自由同志会）の各議員が新年度予算編成の考え方、まちづくり、福祉、商工、環境整備、教育、消防など市政全般について市の考え方を質した。

このうち、新年度予算編成に関する質問では、急激な円高、ドル安の進行による税収への影響、国庫補助金削減への対応、職員の増員抑制を求めた行財政問題協議会中間報告への対応等のほか、局制廃止の問題が取り上げられた。山本篤三郎助役は、現在検討中の組織機構の見直しのなかで、局制を廃止する方向で準備を進めていることを明らかにした。同時に、昭和四八年から局制を採り、各部の調整室を局総務課に集中し、予算その他の調整機能、執行管理の効率化を図ってきたので、局制の廃止にあたっては、これらの機能を失うことなくメリットをそのまま残すよう工夫した組織を目指したい意向を示した。

まちづくりに関しては、貨物輸送の不振から一月末で廃止となった国鉄湘南貨物駅の跡地問題に質疑が集中した。貨物駅の跡地については、国鉄が赤字補填のため売却する計画であることが明らかになったので、地元の村岡地区連合町内会では「用地の半分を市で買収し運動公園にするとともに、根岸線の駅を造るようにしてほしい」と、市に対して陳情していた。委員会の審議で、湘南貨物駅は地元住民の多大な協力によって実現された経過もあるので、こうした地元の要望を市は汲むべきではないか。また、跡地に残っている貨物線を利用して大船以西へ根岸線を延伸することは、東海道線の混雑緩和に非常に効果的であると思われると述べて、これまでの交渉の経過と今後の取り組みについて市の考え方を質した。

市側は、一月に国鉄に対して、地元の要望を取り入れるよう申し入れを行ったが、この跡地を国鉄再建のための売却用地とする計画はかなり進行して計画変更が難しい。そこで市で考えがあるなら早急に計画を出してくれないと対応ができないという回答であった。市としては、この用地買収には巨額の費用が必要であるので、現在のところ、貨物線を利用した根岸線の延伸を第一に考えているが、今後、検討を行い、計画案を作り、これについて地元の方々と相談したうえで早急に国鉄と話し合っていきたいと答弁した。

六 昭和六一年一月議員全員協議会（一月二三日）

六一年の元旦に神奈川新聞が、藤沢市が総合計画の中で「健康と文化の森ゾーン」と位置づけ、大学や総合病院を予定していた湘南台駅西約三キロの市街化調整区域内に、慶応義塾大学が進出することを報じた。

葉山峻市長は一月四日の年頭のあいさつのなかで、今年の重点施策の一つとして、総合大学を市内北部の遠藤地区に誘致する方針をはじめて明らかにし、一月二〇日付の「広報ふじさわ」でも、市長は三〇万都市にふさわ



議員全員協議会であいさつする慶応義塾大学辻岡昭常理事

しい大学の誘致を進め、知的風土づくりに取り組む意向を示した。しかし、「東京六大学クラス」という以外、大学名については明らかにしていなかった。

一月二〇日に、慶応義塾大学が評議員会を開き、藤沢市への進出を正式に決定したのち、石川忠雄塾長は、葉山市長、川又英雄相模鉄道社長の同席のもとに記者会見し、藤沢市遠藤地区に新校地を取得するため、三月末に相模鉄道と契約、二四・五ヘクタールを買収すると発表した。また、一〇カ所以上の候補地の中から藤沢を選んだ理由について、三田・日吉校舎からあまり遠くないことや、湘南には卒業生も多く、大学のイメージに似つかわしいことなどを挙げた。これに対して葉山市長は、地元として大変うれしく心から歓迎、協力していきたい。藤沢市にとって今年最大のプレゼントになると藤沢進出に対する歓迎の談話を発表した。

正式決定から三日後の一月二三日に、市長の要請により、議員全員協議会が開催された。葉山市長は、慶応義塾大学誘致の経過と今後の取り組みについて説明し、開校予定地は、遠藤地区の西ノ谷、刈込、諸の木、矢崎にまたがる相模鉄道所有の約二四ヘクタールを中心とする地域で、具体的な学部や開校年次については明らかにした時点で報告する。また、地元住民に対しては、設置計画が明確になるにつれて説明し、理解と協力を求める。環境整備等の課題に対処するため、久保田圭一助役をリーダーとする健康と文化の森構想推進プロジェクト

を早急に発足させるなどの考えを明らかにした。

次いで、慶応義塾大学の辻岡昭常任理事が、これまでの市の協力に謝意を表するとともに、今後の協力を要請した。そして、学部については、既成の学問と学問の間、あるいは新しい学問領域に対応する学部をつくってほしい、と新設学部を予定していることを明らかにしたが、大学付属の小・中・高等学校については、将来の問題として考えていきたいとするにとどまった。

休憩後の質疑では、議員の関心がきわめて高く、これを歓迎するという意見を表明するとともに、進出に伴う道路、下水道等の環境整備をはじめ、学部の規模と大学用地拡大の可能性、市有地一六ヘクタールの利用計画、線引きの見直し、あるいは横浜市営地下鉄線と相模鉄道いずみ野線の延伸問題等について、多様な意見、要望が出された。

それに対して、葉山市長は、交通問題は当面はバスで対応することになり、鉄道の延伸については、新交通システムを含めて、今後関係機関と相談したいと答えた。久保田助役は、学生数についてはまだ、大学側から具体的な提示はない。相鉄所有地の買い増しについては、相鉄と大学側の話の内容を聞いてから、地元協力をいただくようにしたいと、市長の答弁を補足するとともに、道路、下水道については、計画の順位等について多少の前倒しを考えていることを明らかにした。そして、指摘された諸問題については今後プロジェクトチームのなかで詰めていくこととし、地元に対しては相鉄、大学とも協議して、説明し理解をいただくような段取りで進めたいと説明して、全員協議会を終了した。

七 昭和六一年二月定例会（二月二十五日～三月二十七日）

二月定例会は、二月二十五日から三月二十七日までの三十一日間の会期で開催された。この定例会には、六一年度一般会計予算および一三の特別会計予算、六〇年度一般会計補正予算および一〇特別会計補正予算、交通災害共済事業の廃止を中心とした交通安全対策条例の全部改正、次期市長選挙から公営ポスター掲示場を設置する市議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正、羽鳥中学校の開校に伴う学校設置条例の一部改正、湘南台に建設中の図書館の名称を総合市民図書館とし、中央図書館を南市民図書館に名称を変更する図書館に関する条例の全部改正、市民病院の経営を健全化するために特別入院室料加算額等を改定する市民病院診療費等に関する条例の一部改正、二人助役制の実施に伴い局制を廃止する事務分掌条例及び消防本部等設置条例の一部改正等、五五議案が提案され、審議の結果、全議案が可決されたほか、「減税に関する意見書」ほか三件の意見書が可決された。

定例会の初日の二月二十五日は、各議案の提案説明とともに、六一年度関連議案について、葉山峻市長が市政運営の方針と予算の概要について施政方針演説を行い、二日目の二十七日には六一年度関連議案以外の議案に対する質疑を行い、各所管の常任委員会への付託を決めたほか、一部の議案について委員会付託を省略して原案のとおり可決した。定例会第三日の三月一〇日には、各常任委員会から審査の経過および結果が報告されたのち、六一年度関連議案に対する代表質問が五日の三月一二日までの三日間行われ、代表質問終了後に定数二二人で構成する六一年度予算等特別委員会（平本昇策委員長・自由同志会、瀬川進副委員長・社会党）の設置と六一年度関連の三一議案の審査をこれに付託することを決定した。

定例会第六日の三月二七日には、予算等特別委員会から審査の概要と結果について報告が行われたのち、各会派代表による討論が行われ、原案のとおり可決した。そして、井上博雅氏外一七人の損害評価会委員の選任に同意し、瀬沼和男・古谷政一両氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、市長推薦のとおりに決定するとともに、既述の意見書等を可決し、閉会した。

昭和六一年度の施政方針と代表質問

定例会初日の二月二五日に、葉山市長が六一年度の市政運営の方針と予算概要について次のように説明した。今年度は国連の定める「国際平和年」であるので、平和な社会の創造に貢献するため、議員、市民と手をとりあって努力するとともに、これからも全国の自治体と連携して「平和と市民福祉と自治」をさらに前進させるために全力を尽くす決意であることを表明した。次いで、財政再建を優先するため、政府予算案が四年連続の「超緊縮型」となり、そのしわ寄せが市民と自治体にかかり、高率補助金の削減の継続や財源の肩代わりとして地方債が増発されたりして、自治体の財政運営がさらに苦しくなりつつあるとの見通しを述べた。そして、こうした影響を受けて、藤沢市の六一年度当初予算では、国庫支出金が前年度比一二・三パーセント減、市債が国庫補助対象事業費の減と起債充当率の引き下げにより、前年度比一四・七パーセント減になった。しかし、本年度は新総合計画第二次基本計画のスタートの年でもあるので、関連施策を実現するためにこれまで蓄積してきた財政力を有効に活用することにして、財政調整基金、愛の輪福祉基金、みどり基金を一般会計に繰り入れて、それぞれの事業費用に充てることにした。こうした結果、六一年度の歳入歳出予算規模は、一般会計で七三〇億一二五八万二〇〇〇円、特別会計で五一三億五五一三万一〇〇〇円、予算総額一二四三億六七七一万三〇〇〇円、前年度当初

予算と比較すると一般会計で一〇五・二パーセント、特別会計で一〇七・二パーセント、予算総額で一〇六・〇パーセントとなった。

六一年度の健康と福祉、環境と文化を重点とした主な事業の概要を説明したなかで、先月決定した慶応義塾大学の進出に伴い、これを中核にした健康と文化の森整備計画策定費、湘南台文化センター建設事業、市民病院増床事業等の新規事業や、前年度からの継続事業である市営斉場、石名坂余熱利用施設（温水プール）建設事業、総合市民図書館建設事業等の大型事業を多く盛り込んだので、積極型の予算編成となった。そして、こうした積極策を展開するために、一方では保育料、市民病院の差額ベッド料、国民健康保険料の値上げを予定するとともに、交通災害共済制度を廃止して一般会計からの持ち出しを抑制するなどの財政維持策も採ったことを説明した。

三月一〇日、一日、一二日の三日間にわたって行われた代表質問では、六会派の七議員が、六一年度予算の執行方針を中心に、市政の全般にわたって質問したが、そこで各派の関心が集まったのは、次の諸問題であった。

第一は財源の見通しで、六一年度予算で予定している市税の八・九パーセントの伸び率の見込み、第二次新総合計画の財源見通し、財政調整資金の今後の運用と積立ての見込みに関するもので、山本篤三郎助役が財政調整基金については、現在までに約七四億円が積立てられている。今後も余裕があれば、建設事業に振り向けるために積立てを続ける意向であると説明した。

第二は市民病院の整備で、整備計画の概要をはじめ、地域医療機関との機能分担や外来駐車場問題が取り上げられた。秦野篤二市民病院事務局長は、増床工事は六三年の暮れごろの完成を予定し、新館完成後に本館改修工

事を行い、六三年度までは三〇〇床、六四年度は四〇〇床で運営し、六六年四月から五〇〇床の運営ができると考えている。また地域の医療機関との機能分担については、一般外来を縮小し、専門外来の充実を図る。予約制と紹介制度の充実については、機能分担研究会等で検討を進める考えであると説明した。

中央卸売市場の仲卸業者の増社問題で、久保田圭一助役は、条例改正後、運営協議会に諮りながら、仲卸業者と再三の話し合いを行ってきたが、最近、既存の一部業者から新しい仲卸業者の出店は時期尚早ではないかとの意見が出されている。しかし、開設者としては市場の強化を図らねばならないと考え、当該業者と話し合いを進めている。今後の計画としては、六一年度に二社、六二年度に一社の増社を考えていることを明らかにした。

第四は、慶応義塾大学の遠藤地区進出と関連して、健康と文化の森計画策定費約一億一〇〇〇万円の内訳、道路と下水道を整備する場合、大学側から適当な負担を求めべきではないか、健康と文化の森推進事務局の役割について質疑が行われた。葉山市長は開発者負担の問題について、交通問題、道路、下水道については同大学が来ても来なくても行う必要があるものである。大学が進出することになって時期を早めて行いたいと答えた。

以上の質疑のほかに、代表質問では、自由同志会の山本捷雄議員が、昨年一二月の市議会総務常任委員会にて「国旗掲揚の陳情」が採択されたにもかかわらず、一般質問では二見議員の質問に対して、市長はこの問題については、市民的コンセンサスを得ていないので、慎重に対処すると答弁したが、これは市民の陳情や請願の無視、また議会意思の軽視ではないかと市長の姿勢を質した。

葉山市長はこれに対して、議会で採択された案件は、請願、陳情にかかわらず尊重しなければならないと考えている。しかし、市長もまた市民から選ばれて行政の執行をまかされているものである。行政の責任を負っている者として、なかなかコンセンサスが得られない場合もあることを十分考えながら執行していきたいと答弁し

た。しかし、この問題は予算等特別委員会でも取り上げられ、市長は「議会制民主主義を守る立場の市長といたしまして、議会で採択された案件につきましては、誠意をもって鋭意検討する考えでありますので、よろしく御理解を賜りたい」とした。

また、山本議員が、施政方針で市長が述べた都市自治の確立について、その具体的な内容を質問したのに対し、市長は戦後の地方自治制度が発足して四〇年近く経て、住民自治の面では定着しつつあるが、権限や財源は中央に集中する傾向で、団体自治の面では自治体の自主性や自立性を妨げるものが数多く見受けられる。とくに先日発表された地方自治法の改正案で、機関委任事務に対する監督を裁判をしないで代行できるように改正する案は、憲法、地方自治法の精神を根底から覆すものではないかと感じていと答えた。この改正は、臨時行政改革審議会、地方制度調査会の答申を受けて、自治体の長が国の機関委任事務の処理を怠ったような場合に、二回の裁判を経て監督する現行の制度を、裁判抜きで主務大臣が代行できるように改めるものである。こうした改正は、憲法に基づく地方自治の仕組みを大きく改悪するもので、定着しつつある国と地方の民主的な関係に重大な障害をもたらすもので、この改正案には反対であると、市長としての意思を表明した。

社会党の瀬川進議員は、国際平和年にあたり、非核宣言都市としての基本的考え方と具体的計画について質問したのに対して、葉山市長は異なる民族の思想・信条を理解し、諸外国の政治・経済・文化等を理解して、行動することが平和に対する確かな姿勢で、そこに国際理解、国際親善の重要性があると考えた。今年には国際平和年でもあるので、国内外の非核宣言都市と連帯し、核廃絶や軍縮、平和を強く訴え、憲法記念の平和の集いや被爆写真展などを市民とともに進め、平和意識の啓発を図りながら事業を進めたいと答弁した。また、一〇月に開館予定の総合市民図書館について、諸節トミエ社会教育部長は、受験生や一部の研究者のための施設ではなく、小

さな子供やお年寄り、体の不自由な方にも利用しやすい配架を行い、親しみある図書館を計画している。二〇万冊の図書のほか、視聴覚資料も予定し、さらに自治体図書館として市民の著作や地域資料の保存、提供に努めることなどを計画していることを明らかにした。

公明党の岸本英夫議員は、民間活力の導入に対する基本的な考え方について質問するとともに、国際平和年に関連して「平和基金を創設し、その運用資金で平和行政を進める考えはないか」と市長の意向を質した。

民間活力の導入については、村山俊博総務局長が、これまでも相当広範囲にわたって実施してきた、今後も民サービスマン維持や行政責任の確保等の観点から、市職員が直接担当すべき業務を除き、民間の専門性、弾力性、効率性等が行政推進上プラスになる業務について真剣かつ慎重に対処したいと答弁した。また、柏木政伸市民病院長が、市民病院と民間医療機関の機能分担について、市民病院の優れた医療を効率的に活用していくために万全を期していきたいと答弁した。平和基金創設の提言に対して、その提言は平和に関する事業を行うための経費を継続的に、しかも半永久的に保障する方法と理解し、貴重な提言として今後十分研究させていただきたいと市長は答弁した。

共産党の藤谷昌男議員は、地方行革と関連して、保育料の値上げに対する市当局の見解と、入所基準の運用の緩和を求めた。これに対して、福田完男民生局長は、今回改定する保育料は、前年度の国の徴収基準に対して五九パーセントにあたるもので、改正後も県下最低の部に位置する、入所基準についても、本来措置要件のない、保育所に入所してから働く人や使用人のいる自営の人についても入所させるなど、相当緩和していると述べて、理解を求めた。また、高校進学の実情や養護学校高等部の入学希望者の見通しについて質問したのに対して、神部昭三教育長は養護学校高等部の入学希望者に関して、通常の学級からの進学予定者を考えると大幅な増加が予

想されるので、定員枠の拡大や養護学校間の調整により、本市在住者の優先入学を県に強く働き掛けていきたいと考えていると答弁した。

民社クラブの鈴木明夫議員は、組織改正と関連して、二人制助役について市民の評価は高いようだが、市長はどのように受けとめているかと質問したのに対して、市長は近年、ますます複雑化、多様化する行政運営のなかで、行政上の判断における的確性、迅速性が求められている。この意味からも、分担制による二人助役の持つ意義があり、私としても、非常によくやってくれていると思うっていると積極的な評価を示すとともに、今回の組織改正は二人制助役に基づく局制廃止を目的としたもので、助役、部課長等がそれぞれの所管に応じ、有機的に機能するよう万全を期したいと、答弁した。また、街づくりに関連して、下水道事業の第六次五カ年計画の見直しを質問したのに対して、入内島寛次建設局長は、この五カ年計画では全国平均で四六パーセントの普及率を目的としているが、本市では折戸処理分区の一〇〇パーセント面整備のほか、川名、村岡地区などの浸水被害を解消するために雨水管、污水管整備を行い、北部方面に污水幹線を延伸して、六五年度末には人口普及率で六六パーセントとなる見通しであると説明した。

市政市民会議の柳谷亮子議員は、環境問題に関連してプラスチックごみの処理への対応を質した。福田民生局長は、各市ともその処分に苦慮しているところで、本市は年間六〇〇〇トンを超えて谷根の処分場に埋め立ててきたが、残余量が三カ月となり、葛原地区に新処分場を計画している、ただしプラスチック系のごみの埋め立てについては地元の了解がまだ得られておらず、六一年度は県外に搬出して処分することを予定していると説明した。また、「新総合計画のなかに初めて婦人問題が取り入れられたが、婦人問題懇話会の発足はいつ頃になるのか」とその見通しを質した。葉山市長は、まず、本市の婦人の意識および生活実態の調査を行い、市民・学識経験者

等による「懇話会」を設置して、行動計画策定のための作業に取り組みたい。しかし、婦人行動計画は、単に婦人だけの問題でなく、女性を取り巻く社会的環境の変化に伴う問題で、男性、老人、子供のすべてにかかわる問題でもあるので、全庁的に取り組みたい考えであると答えた。

自由同志会の落合四郎議員は、教育と建設の問題に絞って、子供の「いじめ」の問題や市外に建設を予定している野外体験施設の概要と、長後地区、遠藤地区の整備、辻堂の住環境整備と地区計画、北部第二地区の道路問題について質問した。神戸教育長は「いじめ」の問題が生ずる背景には、社会の変化に伴い、子供たちの対人関係の未熟さ、欲求不満の増大、ストレス解消手段の乏しさなどのあることを指摘し、教育委員会としては、これを深刻かつ謙虚に受けとめ、解決には実態把握に基づいた対策が必要と考え、電話相談を含む教育相談体制の整備、研修・研究の充実とともに、校長を通して「いじめ」に対する取り組みのポイントを指示するなどの指導の徹底を図っていると対応策を説明した。各地区の整備について、葉山市長は、慶応義塾大学の進出に伴って遠藤地区に開発の中心が移り、長後地区が後回しになるといふような心配はない、開発に伴って市街化調整区域の見直し問題になってくるが、当面は調整区域のままでもいい。北部第二地区の道路問題については、六一年度に現況調査を実施し、六五年度を目標に基本構想、基本計画等を策定し、事業認可に向けて努力したいと答弁した。

予算等特別委員会

予算等特別委員会は当初、審査日を一三日、一四日および一七日から二〇日二四日の七日間としたが、二六日まで二日間日程を延長した。

予算等特別委員会の審査では、交通災害共済制度を廃止し見舞金制度の設置を内容とする交通安全対策条例の

全部改正案をめぐって、交通災害共済制度を急いで廃止する理由や、新総合計画第二次基本計画がスタートする前に同基本計画にも盛り込まれていなかった共済制度の廃止と新制度の設置を提案したが、この案は果たして十分なコンセンサスを得たものといえるかといった手続きに対して質疑が集中した。それに対して、山本・久保田の両助役や青木和昭市民部長などが、この制度の廃止を検討した経過を説明すると同時に、市議会や市民に対するPRないしはコミュニケーションに不十分な点があったことを陳謝した。そして、共済制度の廃止は、単に経理上の理由だけによるものではなく、政策を転換して、交通安全対策をより効果的に実施することを基本にしたものであることを説明して、委員の理解を求めた。最終的には、特別委員会の討論の前に、葉山市長が交通災害共済制度の廃止にあたっては、その取り扱いについて市議会との間に意思の疎通を欠き、市民の合意を得る手続きに不備があったことに対して、遺憾の意を表明し、交通災害共済制度の廃止が、特別委員会です承された。

もう一つ予算等特別委員会の審査で問題になったのが、湘南文化センターの設計をめぐる問題であった。湘南文化センターは、市民センター・公民館、子供文化センター、市民ホールなどで構成する複合施設で、総工費約四〇億円、六一年度に着工し、市民ホールを除いて六三年度完成の予定で、その設計案を全国から公募した。一月の締め切りまでに二一五点の応募作が寄せられ、二月一〇日から三日間、建築家の清家清氏を審査委員長とする七人の審査委員による審査が行われた結果、三人の入選が決まり、さらに二月二四日、この三人に対して個別に面接審査を行って討議した結果、長谷川逸子氏の作品を最優秀と決定した。

こうした審査結果については、三月五日の総務常任委員会に報告されたが、予算等特別委員会では、デザインが奇抜すぎる。風水害や地震に耐えられる構造であるか。維持管理費が高くつくのではないか。藤沢らしい特徴を出したものにしないと、横浜の子供科学館の小型化に終わってしまう心配もあるなど、設計案に対する意見や

批判が出された。さらに湘南台文化センターは専門家がデザインし、専門家によって決定したことに一番の問題がある。市民の手づくりによるまちづくりの一環として市民の意思というものを、この建設にどのように反映していくか。市民の意見によっては、設計を変更する考えはあるかといった設計の見直しを求める質問も出た。これに対して、審査の第八日に特別委員会へ出席した葉山市長は、デザインについては、すでに各地域でどうあるべきかということを議論したうえで、その意向を設計者に伝え、生かされながら設計したものと考えている。また、デザインはコンペのなかで慎重な審査のもとに選ばれたもので、その基本的な考え方を生かしながら、議会、市民から寄せられた期待に沿うように設計者とさらに協議する考えであることを表明して、理解を求め、一応の決着をみた。

このほか、職員定数の据え置きに伴う市民サービスへの影響、国鉄職員の受け入れ、空き教室の有効利用、社会教育団体への補助金交付の見直し、防犯灯電気料金全額補助、選挙公報の折り込みなどについても質疑が行われた。当該予算とともに関連条例案等を審査したのち、最終日の三月二六日に討論、採決の結果、本特別委員会に付託された全三一議案は原案のとおり可決すべきものと決定した。

常任委員会の審査

三月五日に開かれた総務常任委員会では、市議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正ほか五件の議案、減税に関する請願、湘南ライフタウン関連の陳情七件、住宅・都市整備公団の業務縮小、民営化に反対し、公団事業推進を要望する意見書に関する陳情、それに「湘南台文化センター」の審査結果についての案件が審査された。ポスター掲示場条例の一部改正案は、市長選挙においても、公営ポスター掲示場

を設置することにしたもので、共産党が、新人候補に不利、選挙民の知る権利が一定程度損なわれる、選挙ムードが停滞するなどの理由を挙げて反対討論を行った。採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

減税に関する請願は、湘南地区労働組合協議会から出されたもので、①二兆三〇〇億円の所得税、住民税の減税、②大型間接税の導入を行わないこと、③不公平税制の是正の三点について政府等へ意見書を提出してほしいというもので、討論では共産党が賛成を、自由同志会が結論保留を主張した。採決の結果は挙手多数で、採択することに決定した。

ライフタウンの市境問題に関連する陳情は、茅ヶ崎と本市との話し合いの推移を見守る必要があるとして、これまで市議会で結論保留となっていた。理事者側は、その後、建設経過を記した冊子に関係自治会に配付し、陳情を出している各自治会と話し合いを持った。話し合いでは、藤沢市民でいたい、藤沢市民になりたいという点では一致するが、市の境界線をどこで引くか等については相当に意見が食い違うので今後も話し合いを進めていきたいと説明した。そこで、委員会は、全員異議なく、結論保留と決定した。また、住宅・都市整備公団の民営化反対の陳情については、共産党は趣旨了承としたい意向を表明したが、採決の結果、挙手多数により結論保留と決定した。

文教常任委員会は三月四日に開催され、明治小学校体育館改築についての陳情を趣旨了承と決定したほか、①学校における生徒への体罰等、②学校における補助教材の扱い、③昨年一二月定例会で採択した江の島の緑と景観の保護についての請願と、同じく趣旨了承とした共同住宅の建設についての反対の陳情のその後の状況について理事者から報告を受けた。このうち、後者のマンション予定地については、買取交渉が進み、所有者との間で

基本的に合意に達したので、補正予算の議決後に正規の手続きで契約する方向にあると報告された。そして三月一四日には、ヨットハーバー近くの旅館跡地三二一三平方メートルを八億八五〇〇万円で買収したことと、ここに「湘南なぎさブラン」と整合する海洋文化施設を設けることを公表した。一方、前者の請願採択に伴って、江の島頂上部付近のマンション建設用地を市、県とも公共用地に使う予定で地主と交渉していたところ、昨年暮れに寺院建設業者に突然転売され、当該用地については青少年の研修施設を含めた寺院を建設するという現状変更申請が出されたことを明らかにした。

民生常任委員会は三月三日に開催し、議案四件、請願二件、陳情八件を審査し、議案四件は可決すべきものと決定した。二件の請願のうち神奈川県最低賃金改定等についての請願は、採択すべきものと決定したが、老人保健法の改悪に反対し、保健事業の促進を求める請願は、結論を得るに至らなかった。陳情に関しては、国民健康保険本人の給付率引き下げに反対し医療保障の充実を求める陳情、精神薄弱者更生施設の増強について陳情、人工肛門・人工膀胱造設者に対する身体障害程度等級の認定についての陳情の三件が趣旨了承、同和行政に関する陳情、部落解放基本法制定に関する陳情の二件は結論保留、国民健康保険制度の改悪に反対し国庫補助の大幅増額を求める陳情は、趣旨不了承となった。また、老人保健法の「改正」案に反対し老人医療の充実を求める陳情は、結論を得るに至らず、残る一件は取り下げ承認と決定した。

建設常任委員会は二月二八日に会議を開き、議案四件、陳情三件を審査し、議案四件は可決すべきものとした。陳情はいずれもマンション建設に関連したもので、本町マンション建設反対についての陳情は、住民、事業者双方の話し合いを見守るとして、結論保留とし、賃貸マンション七階を五階に変更方の陳情は趣旨不了承とし、残り一件については取り下げ承認とした。

文教常任委員会を除く各常任委員会の審査結果は、三月一〇日の本会議に報告され、各委員会の報告のとおり可決された。

第五節 昭和六一年度

一 昆明市代表団の来藤（四月八日～四月一五日）

藤沢市は昭和五六年一月に中国の昆明市と友好都市提携を結んだ。それ以来、各界代表団の派遣をはじめ、経済、文化など、さまざまな交流が進められてきた。この間、市議会関係では、五九年一月に市議会代表七人が、昆明市人民政府の招きによる市民友好代表団の一員として、また、六〇年七月には、鶴沼海岸で水死した中国国歌の作曲者である聶耳（ニエ・アル）の逝去五〇周年記念行事に、藤沢市代表団として渡辺光男議長が昆明市を訪問した。さらに、同年一月には、藤沢市議会代表団が昆明市人民代表大会常務委員会の招きにより訪中した。

こうした経過を経て、六一年四月、藤沢市議会は両市の都市提携五周年を記念して藤沢市が聶耳没後五〇周年を記念し計画した聶耳記念広場の完成、それに、聶耳記念碑保存会によるレリーフ建立を機会に、昆明市の人民代表大会常務委員会の代表を招請することとなった。

市議会は代表団の受け入れにあたり、「昆明市人民代表大会常務委員会代表団招請実行委員会」の設置を決め、六一年二月二〇日に第一回の打ち合わせ会を開いた。以後、代表団来日の前日の四月七日まで、計八回の委員会を開催し、歓迎行事の策定から事業の実施まで主体的に取り組んだ。

三月二二日、昆明市の常務委員会から次のような来日する代表団のメンバーが連絡された。



来藤した昆明市人民代表大会常務委員会代表团（本会議場）

に藤沢市議会を表敬訪問した。市役所本館玄関前には「熱烈歓迎 昆明市人民代表大会常務委員会代表团」の横断幕と、日中両国の国旗が掲げられ、議員をはじめ職員、市民など三〇〇人を越える人たちが盛んな拍手で代表団を出迎えた。議長室で小休止ののち、三三人の市議会議員が待ち受ける議場に代表团が入り、平本昇策議員の司会で歓迎式が開催された。まず、鈴木明夫議員が代表团員の紹介、藤沢市議会議員の紹介を行った。次いで、①内田松男議長の歓迎の挨拶、②普団長の挨拶、③昆明市常務委員会からの記念品の贈呈、④藤沢市議会から代

団長 普永寿 昆明市人民代表大会常務委員会副主任
 団員 何波 前昆明市人民代表大会常務委員会主任
 “ 王元昌 昆明市人民代表大会常務委員会城郷建設工作委
 員会主任

“ 楊宝熙 昆明市盤竜区人民代表大会常務委員会主任
 “ 金鑑 昆明市路南県人民代表大会常務委員会主任
 “ 王家寿 雲南省外事弁公室副処長

また、こうした代表团とともに、中国人民政治協商会議雲南省委員会常務委員で聶耳の実兄、聶叙倫氏が同行することが明らかになった。なお、日程については、四月八日に来日、同一五日に離日するまでの八日間とすることが決まった。

四月八日、井上正一郎副議長、山本捷雄議員、久保田圭一助役等が、成田で代表团を出迎えた。代表团は同日は都内に一泊し、翌九日

表団、昆明市常務委員会、昆明市人民政府、雲南省に対する記念品の贈呈が行われ、議会への表敬訪問が終了した。

代表団はこのあと葉山峻市長を表敬訪問したのち、議員との会談にうつった。このなかでは、加藤誠夫市議会議務局長が「地方自治と藤沢市の概要について」を説明し、普団長も「昆明市の概要と常務委員会の内容」についての説明を行った。この第一回の会談には議員三〇人が参加した。同日夕方には、議員をはじめ各界代表一〇〇人程が参加した歓迎パーティーが開かれ、平沢信雄議員が進行係を務めた。正副議長、市長の挨拶、団員の紹介、花束贈呈、団長の挨拶ののち、秋本善幸商工会議所会頭の音頭で乾杯、懇談にうつった。舞台では琴の演奏、詩舞が演じられ、三堀義一農業協同組合長の閉会の挨拶で幕を閉じた。

翌四月一〇日は、代表団は市内の工場、公共施設の視察を行った。これには西条節子、落合四郎、服部圭介の各議員が同行し、ヤタルト工場、小糸小学校、いすゞ自動車、相模ハム工場を視察した。同日夜は、五十嵐紀子、渡辺光男、山本捷雄の各議員宅でホームパーティーが催され、代表団は三班に分かれて訪問し、それぞれの議員宅では多数の議員も参加して夜遅くまで交流が行われた。

四月一日には、今回の招請の主行事である聶耳記念碑の除幕式が行われた。代表団は、除幕式に先立ち、南消防署と老人福祉センターやすらぎ荘を視察した。これには杉山幸春、小野孝一の両議員が同行した。午後に行われた鵺沼海岸の聶耳記念広場完成およびレリーフ除幕式では、議長、市長、長洲一二県知事とともに普団長、聶叙倫氏がティーブカットを行った。また、式の終了後には記念の植樹のほか、祝賀会が開かれ、五〇年前の聶耳を偲んだ。

四月一二日には、第二回の議員と代表団との会談が開かれた。ここでは、「建設、経済」(司会 桜井正平議

員」と「教育、福祉」（同 今村信也議員）の二つのテーマのもと、代表団、議員共にそれぞれのグループに分かれ、活発な質疑応答を行った。市議会議員は両グループに一六人ずつが参加した。そして、会談終了後には、市民会館で、代表団、議員、市理事者、商工会議所、農業協同組合、聾耳記念碑保存会、都市親善委員など六〇人をこえる出席者によってお別れ昼食会が開催された。小野議員が進行係を務め、内田議長、普団長のお別れの挨拶、葉山市長の乾杯のあと懇談となった。井上副議長の閉会の挨拶の後、参加者の拍手に送られて代表団は箱根に向かった。代表団は同日は箱根で一泊し、翌一三日には京都、一四日には奈良を見学し、一五日午後、大阪国際空港から帰国の途についた。

二 昭和六一年六月定例会（六月六日～六月三〇日）

六月定例会は、六月六日に開会され、三〇日までの二五日間にわたり開催された。本定例会に先立ち、六月二日に衆議院が解散され、参議院の改選と合わせて七月六日の「衆参同日選挙」となったため、当該選挙に必要な予算が提案されるなど、例年になく多くの議案が提案された。しかし、各議員はそれぞれの選挙応援などのためか、審議は比較的平穏に進み、議案はすべて承認、可決された。

理事者側から提案された議案は、専決処分の承認を求める議案をはじめ、秋葉台公園球技場スタンド新設建築工事や（仮称）市営永山住宅新築工事等の工事請負契約、石名坂温水プール開設（昭和六一年一〇月三〇日）に伴い使用料金や管理委託等を規定する石名坂温水プール条例の制定、市三役や議員の給料・報酬等を引き上げる非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部改正等二八議案、報告一六件で、また、議員提案による「国鉄輸送力の増強等に関する要望決議」が可決された。

表61-1 各委員会正副委員長一覧

(昭和61年6月選出)

委 員 会	委 員 長 (会派名)	委 副 員 長 (会派名)
総務常任委員会	関根宗四郎 (自由同志会)	山口 敏夫 (日本社会党)
民生常任委員会	西条 節子 (市政市民会議)	斉開 壽久 (公明党)
建設常任委員会	杉山 幸春 (自由同志会)	小川竹次郎 (民社クラブ)
文教常任委員会	落合 四郎 (自由同志会)	今村 信也 (日本共産党)
西・北部地域開発促進特別委員会	藤谷 昌男 (日本共産党)	服部 圭介 (公明党)
交通改善対策特別委員会	小野 孝一 (日本社会党)	吉田 信行 (自由同志会)
水害・公害・地震対策特別委員会	村上 悌介 (公明党)	長田 良彦 (自由同志会)
議会運営委員会	黒江 貞子 (日本社会党)	桜井 郁三 (自由同志会)
議会報編集委員会	平本 昇策 (自由同志会)	鈴木 明夫 (民社クラブ)

定例会ではまた、請願二件、陳情一四件が出されたが、国鉄湘南貨物駅の用地等に関する請願が採択されたほかは、すべて結論保留または結論を得るに至らなかった。

一般質問は六月一九日、二〇日、二三日の三日間にわたって行われ、今村信也（共産党）、津田萬次郎（市政市民会議）、長谷川忠勤（民社クラブ）、宮地淳子（共産党）、内田末吉（公明党）、宮治政弘、滝沢茂男（以上、自由同志会）、村上悌介（公明党）、山口敏夫（社会党）の九議員が質問に立ち、行財政改革、清掃、福祉、教育、都市整備、生活環境等について、市の考え方を質した。

定例会最終日の六月三〇日には、議会の常任委員等の改選が行われ、表1のように各委員会の正副委員長が選任された。なお、六月定例会初日の六日開会前に、永年在籍議員の表彰伝達式が議場で行われた。西条節子（市政市民会議）、長谷川忠勤、内田松男（以上、民社クラブ）、黒江貞子（社会党）、高山年正（緑風会）、岸本



故山口倉吉元市議会議長の市議会等合同葬儀（弔辞を捧げる内田松男市議会議長）

え藤沢市議会と四団体の合同葬儀として、葬儀を行った。

一般質問

六月定例会の一般質問は、六月一九日、二〇日、二三日の三日間にわたって行われ、前述の六会派九人の議員

英夫（公明党）、渡辺光男（自由同志会）の各議員は、関東市議会議長会、全国市議会議長会から勤続一五年以上として表彰された。また、山口倉吉議員（自由同志会）は全国市議会議長会から議員四〇年以上の特別表彰を受けた。議場では内田松男議長から表彰状と記念品が伝達された。

このうち、四〇年勤続表彰を受けた山口議員は、六月二三日に逝去された。定例会最終日の冒頭、議場では全員起立し黙祷を捧げたのち、藤沢市議会を代表して津田萬次郎議員が追悼演説を行い、ついで葉山峻市長もまた市民を代表して、山口議員に対し、哀悼の言葉を捧げ、冥福を祈った。藤沢市議会はまた、同氏の四〇年にわたる議会活動に貢献された功績に対し、議会葬を執り行う方針を決め、故人とかかわりの深かった藤沢市観光協会、藤沢市交通安全協会、藤沢市北交通安全協会および藤沢市サッカー協会とも協議のうえ、内田議長を葬儀委員長とし、七月二八日に藤沢市民会館を会場に合同

が質問した。まず、都市整備関係では、湘南台駅および周辺整備の問題が取り上げられた。慶応義塾大学の開校等を控え、将来の利用客の増加が予想されるため同駅西口広場の見直しを進めるべきではないか、相模鉄道いずみ野線の湘南台乗り入れに対する市の見解、湘南台公園と湘南台文化センターを連続させることについて、どのようにして整合性を図っていくか等の質疑が行われた。これに対して理事者側は、慶応義塾大学の進出に伴い、大半の通勤・通学者のバス輸送を湘南台駅で受けていく必要がある。しかし、既存の西口広場では対応が不十分であるため、早急に湘南台駅のバス需要の調査を行い、広場の改造計画を策定する意向であることを明らかにした。また、相鉄線の乗り入れ問題については、いずみ野線のいずみ野から中和田間が六三年四月に開業が予定されていること、中和田以西への延伸については、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議で、関係市ともども相模鉄道に対して早期実現の要望を行っている。運輸政策審議会の答申でも七五年までに湘南台へ延伸する必要を認め、相模鉄道もまた延伸に向けて努力していきたいとしており、本市も延伸の促進について要望していく、と説明した。湘南台の文化ゾーンについては、設計の中で文化センターと隣接する公園とが一体となるような地形としての建築が考えられており、緑で覆われる自然環境を創造していきたい。そして将来的には総合市民図書館、湘南台公園、そして湘南台文化センターを経由して駅に至るプロムナード構想により文化ゾーンの形式を図りたい旨の答弁を行った。

こうした湘南台の課題とともに、都心ゾーンの問題も取り上げられた。北部には湘南台文化ゾーンとしての位置づけがなされているが、今後の藤沢都心ゾーンとしてのビジョンを聞きたい、という質問である。市長はこれに対して、駅周辺の商業集積、奥田地区の公共・文化施設、それに新林公園、境川、柏尾川の川べりなどを結びつけ、各施設間の連続性を高めることで都心ゾーンを構築していきたいと答弁した。

都市整備ではまた治水対策も取り上げられた。境川について降雨時の上流の情報収集システムや横浜市の和泉遊水池計画の進捗状況等の質疑が出された。前者の問題について、日下清消防部長が、南北両消防署の雨量観測データをはじめ、上流市の各消防本部に依頼し詳細な情報の把握に努めるとともに、アメダス情報の提供を日本気象協会に委託し早期の入手体制をとっている。河川の水位についてもテレメーターの端末機を置くなどして、的確な状況把握を行っている」と説明した。また、遊水池については、本島栄三下水道部長が、進捗率は用地買収を含めると八五パーセントであり、本市も早期の完成を期待していること。また、流域都市の開発に伴う遊水池対策については、境川流域総合治水対策協議会で、各市、町が整備計画を立て、遊水池の設置指導を行っている」と答弁した。

教育関係では、十数年前に防音工事を行った古い校舎などについて実態調査の必要があるのではないか、防音改築工事を計画的に行うべきではないか。中学校ではPTA会費以外に学校備品充当の名目で費用を徴収している」と聞いているが。本市の平和教育の内容等について質問が出された。学校教育施設に対する防音工事について、布施光明教育総務部長は、これまでに小学校一校、中学校五校の計一六校で実施した。このなかには相当老朽化している部分もあるので、調査を実施し、防衛施設庁に対して補助採択基準の見直し等の要望を行っている」と答えた。PTA会費以外の費用の徴収について、神部昭三教育長はそうした事実を認めたらうで、学校教育のなかでは父母負担の軽減、公費負担の原則に従い、実情を確認したらうで、改善に向けて努力していきたい意向を表明するとともに、平和教育については、学習指導要領に「広く世界の人々に対し、正しい理解と愛情を持ち、人類の幸福に役立つ人間を育てる」とあるので、それに基づいて国際平和や人類の幸福追求を指導していること、社会科や国語科でも平和教育の機会がもたれている、と説明した。

福祉関係では、本市の老後の福祉施策のあり方や老人福祉施設の配置計画のほか、地区社会福祉協議会のあり方が質された。社会福祉協議会が行っている活動のなかで、保健・文化・レクリエーション行事については、関係他団体にまかせ、地区社会福祉協議会は、本来の業務である高齢者、生活困窮者等の救済福祉活動に専念すべきではないか。町内会費から一括して社会福祉協議会の会費を徴収しているが、福祉活動に対する個人の参画意識が薄れるので、個人による募金方法に改めるべきではないか等の質問が出された。井上華之助民生担当理事は、地域の福祉活動を重点にして取り組んでいる一方、指摘されたように文化、レクリエーション事業も行っており、今後より一層の福祉の活動についての働きかけをしていきたいと述べるとともに、会費の徴収については、核家族化、婦人の社会参加等、留守の家庭も多く一戸一戸集めることが難しくなっているが、提言の趣旨については、社会福祉協議会の理事会に伝え、努力させていきたい、と答えた。

総務常任委員会

総務常任委員会は六月一〇日および一六日に開催され、議案六件、請願二件、陳情九件を審査した。議案六件はいずれも可決すべきものと決定し、請願は一件が採択すべきものと決定、一件は結論を得るに至らなかった。陳情は九件のうち八件が結論保留と決定し、一件は結論を得るに至らなかった。

採択された請願は国鉄湘南貨物駅の用地等に関する請願である。これは、六〇年一一月に廃止された国鉄湘南貨物駅の用地約二万坪の利用について、村岡地区自治町内会連合会から出されたもので、①跡地利用については藤沢市の都市計画の一環として位置づけしてほしい。②利用について国鉄側と研究を進める体制を早急に確立してほしい。③東海道線の混雑緩和に向けて貨物線の利用促進と合わせ、貨物駅跡地へ大船―藤沢駅間の中間駅を設

けることを検討してほしい、というものである。この請願の審査で、理事者側は、跡地利用と根岸線の延伸について国鉄側に働き掛けを行ってきた。その中で、国鉄側は①市で跡地利用計画があれば協議に応ずる。②旅客需要からみて根岸線の延伸は必要ない。③新駅の設置は、新たな旅客需要がなければメリットがない。④新駅設置はすべて地元負担でお願いしたい、と言っていることを明らかにした。これに対して、市は①跡地利用については国鉄と協議していきたい。②東海道線の混雑緩和を図るうえからも根岸線の延伸は必要であり、新駅はこの点から検討していきたい。③東海道線の間駅としては藤沢駅から二キロメートルの距離であり、運行効率、旅客需要の点から困難であろう、と考えていると説明した。委員からは「地元の要望を生かすために、具体的にどのように取り組んでいるのか」、「長期的な考え方で跡地を確保する考えはないか」等の質問が出された。これに対して荻原万寿則市長室理事は、東海道本線の混雑緩和を第一義的に考えた場合には根岸線の延伸による新駅設置が最善策になるのではないかと思うが、延伸が不可能になった場合も想定して対策を考えておく必要がある。また、国鉄が跡地をどの程度売却するかが明らかにになっていない。現状では延伸を想定して土地を取得していくことになると思う。しかし、駅舎だけに限定すると根岸線の延伸が不可能になった場合、非常に制約された土地になってしまう。したがって市街中心地の整備との関連のなかで、利用目的を明確にしたうえで必要最小限の面積を取得することを考えている、と答弁した。そして採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定した。

同委員会はまた、（仮称）湘南台文化センター市民ホールに関する陳情を審査した。この陳情は藤沢子とも劇場協議会から出されたもので、先に設計案が発表されたセンターの市民ホールの舞台等に関して、①設計案の円形のオーブンステージをプロセニアムアーチ式（額縁式舞台）にしてほしい。②この場合、観客が良い条件で見ることができ、採算的にも上演可能な八〇〇席に近づけてほしいことなどを要請したものである。委員からは、

実施設計の段階で額縁方式を主とした形に変更できるのか、舞台方式を採用すべきではないか等の意見が出された。これに対して金井輝自治文化部長、飯島進（仮称）湘南台文化センター開設準備担当参事、小坂隆三施設整備担当参事等は、円形のオーブンステージ、移動式の額縁式舞台、いずれの場合でもそれなりに活用できるように実施設計をしていきたい。円形の中に額縁式舞台をどのように組み込んでいくかという点は検討の余地があるが、円形そのものを変えて額縁式舞台を主としていくことはできないと考える。建物は演劇のできる多目的ホールという位置づけをしており、利用団体として演劇のほかコーラス、民謡、日本舞踊、民族芸能等の団体が想定され、利用度も高いと考えている等の説明を行った。委員会は陳情文の一部訂正承認後、採決に移り、挙手多数により結論保留と決定した。

総務常任委員会ではこのほか、湘南ライフタウンの藤沢市編入関係の陳情や大型間接税の導入中止を求める請願等が審査された。ライフタウンの市境問題では、これまでの話し合いの経過を市側が説明した。それによると地域住民との話し合いの結果、両市の消防・救急・警察の連絡を密にしてほしい等、三五項目に及ぶ要望、意見が出されており、市境については一致して藤沢市への編入を要望していた。これを受けて五月二二日に第八回の行政協力研究会を開催したが、現在一部の調整を残して協議が終了していること等が、村山俊博総務担当理事および窪島義公行政総務担当参事から報告された。審査では、そうした要望の本身や六三年三月の区画整理完了までに市境問題の解決は可能なのか等の質問が出されたが、解決のめどについては、西部土地区画整理事業の換地処分の終了に合わせて解決を図るといふ基本的な考え方は持っており、これをもとに今後も努力する旨を市側は表明するにとどまった。委員会はこの問題については話し合いを続ける必要があるとして、全員異議なく結論保留と決定した。

大型間接税の導入中止を求める請願は、これが実施された場合、市民生活に重大な影響を与えるため、導入中止を求める決議を行い、政府、関係機関に意見書を提出してほしいというものである。討論では「可処分所得が減っている今日、さらに国民の生活を圧迫するものとなるので、この段階で反対していくべきであり、採択したい」。「大型間接税は国の財政面との兼ね合いの中で出てくる問題であると思う。現段階ではわからない部分もあり時期尚早であるので不採択としたい」。「もう少しばらく国の動向等を見守る必要があるので継続審査とした」と委員の意見が分かれた。採決の結果は、いずれも過半数に達せず、結論を得るに至らなかった。なお、三月の委員会で結論保留となっていた住宅・都市整備公団の業務縮小、民営化に反対し、公団事業推進を要望する意見書に関する陳情については、採決の結果、趣旨了承・趣旨不了承・結論保留のいずれも過半数に達せず、結論を得るに至らなかった。

民生常任委員会

民生常任委員会は六月一二日に開催され、議案一件、陳情二件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情二件は結論保留と決定した。また、「その他」として、岩屋洞窟再開等調査結果と、市民病院増床整備のそののちの経過について理事者側から報告を受けた。

このうち、昭和四六年三月に死傷者を出す落石事故が起きて以来、閉鎖されていた岩屋洞窟の再開問題について、市側は次のように説明した。

閉鎖後の観光客の動向をみると、島の頂上から岩屋海岸にかけて来遊する観光客は年々減少し、昨年度の調査では、江の島を訪れる観光客の一五パーセントしか頂上以南を訪れていないことが明らかとなった。このため、

観光地江の島の資源保全と観光振興の観点から洞窟再開の可能性について検討を進めるとともに、昨年七月には観光協会を母体に、地元代表、江島神社、県・市による岩屋洞窟再開等推進委員会を発足させ、今後の対策の検討を進めてきた。また、市が委託した調査の報告書が提出され、そのなかで稚児ヶ淵から岩屋洞窟までの遊歩ルートが八案提示された。そして、これらの案については、推進委員会でも後も検討を続けるとともに、国・県・日本観光協会等の意見も聞きながら検討を進めたいと述べ、市として洞窟の再開に向け努力することを明らかにした。

これに対して、委員からは「工事費はどのくらいか」、「今後のスケジュールは」等の質問が出されたが、市側は具体的な工事費についてはまだ算出されていない、「今年度中に最終案を出すことを目標に、積極的に検討を進める予定である」と説明したのとどまった。

また、市民病院の増床問題について、市側は基本計画案を策定し、各部門との調整を行うとともに医師会とは月一回程度の定例会を開き検討を進めてきた。その結果、基本計画案に対する理解がほぼ得られている。運営システムと機能分担の整備、執行体制や雇用対策等の問題については今後とりまとめを行いたい。建設計画については地下一階、地上八階（一部九階）で、延べ面積は一万四〇〇〇平方メートル、建設費用は建物が五一億円、医療機械の購入費が約一二億円、計六三億円程度になると推定している。日程については、六一年六月から七月に基本設計、八月から十一月に実施設計、一二月から六二年一月に契約等の諸手続きを終え、遅くとも三月上旬には起工式を行い、六四年四月にはオープンしたいと考えていることが報告された。

文教、建設常任委員会

文教常任委員会は六月一三日に開催され、議案一件、陳情一件を審査した。その結果、議案は可決すべきものと決定、陳情は結論を得るに至らなかった。また、「その他」として、市立小・中学校の副教材費について、教育委員会から報告を受けた。

結論を得るに至らなかったのは、「義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与費の国庫負担制度からの除外」反対についての陳情で、上記職員の給与費の除外に反対する旨の意見書を大蔵・文部・自治の各大臣に対して提出してほしいというものである。審査では「趣旨は理解するが、国家財政が危機に瀕している状態を考慮して、趣旨不了承としたい」、「福祉、教育を削り、軍事費のみ突出させる国の方針に反対し、趣旨不了承としたい」、「さらに検討すべき部分もあり、結論保留としたい」と委員の意見が分かれた。このため、採決の結果、結論を得るに至らなかった。

建設常任委員会は、六月一日に開催され、議案二件、陳情二件を審査した。その結果、議案二件は可決すべきもの、陳情二件は結論保留と決定した。また羽鳥踏切立体化事業について市から報告があった。

陳情の二件の内訳は、マンション建設反対と葬祭場利用反対であった。このうち後者の陳情は、市内の亀井野に仏具店が建設した店舗等に対して、町内会が葬祭場として営業するのは約束違反であり、これに反対するといふものである。市の説明によれば、建物の一階が仏具店舗と事務所、二階が事務所、ホールおよび集会所で、建築確認済の建物である。場所は住居地域で、斎場利用について法的に規制することはできないが、利用内容を確認したところ、主に会食を目的とし、斎場としては使用しないということであった。陳情代表者も同様な説明を

受けたことから、それ以上の調整は必要としなかった。しかしその後、業者が近隣住民に対して一年ないし三年後には斎場として利用したいと説明したことから、陳情が提出されたと経過を説明した。

質疑では、すでに手続上の問題が済んでしまったあとに、陳情者の意向に沿った調整を行う考えはあるかと市側の対応が質された。これに対して市側は、問題が建築行政の範囲を超えた市民相互間の感情、周辺の環境との融和という民事的問題として受け止めている。このため、市の行政が及ぶ範囲で、解決に向け努力するという答弁にとどまり、委員会でも結論保留となった。

特別委員会

交通改善対策、西・北部地域開発、水害・公害・地震対策の各特別委員会は、いずれも閉会中の五月に開催された。

交通改善対策特別委員会では、新湘南国道の進捗状況、横浜市営地下鉄の湘南台乗り入れのその後の経過、国鉄輸送力の増強についての審査を行った。このなかで、市営地下鉄の乗り入れ問題の経過について市側は次のような説明を行った。

横浜市は地下鉄の建設について、一号線（舞岡／湘南台）、三号線（新横浜／あざみ野）を緊急に建設する路線として力を注いでおり、現在一号線のうち、舞岡／戸塚間の工事が進められている。戸塚／湘南台間については、昨年七月の運輸政策審議会で七五年までに開設の必要性を認める答申がなされており、横浜市は五月一六日の市議会本会議で、本年夏ごろまでに路線を確定し、建設計画の具体化を図っていく方針を明らかにした。この路線が確定すれば、両市の協議に入り、おのおの議会の議決を得て運輸大臣に事業免許の申請をすることにな

る。横浜市はこの事業免許の取得について、三号線の新横浜／あさみ野間の建設に着手したあとに申請をしたいと考えている。

水害・公害・地震対策特別委員会では、事件摘発から約一年を経過したカドミウム流出事件のその後の経過について、市側が説明した。まず、本年度から発現場の恒久対策工事に着手したことが報告された。この恒久策は汚染源を中心に、長さ一〇メートルのバイル三〇〇本を地中に打ち込み大きな囲いをこしらえ、汚れた土壌を特殊工法で固形化、表面をアスファルトで覆い、カドミウムの流出を完全にストップさせようというもので、費用は七〇〇〇万円で、七月中旬までに完了させたい、と説明した。また、二・一ヘクタールの農地汚染対策については、検討委員会が高濃度汚染土壌について、汚染源封じ込めと同じように、現場で封じ込め処理する方法が適当である、との中間報告を行っていると説明したが、今後の対応については、有効に土地を利用していくため、地元の意向を基本にして、関係者と慎重に検討していきたいと述べるにとどまり、技術的にも、予算的にもこの問題の解決が容易でないことを示唆した。

三 昭和六一年九月定例会（九月八日～九月二六日）

九月定例会は、九月八日から二六日までの一九日間にわたり開催された。この定例会に先立つ九月二日付で、内田松男議長（民社クラブ）は井上正一郎副議長（自由同志会）宛に「一身上の都合により辞職したい」と申し出た。このため定例会冒頭の本会議はまず、議長の辞職の許可を決することから始まった。次いで選挙にうつり投票を行った。その結果、投票総数四二票、有効投票中長谷川忠勤議員（民社クラブ）二八票（自由同志会一七票、新政会一票、民社クラブ四票、公明党五票、緑風会一票）、桑原正一議員（共産党）三票、白紙一一票



土地区画整理（立体交差）事業に着手した羽鳥踏切

（社会党七票、市政市民会議四票）で、長谷川忠勤議員が議長に当選した。これにより、議長職はひきつづき民社クラブ所属議員が占めることとなった。

定例会には市長からは、片瀬市民センター改築工事や北部焼却施設改善整備事業破砕施設建設工事等の工事請負契約、印鑑登録事務の電算化に伴う印鑑条例の一部改正、土地信託制度を導入するための市議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例及び市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の一

部改正、藤沢駅北口ビルの六階部分を借用し、市民ギャラリーとして活用するための運営管理を定めた市民ギャラリー条例の制定、羽鳥踏切の立体化と周辺整備のための藤沢都市計画事業辻堂（羽鳥立体）土地区画整理事業施行条例の制定、長久保公園整備に伴い特別会計を設置するための特別会計条例の一部改正、約一六億円の財政調整基金積立金を含む総額二八億七九〇八万六〇〇〇円の六一年度一般会計補正予算など二三議案、報告一〇件、請願五件が上程された。そして、審議の結果、全議案が可決された。また、議員提案による「厚木基地周辺の航空機騒音対策に関する意見書」、「暴走族一掃に関する意見書」ほか一件の意見書が可決された。

人事案件では、教育委員会委員の関本信氏の任期満了に伴い、新たな委員として西山伸二氏の任命に同意し、固定資産評価審査委員会委員の川端和治氏の任期満了に伴う新たな委員として瀬高真成氏の選任

に同意した。なお、本定例会には来春の市議會議員選挙を睨んで、議員定数の削減をもとめる陳情とともに事実上の増員となる地方自治法の規定通りの議席とする旨の陳情が出され、前者は結論保留に、後者は趣旨不承となった。

提案された議案のうち、土地信託制度の導入に伴う議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例及び市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の一部改正についての採決では、共産党は退席した。理事者側は、六一年五月三〇日の地方自治法および同法施行令の一部改正に伴うもので、議会の議決により、普通財産である土地を信託することが可能となり、信託の受益権が公益財産に位置づけられ、議会の議決を必要とする財産の取得、処分の基準に、信託による受益権の買入れ、または売り渡しの基準が加えられたことによるものであると提案説明を行った。

委員会付託前の本会議の質疑では、信託制度の導入に対して、「今後、どのように対応していくのか、基本的考えを聞きたい」「信託制度の導入により、本来自治体がその責任で建てるべき建物を民間企業が建て、市がそれを借りるとすると問題が起きる心配はないか」と市の姿勢について質問が出された。橋本宰俊財務部長は、自治体は土地だけを提供し、資金と運営等は信託銀行等に行ってもらうことで双方にメリットがあるといわれている。しかし県内の場合、川崎、横浜の大都市は別として、地方都市の場合、採算の見通しが悪いものについては、信託銀行等が土地信託契約に応じないというケースが多いと聞いている。したがって、信託の導入実現は非常に難しい状況にある、と説明するとともに、懸念する事態については、自治省から「地方公共団体の公用あるいは公共用施設の建設等は、本来地方公共団体の責任と負担において行われるべきものであることにかんがみ、これを主たる目的とする信託は行わないこととする」との指導が出ていることを明らかにし、本市の場合、適当

な用地もなく、土地信託制度の利用については今のところ考えていない、と答弁した。

条例案を審査した総務常任委員会では、土地信託制度が「出てきた背景には、貿易摩擦や内需拡大問題があり、民間大企業の活力を最大限に図る、いわゆる民間活力論から出てきているのではないか」、「公有地の取得というものは、本来市民の用に供するために行うものであって、そこから利益を生むという性格のものではないと思う」等の意見が出された。市側はここでも再度、現在の時点では、この信託制度を活用する考えのないことを表明した。質疑に続く討論で、共産党の委員は「結論として態度を保留し、採決に加わらない」と表明し退席した。休憩を経て再開した委員会では採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定した。

一般質問

九月定例会の一般質問は、九月二三日、二四日、二五日、二六日の四日間にあつて行われた。質問者は長田良彦（自由同志会）、日原通晴（社会党）、藤谷昌男（共産党）、鈴木明夫（民社クラブ）、斉間壽久（公明党）、渡辺光男、吉田信行（以上、自由同志会）、桑原正一（共産党）、柳谷亮子（市政市民会議）、服部圭介（公明党）の一〇人の議員で、財政見直し、清掃、福祉、道路整備などについて、市の考えを質した。

まず、慶応義塾大学の進出問題が取り上げられた。進出に伴う関係機関との調整、開発許可等の進捗状況、地元民対策、開校時期や用地確保の見直し、これに関連した道路整備の問題等である。葉山峻市長はこうした質問に答えるなかで①開校は昭和六五年四月、②全体規模は三三・四ヘクタール、③受け入れのための道路や下水道整備の見直しもついたこと等を明らかにした。市長は「六月から始まった環境アセスや埋蔵文化財調査を六二年度までに行い、六三年度で造成工事、六四年度当初に建築工事に着手する」と述べるとともに、用地の確保に

ついで、大学がすでに相模鉄道から買収した二六・九ヘクタールに加えて、周辺の六・五ヘクタールを農家などから追加買収する計画である。今後は最近地元でできた遠藤西部対策委員会を窓口にも買収等を積極的にバックアップしていくつもりであり、地元の地権者から要望のある税の特別措置については、公共用地扱いで免税措置（一人当たり所得三〇〇万円までは無税）を適用するよう国税庁との間でコンセンサスが得られたと説明した。また、周辺整備のうち道路問題については、市道高倉遠藤線を西に延伸する湘南台ルート、辻堂駅からの北に延伸させる辻堂ルートを基本に考えているが、大学開校時までには湘南台ルートを優先整備する。将来は横浜から湘南台に乗り入れる市営地下鉄、相模鉄道の平塚駅までの新線、海老名などとの新交通システムについても検討していく。公共下水道については、相模川流域下水道藤沢寒川幹線のルートを変更して利用できるようにしてもらい、開校に合うよう県および関係市町と協議を進めていることを明らかにした。

次いで、情報公開制度とプライバシー保護、それに条例が制定された市民ギャラリーの問題が取り上げられた。前者の質問は情報公開制度が今年の二月にスタートしたこと、これに伴い、情報公開と「表裏一体」の関係にある個人情報保護制度研究委員会が、市長の諮問機関として七月八日に発足したことによるものである。ちなみに、同委員会は六二年三月末の答申を目的に①個人情報の範囲とプライバシーの概念、②保護制度の基本的あり方、③保護の範囲と保護基準、など保護制度全般についての調査・研究を行うものである。情報公開は、原則公開の名のもとにプライバシー侵害の恐れのある情報が開示されていないか、企業の営業活動に伴う公開請求に対する歯止めの措置などについて質疑が行われた。

葉山市長は七カ月を経過した情報公開制度の利用状況について、合計で一七二三件、うち請求時にその場で情報提供できたものが一六八五件、請求書を出していただいたものが二八件ある。この二八件の公開状況は、公開

が二四件、一部公開が二件、非公開が二件、請求者のうち、市内在住者一五人、市外在住で市内に固定資産を持つ者二人、そして条例が規定する「何人も」によるその他市外の者が八人であることを明らかにした。また、基本的な人権としてのプライバシーの保護への配慮については、基本原則の一つとして最大限の保護をうたっており、侵害の恐れのある情報については原則として非公開としている。公開することによって侵害の恐れのあるものについては、情報公開制度の精神や、公益性等との兼ね合いも十分考慮して判断しており、名簿のたぐいについては、本市の情報公開条例に照らして、原則的には非公開とせざるを得ない、との答弁を行った。

市民ギャラリーについては、条例の制定を踏まえて個展の開催の可能性、グループ展の取り扱い、運営協議会の役割等が質された。これに対して葉山市長は、現在の利用状況や設置目的である市民美術創作活動の成果、発表の場を提供するという趣旨に照らして、まず市民の美術団体に提供したいと考えている。したがって個人の使用、個展については遠慮を願いたい。グループ展については、小人数による個展のための集まりと思われるものは、話し合いのうえ、避ける方向で指導していきたい。運営協議会については、事業実施の助言や運営の御意見をいただくもので、学識経験者、利用団体代表、それに市民代表の計七人を予定している、と答弁した。

一般質問では、このほかにも広範かつ個別具体的問題も取り上げられた。辻堂駅遠藤線の拡幅工事の完了予定、善行長後線の整備計画、未査定道路および鶴沼耕地整理地区内の未舗装道路の舗装問題、辻堂南部地区の整備計画、辻堂駅前公園地下駐輪場問題、柄沢土地地区画整理事業の施行方法など道路および地域整備の問題、減少が続く保育園入園児童数の問題、障害者施設での防災対策、宿泊体験学習事業へのかかわり、総合市民図書館の開館に伴う夜間開館の問題、学校給食施設での石鹼洗浄など、福祉、教育問題、円高による市財政への影響、市職員給与水準の適正化、コンピューターの利用状況などについての質問が出された。

常任・特別委員会

建設常任委員会は、九月二日に開催され、議案六件、認定二件、陳情六件を審査した。その結果、議案六件は可決すべきもの、決算は認定すべきものと決定した。また陳情は、四件を結論保留、一件を取り下げ承認、一件を趣旨不了承と決定した。

結論保留となった四件の陳情のうち二件は、マンション建設にかかわるものであった。住宅密集地での共同住宅建設により生活環境等が悪化するので建設に反対するというものである。委員からは、この陳情を含めて、当委員会にはこの種の陳情が多く出されるが、用途地域の見直しをする必要があるのではないか。用途地域の見直しが困難なら、住民の総意でできる建築協定を結ぶことを市が住民にPRしてはどうか、等の意見が出された。これに対して理事者側は、特定地域のみ用途地域の見直しは困難である。建築協定については、機会があるごとに説明しているが、地権者の協力が得られないために協定が結ばれた実績はない。既成市街地こそ良好な住環境を保持するために建築協定を結ぶ必要があるので、今後も継続して指導をしていく旨の説明を行った。

総務常任委員会は九月一七日に開催され、議案六件、請願一件、陳情一三件を審査した。議案六件はいずれも可決すべきものと決定し、請願は結論を得るに至らなかった。陳情は一三件のうち一件が趣旨了承、一件が趣旨不了承、一〇件が結論保留と決定、一件は取り下げを承認した。このうち、委員会の審査で白熱した討論となったのが、本項の冒頭に記述した市議会の議員定数の是非をめぐる論議であった。委員会には議員定数に関する陳情（陳情六一第一〇号）、議員定数に関する陳情（陳情六一第二二号）、市議會議員定数に関する陳情（陳情六一第一三号）の審査が付託された。

陳情第一〇号は六会地区自治会連合会から出されたもので、議員定数を現行の四四人から四〇人にしてほしいというもの。また陳情第一三号は善行地区自治会連合会から出されたもので、陳情第一〇号と同じく四〇人にしてほしいというものであった。これに対して、陳情第一二号は革新統一を促進し市民要求の実現をめざす藤沢各界連絡会ほかから出されたもので、議員定数を地方自治法の規定どおり四八人にしてほしいという趣旨であった。

人口三〇万人を超えた場合、地方自治法上の議員定数の上限は四八人となっているが、藤沢市議会では昭和五七年六月に全会派一致で四人減の定数減少条例を可決し、翌年の五八年の統一地方選挙では四四人の定数で争われた。したがって、六二年の統一地方選挙を控えて、「再減員」と「法定定数化」という相反する陳情が出されたことになる。

委員会の審査では、まず神奈川県内一九市の法定議員定数と減数条例の状況が報告され、質疑のなかでは、次のような意見が出された。

「〔自治会が政治的な問題でこのような請願を提出する〕自治会一般の運営のあり方について、請願するのがいいとか悪いとかいうのは別にしても、一般的な指導、示唆ということは、市としても無関心でいるべきではないのではないか。」「四〇名という数字が果たして妥当かという問題を考えるときに、いろいろと考え方があると思う。四四名から四〇名にすれば、少数精鋭主義に徹して中央の党利党略がなくなっていくのか。これは非常に難しい問題ではないか。」「来年を目指して新人の方が、四四名ならば自分も……ということもあったのではないか。さらに減らせということになると、被選挙権を著しく拘束することになることもあり得ると思う。それをどう判断すべきかということも、この委員会でやらなければならぬのか。」「ここでだれが回答するとい

わけにもいかないし、意見を戦わせるといっても議運の場所と違うから、いずれにしても、各党派、自分たちの考え方、意見を述べて、それで採決するなり何か全体の意見を集約してもらおうよりしょうがない。

ついで討論にうつり、自由同志会の山本捷雄委員は「党派として、市民意識調査なども計画しており、その結果を見て会派の意見としたい。したがって、陳情六一第一〇号、一三号は継続審査としたい。一二号については、現状のなかで定数増は考えられないので趣旨不承とした」と述べた。

社会党の日原通晴委員は「市の人口が三五万人を超えた時点で見直し、若干増やすべきだ」という基本的考え方を持っているが、来年の統一選については、議運の申し合わせ四四名を尊重していききたい。しかし陳情の四〇名にすべきだという意見、自治法どおり四八名にすべきという意見の両方も謙虚に受けとめたい。そういう意味から、三本の陳情については結論保留としたい」と述べた。

公明党の岸本英夫委員は「陳情第一〇号あるいは第一三号については、この陳情の趣旨そのものについては、陳情権ということについては尊重しなければならない。しかし陳情を出す時期は、もう少し早目に出していただいた方が、実際的なことではなかったか。また新人の方々のことも考えておかなければならない。ここで急に変化があれば、それを著しく制限することは被選挙権の制限にも通ずることからして、現行がいいのではないか。ただ、この陳情については検討する必要があるので一〇号、一三号は結論保留、一二号は趣旨不承としたい」と述べた。

共産党の桑原正一委員は「四〇名にすべきであるという二つの陳情には反対である。前回の議運でも自治法どおりでやるべきであるという考え方を持っていたが、議会全体でまとまるのであればということ、四四名の定数ということと合意を見た。党派として自治法どおりの四八名にすべきであろうという基本的見解を持ち続けて

きた。一二号は趣旨了承とし、一〇号と一三号は趣旨不了承とした」とした。

最後に民社クラブの内田松男委員は「陳情の背景には、国の行革等の情勢変化があり、その動きが市議会にも求められたもので、陳情の趣旨は理解できる。しかし、議員定数の削減は人口比や面積、市政の動向を勘案して論じられるべきと考える。第一〇号、第一三号は結論保留、第一二号は趣旨不了承とした」と開陳した。

採決の結果は、陳情六一第一〇号、第一三号は挙手多数により結論保留と決定、陳情六一第一二号は挙手多数により趣旨不了承と決定した。

総務常任委員会では、このほかにすべての商品・サービスに課税する大型間接税の導入中止を求める請願についても委員の意見が分かれた。政府の税制調査会が審議を始めた大型間接税について、これが導入されると市民生活に重大な影響を与えるので、大型間接税導入中止を求める決議を行い、政府等関係機関に意見書を出してほしいという趣旨の請願である。「税制調査会で検討されているいずれの案も、強行されれば国民生活に重大な影響を与えるので、大型間接税の導入には反対である。よって、本請願は採択したい」。「税制調査会で審議されている段階であり、現時点で結論を出すことは時期尚早である。よって本請願を不採択とした」。「増税には反対であるが、もうしばらく税制調査会の動向を見守る必要がある。よって、本請願は継続審査とした」と意見が分かれた。会派別では、社会党、公明党、共産党の委員が採択を、自由同志会が不採択を、民社クラブが継続審査を主張した。採決の結果は、採択・不採択・継続審査のいずれも過半数に達せず、結論を得るに至らなかった。

文教常任委員会は、閉会中の八月二二日と定例会中の九月一六日に開催された。八月の同委員会では、七月一八日に起きた滝の沢小学校のプール事故について教育委員会の説明が行われた。学校管理下の児童の水泳指導中

に起きた事故について、その責任を痛感し、今後このような事故が起こらぬよう努力するとともに、万一に備えた救急体制のあり方を関係機関と検討していくことが報告された。これに対して委員からは「水泳は体育にとつて有効なので、安全対策を十分図り、水泳指導を充実させてほしい」との要望がなされた。

九月一六日の同委員会では、議案二件、請願一件を審査し、議案は可決すべきもの、請願は継続審査すべきものと決定した。

この継続審議となった請願は、湘南教職員組合から出された義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等と水準の維持向上を求める請願で、主題のような意見書を関係大臣に出してほしいというものである。教育委員会は請願の内容に関連して「国庫負担率が引き下げられたものもあり、臨時教育審議会や臨時行政改革推進審議会では、国、地方の費用負担のあり方の観点から引き続き見直しを行うというところである。これが現実化することになれば、本市にとってさらに財政への圧迫が大きくなる恐れがあるので、これまでと同様、全国市長会や県市町村教育長連合会を通じ、国庫補助負担率の引き下げ措置を行わないよう国に対して要望していきたい」との説明を行った。

討論では、「国の行政改革は評価するが、地方自治体や市民への影響を考えると、軽々にこの問題を論断することは困難と考えるので継続審査をしたい」とするものと、「国の財政再建の名のもとに教育費が削減される状況にあるので、義務教育費国庫負担削減に反対する意見書を出すべきと考え、採択したい」との意見が開陳され、採決にうつった。その結果は、採択すべきものと継続審査すべきものとが挙手同数となった。このため委員長裁決となり、その結果、継続審査すべきものと決定した。

民生常任委員会は、八月二七日と九月一二日に開催された。八月の同委員会では、九月五日に開場する藤沢市

畜場（大庭台墓園内）の完成披露を兼ねた現地視察を行った。一方、九月一二日の同委員会では、議案一件、決算の認定二件、陳情二件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、決算二件も認定すべきもの、陳情二件は結論保留と決定した。また、「その他」として、北部焼却施設改善整備事業について市の報告を受けた。

以上のような各委員会の審査結果は、定例会第三日の九月二二日の本会議で報告され、各委員会の報告のとおり可決、認定された。なお、義務教育費国庫負担に関する請願は、本会議でも継続審査、採択が同数となり、議長裁決により継続審査となった。

四 昭和六一年一二月定例会（一二月二六日～一二月二〇日）

一二月定例会は一二月二六日に開会され、会期を一二月一九日までの二四日間と定め、議案等の審議に入った。

本会議初日の一二月二六日には市長から昭和六〇年度決算全般に対する提案説明が行われ、二日目の一二月二八日にはこれに対する質疑が行われ、決算議案については同日設置された六〇年度決算特別委員会（宮治政弘委員長・自由同志会、柳谷亮子副委員長・市政市民会議）に審査が付託された。同委員会は一二月一日から四日までの四日間審査を行った。

定例会三日目の一二月五日には、専決処分等の承認等議案九件、報告一件に対する提案説明が行われ、四日目の一二月八日にはこれに対する質疑を行い、あわせて請願六一第八号すべての商品・サービスに課税する大型間接税の導入中止を求める請願に対する紹介説明を紹介議員が行った。そして、この日に上程された九議案のうち専決処分の承認等二議案を議決し、報告を除く七議案を各所管の常任委員会に付託した。

建設・民生・文教・総務の各常任委員会は、一月九日から一二日までの四日間に委員会を開催し、付託議案等の審査を行った。

「議員定数」問題で自然閉会

定例会五日目の一月一七日には、各委員会からそれぞれ報告を受け、議決の後に一般質問を行う予定であった。ところが、同日議長宛に、自由同志会・民社クラブ・新政会各議員団所属の八人の議員から提出された市議会議員の定数を減少する条例の一部改正の議案の取り扱いをめぐって調整がつかず、同日は議事に入るに至らず延会となった。六日目（一月一八日）、七日目（一月一九日）の両日も同議案の取り扱いをめぐって協議が続けられた。けれども結論をみるに至らず、とりあえず一月二〇日まで会期を一日延長した。定例会最終日の二〇日も深夜まで協議が続けられたが、調整ができなかったので結局、同日自然閉会となった。このため、損害賠償額を定めた専決処分承認および字区域の変更の二議案についてののみ原案承認・原案可決としたにとどまり、六〇年度の一般会計および一〇特別会計決算は、決算特別委員会で審査されてすべて認定すべきと決定されたが、その経過と結果を審議すべき本会議が自然閉会となったために、審議未了となった。このほかのすべての議案も審議未了、廃案となった。このため二件の請願も本会議での議決に至らず審議未了となった。

総務常任委員会―定数論議結論出す

一月二日定例会に先立つ一月二七日に、総務常任委員会が開催された。九月定例会で結論保留となった議員定数の削減に関する二件の陳情の継続審査と、九月定例会終了後に出された議員定数に関する五件の陳情を審査す

るためのものであった。質疑、休憩をはさみ、討論にうつった。「総務常任委員会の記録」は、次のように記している。

「委員長、質疑を打ち切り、討論を求めたが討論なく、本問題については、昨年一二月、議会運営委員会で議員定数については四四名とする。また改選二年前に見直しを行うという結論を出している。その後、陳情が提出され、現在七件が出されている。本陳情についての結論を出すに当たっては、議員全員の問題なので、新たに議会としての考え方をまとめる必要があると考える。このためには、議長において議会運営委員会、代表者会議等、十分議会内の意思の統一を図る必要があると考える。よって、このことを議長に申し入れ、その回答を待つことを確認して、一二月定例会では、本委員会の審議を尽くすということで、結論保留とすることに異議がないか諮り、全員異議なく、本七陳情は結論保留と決定」

一二月定例会では、一二月一二日の総務常任委員会で、議案一件、請願一件、陳情四一件が審査された。このうち、議案は可決すべきものと決定、請願は結論を得るに至らなかった。陳情は一件（湘南一〇〇年フェスティバルに市当局の参加をもとめる陳情）が趣旨了承、七件が結論保留と決定、残る三三件は結論を得るに至らなかった。この三三件はすべて議員定数に関するものであった。それだけに、九月定例会で提起された議員の定数問題が来春の市議改選を控えて市民の間に大きな関心を呼び、主要な争点に発展したことを示したものであった。そして、これらの陳情の内容は、現行の議員定数四四人を維持してほしいというものと、定数を四人削減してほしいというものとに大別されるものであった。

委員会では質疑はなく、ただちに討論にうつった。自由同志会所属の委員は、約三五六〇の無作為のアンケートを実施したこと、（回答率は）三〇パーセント強であるが、そのうち減員すべきというものが約六〇パーセン

トあることをあげて、減員の方向を市民が望んでいる。また、行革は議員みずから手本としていただきたいとの意見もかなりある、という調査結果を披瀝した。そして、ここ数年自由同志会としては、市の職員定数を増やさずに行革を進めるという意向であった。また議員もみずから一緒になって行革を進めていくべきだとの考えであるので、議員定数を四〇人に減員する陳情の趣旨を了承し、他を不了承としたと表明した。

社会党所属委員はこれとは反対に、定数削減の陳情については残念ながら賛成できない。現行の四四人を維持する陳情を採択したいと表明した。そして、その理由として、議員定数の問題は地方自治の基本的問題である。地方行革のみの考え方に立って定数問題を考えると、危険な方向にいくのではないか。議員一人あたりの人口では藤沢市の場合、大変多く、これ以上減らすと民意の反映が困難になってくる。地方議会そのものが、本会議重点から委員会重点に代わりつつある中で、市民の声を代表しているにもかかわらず委員会にも参加できないという場面も出てくるだろう。また、昨年度の議運の申し合わせについても、議会運営の上からも尊重したい、と述べた。

公明党所属の委員は、結論的には削減することには賛成できない。四四人の現行でいくという陳情の趣旨を了承したいと表明して、次のような理由をあげた。

本来、議員定数については、人口比、面積比、財政面からも検討を加えなければならない。近隣各市で減らしているところもあるが、議員一人あたりの人口が五〇〇〇〜六〇〇〇人である。本市の場合、四名の削減となると議員一人あたりの人口が一万人になる。七〇〇〇〜八〇〇〇人を維持すべきで、それを削減することは、自分で自分の首を締めるようなものである。藤沢市の状況をみると、政党とか大きな組織を持っているとか、町内の代表とか、そういう方でなければ個人の力で立候補して三〇〇〇とか二五〇〇の票を得て当選することは不可能

になってくる。そういう意味からも、議員定数の減員は、自縄自縛になっていくのではないかと考えられる。

共産党所属の委員は、まず公明党委員の述べられた点に大変共鳴するところがあると述べたうえ、既に来年四月の選挙に向け市民の間にいろいろな動きが始まっている。そこで今、定数を削ることになれば、市政に参画したいと考えている人達の芽を摘む結果になりかねない。削減を主張する人は行革を錦の御旗に掲げているが、真の行革のあり方は、議員定数を減らすことで実現するものではない。行政をチェックすることが議会に課せられた任務であり、定数問題を行革の対象にするのは正しくない。今回の陳情、特に「いたずらに中央の党利党略をもって議会運営に当たるとは市民のひんしゆくをかう」などという形で、神聖な議会を、さもそういうふうになっていくのごとく思われるような表現をもった定数の削減要求には同意できないと述べて、減らすという陳情は了承、現状維持の陳情を趣旨了承と表明した。

民社クラブ所属の委員は自由同志会と同じく、四〇人に定数を削減することについては趣旨了承、現状維持の各種陳情については了承とすると表明した。その理由として、民社党は行革を推進していく政策の一党である。お金を減らすことばかりが行革ではなく、あらゆる問題について市民のニーズに応えられるような行政の実現こそ最も好ましい。私達がその市民の信託にこたえて議会活動を展開していくという意味に理解している。ただし、定数の妥当性については、三六人が妥当なのか、四二人が妥当なのか、四四人の現数が好ましいのか。検討すればするほど難しい問題を抱えている。とくに、議会の尊厳と品格、自主性の問題等、こういうことから考えれば当然、市民は天の声とは言っても、何人にしなさいということについては抵抗を感じると述べた。

市政市民会議所属の委員は、いろいろな面から難しい問題がたくさんあって、大変重大な問題であるので、即刻判断をすることについての認識にはない。議会として取り組むことがたくさんあり慎重に今後も討議を重ねて

いきたいと述べ、結論を保留すると表明した。

各会派の意見はこのように分かれた。したがって採決の結果は、減員、現状維持のどの陳情も、趣旨了承、趣旨不了承、結論保留のいずれも過半数に達せず、結論を得るに至らなかった。

こうした委員会での陳情審査の結果を踏まえて、先に述べたように、自由同志会・民社クラブ・新政会各議員団所属の八人の議員から市議会議員の定数を減少する条例の一部改正の議員提案が出されることになる。そしてその取り扱いをめぐって調整がつかず、一二月定例会は自然閉会となった。

総務常任委員会ではまた、大型間接税またはそれに類する間接税の導入に反対する意見書を政府および関係機関に提出してほしいというすべての商品・サービスに課税する大型間接税の導入中止を求める請願が審査されたが、九月の定例会と同様に、採択、不採択、継続審査に委員の意見が分かれ、採決の結果は、結論を得るに至らなかった。また、湘南ライフタウンの茅ヶ崎市域の編入に関する陳情も、九月の定例会にひきつづき結論保留となった。

民生、建設、文教常任委員会

民生常任委員会は一二月一〇日に開催され、議案一件、陳情五件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情五件はいずれも結論保留と決定した。また、「その他」として市民病院の増床整備の経過について、約五五億円の増床整備費のうち三二億円について起債の承認をうけたことと、実施設計も最終作業に入っていることが報告された。また中央卸売市場のその後の経過については、市場内関係業者と協議を重ねてきた「仲卸業者の増社」についての話がまとまったので、来年度から営業開始ができるように努力していく旨の報告を市側から

受けた。

建設常任委員会は二月九日に開催され、議案五件、陳情八件を審査した。その結果、議案は可決すべきものの、陳情は四件が結論保留、一件が趣旨了承、二件が趣旨不了承、一件が取り下げ承認と決定した。また「その他」で、市営古里住宅の事故について市から報告が行われた。今回も陳情八件のうちマンション、アパート関係のものが半分の四件を占めた。

文教常任委員会は二月一日に開催され、請願一件、陳情一件を審査し、請願は採択すべきもの、陳情は趣旨了承と決定した。採択された請願は九月定例会で継続審査となっていた義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等と水準の維持向上を求める請願である。委員からは「本市の財政への圧迫を考え、採択したい」との意見と「国の動向をもうしばらく見守りたいので、継続審査をしたい」との意見が出されたが、委員会としては採択すべきものと決定した。このため、請願は本会議で議決される予定であったが、定例会が自然閉会となったため、審議未了となった。また、委員会では「その他」として、六〇年二月定例会で採択となった江の島の緑と景観の保護についての請願のその後の経過が報告された。教育委員会は、これまで当該土地の買収交渉を進めてきたが、交渉の途中で、この土地が寺院建設を目的とする別の業者に転売されたため、その後この業者と買収交渉を行ってきた。しかし、買取価格の折り合いがつかず、交渉は難航している状況であると報告した。

水害・公害・地震対策特別委員会は二月一六日に開催され、最近の厚木基地の問題について、市の説明と質疑が行われ、「厚木基地における夜間連続離着陸訓練（NLP）の中止と安全飛行に関する意見書」の提出を決定した。しかし、これもまた自然閉会となったため審議未了となった。

五 昭和六二年一月臨時会（二月一七日）

一二月定例会が自然閉会となったため、審議未了で廃案となった議案のうち緊急を要する議案を審議するため、一月一七日に臨時会が開催された。

上程されたのは下水道条例の一部改正、藤沢都市計画北部第二（一地区）土地区画整理事業施行に関する条例等の一部改正、六一年度一般会計補正予算、六一年度長久保公園用地先行取得事業費特別会計補正予算、損害評価会委員の選任等八議案である。

長谷川忠勤議長（民社クラブ）が開会を宣し、会期を一日間と決定したのち、ただちに議案の審議に入った。いずれも市が再提案したもので、日程にしたがって議案が上程され、いずれも委員会への付託を省略し、討論ののち、採決を行い、原案のとおり可決、同意して一月臨時会は閉会した。臨時会で唯一の人事案件となった損害評価会委員については、長田暹、白石彰平、二宮章の三氏の選任に同意した。なお、一般会計補正予算は一億九千九百四十七万〇〇〇円で、このなかには円高の影響による回収物の価額低落により事業運営が困難となっている神奈川県資源回収協同組合藤沢支部に対する補助金四十七万二〇〇〇円も含まれており、補正予算を加えた六一年度一般会計予算は七億六千三百一十〇〇〇円となった。

六 昭和六二年二月定例会（二月二十五日～三月二七日）

二月定例会は、二月二十五日から三月二七日までの三十一日間にわたって開催された。本定例会には先の一二月定例会で廃案となり、一月臨時会に提案されなかった議案をはじめ、昭和六二年度一般会計予算および一四特別会

計予算、さらに農業共済事業会計の事務費賦課総額等の決定についてなど六四議案が上程された。

定例会初日の二月二十五日には、六二年度の市政運営方針および予算の大綱について、葉山峻市長の施政方針演説が行われたのをはじめ、六二年度一般、特別会計予算案、六〇年度一般、特別会計決算の認定、それに関連議案等の提案説明が行われた。

二日目の二月二十七日には、これに対する質疑を行い、各常任委員会への付託等を決めるとともに、六〇年度決算の認定に関しては、六〇年度決算特別委員会を設置し、審査をこれに付託することを決めた。また、同日、大型間接税（売上税）の導入反対、マル優廃止反対を求める請願、雇用対策の強化・拡充を求める請願、一・八リットルびんの超軽量化反対についての請願等一一件の請願が上程され、それぞれ紹介議員が要旨の説明を行った後、各所管の委員会への審査の付託を決めた。

定例会三日目の三月一〇日には、六〇年度一般、特別会計歳入歳出決算の認定について、決算特別委員会での審査結果が報告され、各会派の代表が歳入歳出決算について討論を行い、委員会報告のとおり認定することを決定した。また、各常任委員会からそれぞれ付託された議案に対する審査の結果が報告され、原案のとおり可決されたが、総務常任委員会に付託された請願のうち、防衛秘密に係わるスパイ行為等の防止に関する法律案（国家秘密法案）に反対する請願は、採択に賛成するもの二〇人、継続審査四人、不採択に賛成のもの一八人で、いずれも過半数に達せず、結論を得るに至らなかった。

定例会の四日目の三月一二日と五日目の一三日に代表質問が行われ、終了後に六二年度予算等特別委員会（斎間寿久委員長・公明党、小野孝一副委員長・社会党）の設置を決め、六二年度の予算案および関連議案の審査をこれに付託した。

定例会最終日の三月二十七日には、予算等特別委員会から六二年度予算および関連議案の審査結果の報告を受け、各会派代表による討論が行われ、異議なく原案のとおり可決した。また、西・北部地域開発特別委員会から西部・北部両土地区画整理事業の区域内の開発について、交通改善対策特別委員会から市内の交通渋滞箇所解消と生活環境の改善、国鉄等輸送力の増強、交通安全施設整備等について、水害・公害・地震対策特別委員会から市内の水害対策、公害対策および地震対策について、それぞれ審査および調査した結果が報告され、議員提案による「売上税導入及びマル優制度等廃止に反対する意見書」ほか二件の意見書が可決された。そして二月定例会の閉会にあたり、長谷川忠勤議長が挨拶に立ち、四月三〇日をもって四年間の任期満了を迎えるにあたり、理事者ならびに関係職員の協力に対して謝意を述べるとともに、県議会、市議会に立候補を予定されている議員各位の健闘と、今期をもって勇退される議員に対して今後本市発展への尽力を求めた。葉山峻市長もまた議長について挨拶に立ち、四年にわたる任期を間近にした議員各位に謝意を述べ、定例会は閉会となった。

なお、二月定例会に先立つ二月一八日には、議員全員協議会が開催され、理事者側から市民病院増床整備の経過が報告された。

決算特別委員会

昭和六〇年度決算は、一二月定例会で審議未了となったため、再度、二月定例会に決算総額一〇三〇億円の認定について提案された。このため、六〇年度一般会計歳入歳出決算の認定、六〇年度北部第一土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算の認定等一件の決算認定を審査するため、二月二十七日に定数一三人で構成する六〇年度決算特別委員会が設置され、翌二八日に審査を行った。

審査では、まず、先の一二月定例会で設置された六〇年度決算特別委員会が、一月二八日および二月一日から四日の五日間、本一一決算に対する実質的な審査をすで行っており、その内容が別冊の「昭和六〇年度決算特別委員会の記録」に明らかであることから、決算特別委員会としてはこれを尊重し、本特別委員会の記録とあわせて永久保存の処理をすることを確認の上審査に入り、討論、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定した。

定例会三日目の三月一〇日にこれらの審査結果を報告した。そのなかで、六〇年度のが国の経済が、政府の市場開放策や内需拡大策等による持続的成長への努力にもかかわらず、実質的経済成長率が、当初見込みの四・六パーセントを下回る四・二パーセントという結果になった。このため年度途中には市民税の落ち込みが懸念されたが、決算での対前年度の伸び率は、市税全体で八・七パーセント、市民税で一・九パーセントを確保することができた。また六〇年度に国は国庫補助金の一部削減を行ったが、事業の見直し、経費節減、特定財源の確保に努力し、新総合計画最終年次に諸施策を推進した理事者、職員各位に敬意を表すると報告した。

六〇年度決算の結果は、一般会計の決算額が、歳入総額七億七千四百六十一万七千円、歳出総額七億二千六百九十四万三千円、歳入歳出差引額四億七千九百六十四万四千円。また一〇特別会計決算では、歳入総額二億六千七百七十七万七千七百七十七円、歳出総額二億五千六百九十九万九千九百九十九円、歳入歳出差引額一億五千七百七十七万七千七百七十七円。総計決算における歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を控除した実質収支は、六億六千二百〇万円の黒字であった。

委員会では、こうした内容に対して各会派の委員から、付託されたすべての決算を認定するとの討論がなされ、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定した旨、委員長から報告された。

本会議では、質疑を省略して、ただちに各会派の代表による討論が行われた。平本昇策（自由同志会）、山口

敏夫（社会党）、斉間壽久（公明党）、今村信也（共産党）、津田萬次郎（市政市民会議）、鈴木明夫（民社クラブ）の各議員が討論に立ち、次のような意見、要望が出された。

「六〇年度決算では、翌年度への繰越金が膨大な額となっている。今後、適正な予算執行をするよう要望する」、「一日も早い全市的な下水道の整備を要望する」、「国民健康保険事業は巨額な赤字を生じている。制度の見直しを図るよう関係機関へ要望されたい」、「入札制度の民主化、円高不況の中小企業者への優先発注等、きめ細かい施策の展開を要望する」、「福祉基金の積立、ふれあいセンターの開設、痴呆性老人民間措置施設整備助成など、国の補助金切り捨て政策にもかかわらず実現されたことに対して評価する」、「市道藤沢村岡線の街路改良は高く評価するが、現在の交通渋滞を解消するよう要望する」。

そして、いずれの会派も、上程された全会計決算を認定することを討論のなかで表明し、委員会報告のとおり認定することを決定した。

昭和六二年度の施政方針と代表質問

二月定例会初日の二月二五日に、葉山峻市長は昭和六二年度の市政運営の方針ならびに予算の大綱について説明した。まず、わが国の経済情勢について、急速な円高の進行により輸出関連製造業の企業収益の悪化が進み、景気は停滞の色を濃くしているという認識を示した。そして、政府予算も財政再建を優先するため、昭和三〇年以来の低い伸び率となっており、一般歳出も五年連続マイナスの超緊縮型となっている。また、国の税制調査会の答申による所得税、法人税の減税、マル優制度の原則廃止、売上税の導入などの税制改革が勤労者や中小企業者にとってマイナスになる可能性が強く、将来、増税による財政運営への道を開くことになり、そのしわよせが

市民と自治体に降りかかるのではないかと懸念している。

このように四囲の情勢は厳しいが、ことしは憲法、地方自治法施行四〇周年にあたることから、憲法を暮らしのなかに生かし、安心して暮らせるまちづくりを目指して、平和と市民福祉と自治をさらに前進させるために全力を尽くす決意を表明した。

ついで財政運営と予算編成にふれ、国の地方財政計画では地方債依存度が九・九パーセントになり、借入金依存度が一段と強まり自治体の財政運営がさらに苦しくなるのではないかと考えられる。本市の市税収入の伸びも数年來鈍化しており、法人市民税が前年度を下回ることが予想され、市税は対前年度比四・一パーセントの低い伸び率となり、市債も六一年度当初に比べ発行予定額が二四・九パーセントの増となった。このため財政調整基金から一〇億二〇〇万円余を取り崩して、市民病院の増床、湘南台文化センターの建設に充て、新総合計画第二次基本計画の二年目の諸事業の推進を図ることにした。

この結果、六二年度の歳入歳出予算規模は、一般会計で七六五億五一七二〇〇〇円、特別会計では五七二億七五三万七〇〇〇円、総額一三三七億五九二四万九〇〇〇円、前年度当初と比較すると、一般会計で一〇四・八パーセント、特別会計で一・一・四パーセント、予算総額で一〇七・六パーセントとなった。

さらに、「健康と福祉」、「環境」、「教育・文化」を重点に予算配分を行ったことを踏まえて、六二年度の重点施策についてその大綱を説明した。主な事業では、下水道事業会計が、前年度より一八・八パーセント多い一四六億円余りを組んで東部処理区・村岡地区での事業の推進を図るほか、市民病院増床事業に一四億五〇〇〇万円、湘南台文化センター建設事業に八億円と大型事業を本格的に着工するのをはじめ、従来からの基金の積立（愛の輪福祉基金積立金、みどり基金積立金）に加えて新たに大庭台墓園基金の創設、また補助割合を拡充した

老人入院見舞金・看護料助成、あるいは北部焼却場施設改修、学校給食の単独校方式への切り換えに伴う給食調理室の新設・改築等、それに独居老人緊急通報システム、民間保育所補助、葛原第二ごみ最終処分地整備、狹隘道路整備、野外体験施設基本構想策定、ヤングテレホン相談等の新規事業も盛り込んだ。一方、国民健康保険料を平均七・八パーセント引き上げることも明らかにした。

なお、二月定例会に先立つ二月一八日に葉山市長は記者会見して、県内の首長としてははじめて焦点となつてくる売上税について「市民生活と地方自治体に及ぼす影響が大きく、将来にわたって禍根をもたらすと考えられる」として反対の意向を表明した。そして六二年度の予算編成にあたっては、「売上譲与税を見込んだ対応は無理で、その意思もなかった」ことも明らかにした。

六二年度一般会計予算など二九議案に対する代表質問は、三月一二日、一三日の二日間に行われて、今回は六党派七人が質問に立ち、六二年度予算の執行方針をはじめ、財政、福祉、建設、教育、商工、生活環境などについて市の考え方を質した。

そのなかでも、各党派は財政問題を大きく取り上げた。円高不況による税収見通し、公債比率、財政運用、売上税導入による市財政への影響等である。

まず、市税の見通しについて葉山市長は、本市の場合、輸出型関連企業が多いことから市税の大幅な減少は避けられない。法人市民税は決算見込みで、前年度に対し六一年度で一三パーセント程度、六二年度で一〇パーセント程度の落ち込みが予測され、六三年度以降についても、現在のところ好転材料がなく、六二年度並みの推移をたどるものと思われる、その見通しを述べた。公債比率については、六〇年度決算で、全国類似団体が一一・六パーセント、神奈川県在全市平均が九・八パーセントであるのに対して、本市の場合は八・八パーセント

であり、まだ起債能力が高い財政状況にあると述べた。これは、経済不況下で積極的な財政運営を行う場合、公債の発行高によっては、市財政を圧迫し硬直化が予想されるのではないかと、との懸念に答えたものである。また、売上税の導入による六二年度の影響については、六三年一月一日実施を想定した場合、地方税の税率改正、減税等で約三億五七〇〇万円、電気・ガス税で約二億七一〇〇万円、計六億二八〇〇万円の減収。一方、減収の補填分として、市たばこ消費税の特例延長で二億二三〇〇万円、売上譲与税三億六〇〇万円、マル優廃止による減収が八〇〇〇万円、合計六億九〇〇〇万円、六二年度では約二〇〇〇万円の減収が予想される。このほか、売上税の対象と予想されるものとして、請負契約、物品購入、清掃等業務委託など、六〇年度発注額で二二三億六九〇〇万円あり、税率が三パーセントの場合には約六億七〇〇〇万円くらいの影響を受けると、その見通しを述べた。財政運用に関しては、補助金の問題も取り上げられ、前年度踏襲型のように補助金が見受けられるが、補助金制度を基本的にとのようになっているかという質問に対して、橋本宰俊財務部長は、補助金のあり方や効果的な支出については、毎年度精査しているが、対象や内容が非常に多岐にわたることから、存否の判断が大変難しい現状にある。今後については、行財政問題協議会でも、補助金の見直しを検討する考えであることを明らかにした。

代表質問のトップに立った自由同志会の関根宗四郎議員は、財政問題はもとより、市長の政治姿勢、まちづくり、行政改革、教育行政等を質した。まず、政治姿勢に関連して、市長の五選出馬の問題を取り上げ、かつては多選反対を掲げて前市長と争ったが、今は多選についてどのように考えているのかと市長の意向を質した。葉山市長はこれに対して、要は四年ごとに選挙が行われるので、そこにおける市民の選択と市長の考え方、あるいは市政と市民との期待のなかでおのずから決まってくるのではないかと答えた。関根議員はまた都市親善につ

いて、都市提携の方向づけ、交流の中身の明確化、提携費用の問題、行政組織体制の確立について質した。これは、アメリカのマイアミビーチ市、中国の昆明市につき、第三の姉妹都市としてカナダのウインザー市との都市提携を進めたいという市側の議会に対する打診を踏まえてなされたのである。葉山市長はこれに対して、都市提携は一般的には歴史的な背景や人口の規模、産業、文化などの類似性が動機となっているが、明確な基準はない。しかし、交流の基本は市民対市民の交流であり、それぞれの都市の内容を生かしながら対応していきたいと答えた。関根議員は湖南ライフタウンの市境問題も取り上げ、住民からの陳情が総務常任委員会で約四年間も結論保留となっており、両市長のトップ会談で解決を図らなければならないのかと指摘して、その見通しを質したのに対して、葉山市長は、境界問題については六三年度末に換地処分が終わるまでに、この問題の解決を図れるよう取り組んでいきたいと答えた。

社会党の小野孝一議員は、財政のほか、二年目に入る第二次総合計画の個々の施策を質した。まず、教育文化施設では野外体験施設の基本的な考え方を、次いで博物館については用地の問題を質した。神部昭三教育長は、設置を予定している野外体験施設について、利用の実態からすれば学校教育施設と社会教育施設との両用が考えられる状態にある。設置上は学校教育上の校外施設であるが、利用の検討にあたっては社会教育的な面から考えていきたい。また博物館の用地については、人の集まりやすい都心ゾーンに確保するよう検討していることを明らかにするとともに、博物館の成否の要素として、資料である物と人材、それに器としての建物の三点を挙げ、とりわけ物と人のウエイトが重視されるので、建設には長期の準備期間が必要であると説明した。

小野議員はまた、医療問題に関連して、後天性免疫不全症候群いわゆるエイズ対策を取り上げ、「現在、アメリカを中心に全世界で問題となっているエイズの対策について、どのように措置を講じているのか」と質問し

た。青木和昭市民部長は、保健所との協議を重ねながら、市民に対する直接的な啓蒙、啓発活動を行っており昨年四月から各保健所で相談業務を開始し、本年二月からは検査も実施している。また市民病院や救急隊員の感染防止対策についても体制を整えつつある、と対策の現状を説明した。

公明党の岸本英夫議員は、財政問題と六二年度の施策の大綱を中心に質した。このうち、福祉と健康に関する施策と関連して、国民健康保険料値上げの問題を取り上げ、「国保には高齢者の加入が多く、受診率が高い。その上国庫負担が不十分のため、国保会計の収支は悪化の一途をたどっている。国保会計に対する基本的な見解と今後の対策等を聞きたい」と質問した。これに対して、久保田圭一助役は、本市は六一年度までは、基金または繰越金等の充当により、保険料の改定をせずに済んできたが、六二年度には財源の確保が困難と予測され、一般会計からの繰越金を二億円増額しなければならぬ状況となっているので、平均七・八八パーセントの保険料の改定をせざるを得ない実態に追い込まれたと述べるとともに、今後は国庫補助金の増額等を求め、制度の改善を含め財源の確保に努めたいと答弁した。

岸本議員はまた、二月一〇日に個人情報保護制度研究委員会（野村二郎会長）が、葉山市長に対して「個人情報保護に関する市条例を制定、市の行政、運用の両面から法的に保護する必要がある」と答申したことに関連して、提言内容と基本的な理念を質した。これに対して、山本篤三郎助役は①プライバシーの自己規律権に基づく情報保護制度の創設、②情報収集の場合の保管、利用の適正手続き、③民間の個人情報利用に対する適切な指導、監督、の三点が重要なポイントであり、委員会の提言はそうした点を含めて条例化を図るようにという趣旨であるので、これを踏まえて六二年度中に個人情報保護制度の条例を提案したい旨を表明した。

民社クラブの小川竹次郎議員は、財政運営のほか、建設、福祉、教育文化、商工の各行政について質した。こ

のうち円高不況に関連して、福祉では障害者雇用の問題を、商工行政では市内の企業の実態把握や地域経済活性化への対応を取り上げた。円高不況による雇用不安が広がるなかで、市内事業所の障害者雇用の実態を質したのに対して、井上準之助民生担当理事は、藤沢公共職業安定所を中心に雇用の確保に努力し、管内の雇用状況は国の示している障害者雇用率一・五パーセントを上回る一・六パーセントとなっている。しかし、雇用率は前年度と比較すると横ばい状態であり、今後一層の努力が必要と考えていると答えた。また、企業の実態把握について久保田圭一助役は、六一年六月と一二月に市内の企業百社を対象に、企業収益に関するアンケート調査を実施したが、これによると企業経営が厳しい状況で、人員整理まで考えている企業も出ている。百社の単純平均では、収益は前年比二五パーセントのマイナスで、今年の市内工業出荷額の伸びは二〇パーセントのダウンになるのではないかと予想が出ており、厳しい実態となっていると説明した。

市政市民会議の西条節子議員は、財政運用、市民サービスの向上、国際障害者年の取り組み、教育文化について質した。市民サービスの問題では、職員研修と職場での対応、市民駐車場の問題を、国際障害者年の問題では、障害者福祉長期行動計画に対する所見を質した。研修の問題では村山俊博総務担当理事が、新採用から管理職までの階層別研修の概要を説明するとともに、そのなかで市長の政策目標等の周知を図っている。また、職員の活性化のために職場外研修と職場研修の二つの方策を組み合わせて実施しており、とりわけ職場研修の充実を進めていると答弁した。また、障害者福祉長期行動計画について、葉山市長は、その意義と重要性を十分認識し、全庁的な視点での対応を図らなければならない。福祉のまちづくりは、行政はもちろんのこと、市民、企業、医療機関、関係団体等が一体となって行っていかなければ、提言の実現はあり得ない。そして、従来の施設中心の考え方から在宅福祉中心へと展開しており、市民の福祉ニーズと時代に即応した幅広い市民福祉の推進に

努力したいと所見を述べた。

共産党の桑原正一議員は、市長の政治姿勢、まちづくり、地方「行革」、青少年対策を中心に質した。このうち、まちづくりでは、なぎさプランの中の一三四号線の四車線化問題を、地方「行革」では、公共料金の値上げ問題等を取り上げた。前者の四車線化の問題では、その必要性や住民代表が推進協議会の構成員に入っていないことを取り上げ、改善を促した。答弁に立った飯尾和雄企画政策担当参事は、まず四車線化の必要性について、片瀬海岸の交通量が一日平均二万台で、慢性的な交通渋滞を起こしている。このため生活道路への迂回や周辺住宅地での違法駐車の問題が生じており、これらの対策として四車線化が必要であると考えていると説明した。また協議会への住民代表の参加については、これまでも様々な県民参加の方式を取り入れ、具体的なプランづくりに取り組んでおり、今後とも住民代表を含んだ多くの県民の意見をまとめるための方策を実施していくよう、県に積極的に働き掛けていきたいと述べた。公共料金の値上げ問題では、特に国民健康保険料と保育料についていくつかの問題があることを指摘したうえで、保育料については、我が市独自の基準をつくるべきではないかと質した。これに対して、井上準之助民生担当理事は、保育事業は国の事務であるので、国の基準をもとに県内の各市がそれぞれの事情を考慮して、積み上げ方式で保育料を設定してきた。本市は特に低所得者に配慮する方式を採っているが、今後も国基準の六〇パーセントの水準を維持するよう努力したいと述べて、値上げ問題に対する理解を求めた。

代表質問の最後には自由同志会の平沢信雄議員が立ち、市長の政治姿勢、南部・北部の住環境整備、流域下水道、それに農業、商工、観光、清掃、衛生の各行政について質した。このうち、南部の住環境整備では、辻堂駅周辺整備に関連して羽鳥踏切立体化事業の進捗状況を、北部の住環境整備では慶応義塾大学の進出に伴う周辺整

備計画の問題を取り上げた。これに対して、上田卓道路部長は、辻堂駅周辺整備については昨年八月に都市計画上の手続きが完了し、昨日事業計画の認可を得ることができたと報告するとともに、用地取得については、約六〇〇〇平方メートルの買収計画のうち、約三八パーセント、二三〇〇平方メートルの用地取得が済みであり、残りの用地については六二年度末を目標に進めていきたい。また区画整理事業については、六二年度早々に審議会を設置し、六三年度には仮換地指定を行い建物移転を始める予定である。街路事業については、国鉄線下の詳細設計が終了し、六二年度はひきつづきアプローチ部分の詳細設計を行っていく予定で、六六年度末の完成に向けて努力をしていきたいと進捗状況を説明した。また、慶応義塾大学の進出に伴う周辺整備について吉田弘建設担当理事は、昨年九月に発足した地元代表からなる遠藤西部の対策委員会を窓口として話し合いを進めており、具体的な整備計画については、さらに協議を重ねて煮詰めたいと考えていると説明した。

以上のような各会派の代表質問が終了したのち、予算関連の二九議案の審査を六二年度予算等特別委員会を設置し、これに付託することを決定した。

予算等特別委員会

昭和六二年度予算等特別委員会は三月一三日に委員会を開催し、委員長に斉間寿久（公明党）、副委員長に小野孝一（社会党）の両委員を互選し、三月一六日から二〇日、さらに二三日、二四日の七日間にわたり審査を行った。

まず、全会計を一括した人件費および職員定数条例の一部改正について、「職員定数の減員に対する努力については評価するが、具体的に各職場の仕事量の把握、職員の適正配置についてはどのような考え方で努力された

のか、「民間委託に関し、今後の市の姿勢としては前向きに検討していく考えなのか」等の質疑が出された。

これに対して、理事者側は「市の基本方針として新規増員は極力抑制する方針で臨んできているが、一方で新規事務事業への対応、あるいは事務事業に見合った職員配置について、課長を中心にそれぞれの職場で議論を重ねながら調整したものである」。また民間委託については、「従来から市民サービスに直接関係あるものについては直営で行ってきたが、市民サービスや行政の効率的運営を追求する中で、若干の委託も行ってきた。今後は経済性の追求のみでは無理があるので、行政責任や法律上の問題がないか、十分考慮し、市民サービスの向上が図られるような効率的な運営について検討していきたい」と答弁した。

また、総務費および市民センター条例の一部改正について、市民集会のあり方や都市提携の問題が取り上げられた。「六二年度も一三地区で市民集会が予定されているが、そのあり方については時間的な制限や参加者の固定化等、種々の反省点がある。六二年度はどのような点に留意して行われるか」との質問に対して理事者側は、①六二年度は任期二年の運営委員が交代となるが、市民集会の円滑な運営を考え、また地区の要望もあって委員の約半数について六二年度のみの特例として任期を一年延長する。②開催日時については、土曜日、日曜日の午後後に固定せず、昨年二地区で成功した例につづき、平日の夜間開催をさらに進める。③各地区の実情にあったメニューを決めていただき、若い人達の参加を多く求めていく、と答弁した。

都市提携の問題は代表質問でも取り上げられたが、ここではより具体的に、「ウインザー市及びヤルタ市に国際親善市民訪問団を派遣し、市民交流を進めるとのことであるが、交流を進めるうちに都市提携へ発展するのが常識である。ヤルタ市との交流に関しては都市提携を前提にしないということだが、ソ連との関係については市民感情を正しく見極める必要がある。この点についてはどう考えているのか」と質問した。これに対して理事者

側は、「都市提携を結ぶ過程にはいろいろなケースがあるが、最終的には市民大多数の理解と議会の同意を得る必要があると考えている。またソ連に対する市民感情の複雑さについては理解しており、ただちに都市提携を結ぶ意思はない」と答弁した。

教育費関係では、総合市民図書館前の交通渋滞対策のほかに、野外体験施設の適地をめぐって論議が行われた。問題になったのは、予定地の川上村が、学校教育施設という観点から見た場合は適当な場所かもしれないが、社会教育を含めた教育全体から見た場合には、全市民が利用できる施設であることが望ましいと思うが、この点についてはどのように考えているのかということ、これに対して、「野外体験施設については、できるだけ近いところにつくりたいということで、関係機関にお願いをし、実地調査もしてきたが、県内には教育委員会が目的としている、豊かな自然の中で子供たちに野外体験をさせる適当な場所がなく、長野県川上村の千曲川源流が最も適した場所であると判断したものである。この施設については、飽くまでも学校教育施設として建設するものであるが、今後の利用については青少年団体の育成を含め、効率的な利用ができるようにしたい」という答弁がなされた。

このほか、民生費関連では南部の老人福祉センターの建設問題が、商工費関連では江の島植物園の入園者減少原因が、消防費では消防体制の問題等が質された。また、特別会計では、国民健康保険料の値上げの理由や市民病院の二〇〇床の増床に向けての人材確保の対策、市場統合へ向けての交渉の経過、下水道の東部処理区の進捗状況等の質疑が行われ、採決の結果、予算等特別委員会に付託された全二九議案について、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した。

こうした委員会の報告を受け、三月二七日の本会議では各会派代表による討論が行われ、次のような要望や意

見が出された。「国際親善は慎重に」、「清掃事業の充実を望む」、「福祉施策の推進を」、「体系的な都市整備を」、「平和事業の継続を望む」、「売上税反対を声高に」等である。そして、各会派はいずれも討論のなかで議案に対する賛成の態度を表明し、採決の結果、原案のとおり可決した。

常任委員会の動き

予算等特別委員会の設置に先立ち、各常任委員会が開催された。総務常任委員会は三月五日に開催され、議案四件、請願九件、陳情一七件を審査した。このうち議案はすべて可決すべきものと決定し、請願は八件が採択すべきものと決定、一件は結論を得るに至らなかった。陳情は一七件のうち七件が結論保留と決定、一〇件は結論を得るに至らなかった。

議案のうち六一年度の補正予算関係では、都市親善費六〇〇万円の問題を中心にして質疑がかわされた。これは、市内の市民団体が藤沢市と友好都市である中国の昆明市と共同で六一一年一月、昆明に藤沢昆明友誼館を建設したが、この資金として予定した寄付金が思うように集まらず、建設費の不足分六〇〇万円を市が肩代わりするため予算化したものである。

委員会では、「今後こうしたことがまた出てきて全部市がしりぬぐいしていくのはかなわないし、国際親善を損なうことになって困る。どう対処していくのか」と、市の姿勢について質した。これに対して荻原万寿則市長室長理事は、①市が市民団体の要望を全然無視するのは国際親善上好ましくないし、モース記念碑等に費用の半額補助を出すなど他の均衡も考え六〇〇万円を補助することにした。②今後、同じようなトラブルが生じないように、こうしたことが起きた場合は、早速事情を聴いて対処する。③運営については友誼館が私的利益に使



史跡景観の保護で陳情があった江の島

われないように、両市で明確な協議書を作っていく。④藤沢市は管理運営上の窓口は設けないが、利用について相談があれば、その取次をするなど、慣行上のものは行っていきたい、などの意向を示して了承を得た。

総務常任委員会ではまた、売上税反対の請願について、これを採択すべきものと決定したが、採択をめぐることは、自由同志会所属の四人の委員は退席し、採決に加わらなかった。この請願は湘南地区労働組合協議会などから出されていた売上税の導入とマル優の廃止に反対する請願八件で、反対の意見書を政府および関係機関に提出してほしという内容である。討論では、「税制改革の必要性はわかるが、売上税の導入を含めた今回の税制改正法案は不透明な部分がある。会派の調整がつかないので、本会議までには結論を出すことを前提として、採決に加わらず退場したい」と自由同志会の委員は主張し、退席した。一方、他の会派はいずれも採択を主張した。採決の結果は挙手全員により採択することに決定した。なお、三月一〇日の本会議では、自由同志会もまた今回上程された売上税については、現状では容認できない、公平な税制であることが合意、確認されるまで、導入されないよう求める、との討論を行い、委員会報告のとおり採択するこ

とが決定した。

文教常任委員会は三月四日に開催され、議案一件、陳情三件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情三件のうち一件が趣旨了承、二件が結論保留と決定した。趣旨了承となったのは、史跡名勝江の島の現状保存についての陳情である。この陳情は、藤沢市文化団体連絡協議会会長等から出されたもので、江の島の史跡景観を開発計画から守るよう適切な措置をとってほしいというものである。審査に際して教育委員会側は、江の島は過去に多くの開発に伴う問題が生じ、長年、住民、文化財保護委員会、行政が一体となって江の島を守る努力を続けてきた。ただし、文化財の保護については指導行政によるところが多く、また私有財産尊重の建前から法的な限界はあるか、厳しく対処している。今後の江の島の現状保存については、昨年より検討を始めた地区計画等をもとに、県・市・住民が一体となって真剣に取り組まなければならないと考えていることなどを説明した。

民生常任委員会は三月三日に開催され、議案三件、請願二件、陳情五件を審査した。その結果、議案三件は可決すべきもの、請願二件は採択すべきもの、陳情五件はいずれも結論保留と決定した。採択すべきものと決定した請願は、雇用対策の強化・拡充を求める請願と、一・八リットルびんの超軽量化反対についての請願である。このうち、後者の請願は、神奈川県酒類食品容器協同組合から出されたもので、一升瓶の超軽量化は使い捨てにつながるので、これに反対する意見書を関係機関に提出するとともに、市は広報等を通じて省資源、省エネルギーをPRしてほしいというものである。審査に際して市側は、一升瓶の回収ルートには、資源ごみとして回収されるものと、業者を通じて回収されるものがあるが、ごみの収集・処理の立場からは、使い捨てでなく、現在の回収システムを続けることが最善の方法であると考えている。市民に対する広報については、現在、ごみの減量やリサイクル、分別収集の徹底についてわかりやすく記載した「ごみと暮らしのノート」を作成中で、これを全世

帯に配付する。また、「広報ふじさわ」のなかでも啓蒙を徹底したいと説明した。また、酒屋等の流通経路を通じてのリサイクルの量はどのくらいかという委員の質問に対して、市側は本市としての数字は明らかでないが、県全体の数字から人口規模で割ると、本市内の一升瓶は年間約三四二トンが回収されていると考えられると答弁した。

建設常任委員会は三月二日に開催され、議案五件、陳情一二件を審査した。その結果、議案五件は可決すべきもの、陳情は一件が趣旨了承、六件が結論保留、四件が趣旨不了承、一件が取り下げ承認と決定した。また、「その他」として、公共下水道工事に伴うNTTケーブル切断事故について市側から報告が行われた。

以上の各委員会の審査結果は、三月一〇日の本会議に報告され、委員会報告のとおり可決、採択された。